

令和6年第3回定例会

## 予算特別委員会会議概要

委員長 竹山美虎

副委員長 里村誠悦

# 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局出席職員の職氏名	2

## 1日目 令和6年9月18日（水）

開会	3
開議・審査方法	3
大矢保委員（自民クラブ）	3
1 教育について	3
2 学校プール廃止について	6
木村淳司委員（創青会）	9
1 学校給食単価の増額に要する経費について	9
2 競輪事業特別会計について	14
3 林道整備事業について	16
木下靖委員（市民クラブ）	19
1 青森市移住・定住応援事業について	19
2 老人クラブ活動育成事業について	24
3 港湾文化交流施設活性化事業について	26
工藤夕介委員（公明党）	27
1 児童扶養手当について	27
休憩	29
再開	29
村川みどり委員（日本共産党）	29
1 夜間中学について	29
2 市営住宅について	31
3 駒込ダム建設工事について	33
4 緊急通報装置について	35
5 小・中学校の特別教室のエアコン設置について	36
6 通級指導教室について	37
藤田誠委員（立憲民主・社民）	38
1 学校給食費について	39
木戸喜美男委員（創青会）	47

1	鳥獣被害について	47
2	市民雪捨て場について	49
3	市営バスについて	51
4	害虫対策について	52
休憩		54
再開		54
工藤健委員（市民クラブ）		54
1	養護教諭の職務について	55
2	防災について	59
3	ゼロカーボンシティ宣言について	61
軽米智雅子委員（公明党）		65
1	QOL健診について	65
万徳なお子委員（日本共産党）		69
1	教員用のパソコンについて	69
2	災害救助犬団体への支援について	70
3	国スポの経費負担について	72
4	カクヒログループスーパーアリーナ（青森市総合体育館）について	73
散会		76
<b>2日目 令和6年9月19日(木)</b>		
開議		77
中田靖人委員（自民クラブ）		77
1	市民相談窓口について	78
渡部伸広委員（公明党）		84
1	移住定住について	84
天内慎也委員（日本共産党）		88
1	ごみ処理について	88
2	浪岡地区都市公園の樹木管理について	91
3	青森市浪岡総合保健福祉センターについて	92
澁谷洋子委員（自民クラブ）		93
1	市街化調整区域について	93
2	浪岡病院について	96
3	薬剤散布について	100
柿崎孝治委員（自民クラブ）		102
1	「稲わらふりーでん」について	102
2	選挙について	103
3	冬の観光について	105

4	「涼み処」、「クーリングシェルター」について……………	106
5	「市民一掃きデー」、「おもてなしクリーンキャンペーン」に ついて……………	107
6	青函ツインシティ35周年記念について……………	108
採決	……………	109
閉会	……………	110

1 開催日時 令和6年9月18日（水曜日）午前10時～午後4時20分  
令和6年9月19日（木曜日）午前10時～午後0時2分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第110号 令和6年度青森市一般会計補正予算（第2号）  
議案第111号 令和6年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第112号 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第113号 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第114号 令和6年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第115号 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正  
予算（第1号）  
議案第116号 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第117号 令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

### ○出席委員

委員長	竹山美虎	委員	澁谷洋子
副委員長	里村誠悦	委員	天内慎也
委員	小熊ひと美	委員	村川みどり
委員	工藤夕介	委員	藤田誠
委員	中田靖人	委員	木戸喜美男
委員	関貴光	委員	工藤健
委員	万徳なお子	委員	木下靖
委員	木村淳司	委員	渡部伸広
委員	軽米智雅子	委員	大矢保
委員	柿崎孝治		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂	寛	保健部長	千葉	康伸
副市長	横山	英大	経済部長	横内	信満
教育長	工藤	裕司	農林水産部長	大久保	文人
企業局長	鈴木	裕司	都市整備部長	中井	諒介
代表監査委員	出町	文孝	都市整備理事	土岐	政温
総務部長	小野	正貴	浪岡振興部長	舘山	公文
総務部理事	村上	靖	市民病院事務局長	奈良	英文
企画部長	金谷	浩光	会計管理者	山谷	直大
企画部理事	長内	哲史	教育委員会事務局教育部長	大久保	綾子
税務部長	横内	修	教育委員会事務局理事	武井	秀雄
市民部長	佐藤	秀彦	選挙管理委員会事務局理事	齋藤	賢剛
環境部長	佐々木	浩文	水道部長	三浦	大延
福祉部長	岸田	耕司	交通部長	佐々木	淳

### ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	佐々木	正幸	議事調査課主査	久保	拓哉
議事調査課課長	山田	法人	議事調査課主査	北山	賢臣
議事調査課主幹	風晴	英樹	議事調査課主査	杉浦	晃平
議事調査課主査	石田	彩美	議事調査課主事	笹	雄貴

## 1日目 令和6年9月18日（水曜日）午前10時開会

**○竹山美虎委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第110号「令和6年度青森市一般会計補正予算」から議案第117号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」までの計8件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第110号「令和6年度青森市一般会計補正予算」から議案第117号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」までの計8件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。

各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月10日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は15人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第110号「令和6年度青森市一般会計補正予算」から議案第117号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」までの計8件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

**○大矢保委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）最初は10款教育費1項教育総務費に関連して公立夜間中学について質疑をいたします。

青森県公立夜間中学設置検討委員会において、教育長は設置を検討していきたいとの発言をしておりますけれども、その意図をお伺いいたします。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○工藤裕司教育長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

大矢委員からの夜間中学設置に関する発言の意図についての御質疑にお答えいたします。

青森県公立夜間中学設置検討委員会は、県教育委員会が、本県における夜間中学の基本的な考え方について、検討・整理し、設置主体や設置場所の方向性を決定することを目的として設置されたものであります。

検討委員会は年4回予定されており、第1回目が去る8月30日に開催され、私も県内の市町村教育委員会を代表して出席いたしました。

議事におきましては、青森県における夜間中学の在り方の検討に向けたアンケート調査の結果が公表され、当該調査に係る本市の意向について問われ、お答えしたところであります。

その概要といたしましては、令和5年に県が実施した県民向け夜間中学アンケート調査において、夜間中学における学びを希望する本市の数値が高かったことから、現在、情報収集を行っていること、本検討会議の状況を踏まえながら対応を検討していくことなどであります。

また、これらを踏まえ、夜間中学設置の意向について、「設置に向けた検討をしたい又は検討をしている」、「設置は難しい」、「その他」という3つの選択肢のうち、本市として、「設置に向けた検討をしたい又は検討をしている」と選択した旨をお答えしたところであります。なお、本市以外の市町村は40市町村中、「設置は難しい」が38、「その他」が1でありました。

発言の意図といたしましては、本市の喫緊の課題として取り組んでいる不登校対策において、令和4年11月より実施している個別のプログラムの活用により、不登校児童・生徒の約70%の改善が図られたこと、個別のプログラムを用いた支援により、医療、福祉及び教育などの関係機関との連携が進んだこと、令和6年度、新たな不登校を生まない取組として、全ての小・中学校に校内教育支援センターを設置し、教室に復帰する児童・生徒が増加傾向にあることなど、取組に一定の成果が見られたことが挙げられます。

今後は、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、本国及び日本において義務教育を修了していない外国籍の方をはじめ、様々な背景を持つ方に対して、多様な学びを提供する場としての夜間中学について検討すべき時期と考えたことによるものであります。

公立夜間中学の設置に当たっては、青森県公立夜間中学設置検討委員会が年4回開催する検討委員会の状況を踏まえながら、庁内関係部局と調整の上、対応を検討してまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 答弁ありがとうございます。



夜間中学のニーズが高いとされておりますけれども、県が実施したアンケート調査の結果についてお伺いをしたいと思います。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○工藤裕司教育長** アンケート調査の結果についての再度の御質疑にお答えいたします。

県教育委員会におきましては、令和5年7月から9月にかけて、県内在住者を対象として、夜間中学について県内に広く周知すること、夜間中学で学びたい方などのニーズを把握すること、本県における夜間中学の在り方を検討すること、これらを目的として、令和5年度夜間中学アンケート調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、県全体で757件の回答があり、本市在住者の回答は149人となっております。その中で、「夜間中学で学んでみたい」と答えた方は、県全体で226人、本市在住者は14人、「夜間中学のことを知らせたい人が身近にいる」と答えた方は、県全体で96人、本市在住者は27人、「夜間中学のことを知らせたいと思いつく人がいる」と答えた方は、県全体で59人、本市在住者は25人となっており、これらを合計しますと、61人となって、県内市町村のうち最多という状況となっております。

教育委員会といたしましては、回答していない本市在住者についても、多様な学びの場として夜間中学で学んでみたいと考えている方がいるものと捉えております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございます。

不登校児童・生徒と政策的に連携しているフリースクール等の民間団体の数を示していただきたいと思えます。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○工藤裕司教育長** 連携しているフリースクール等の民間団体の数についての御質疑にお答えいたします。

文部科学省では、不登校の児童・生徒を受け入れることを主な目的とする団体、施設のことをフリースクールまたはフリースペースとしております。

御質疑のありました市内小・中学校が、不登校児童・生徒を支援するために連携したフリースクール等の民間団体の数は、令和4年度が1団体、令和5年度が2団体、令和6年度は2団体となっております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 一般質問でも不登校の生徒・児童が257人もいるというので驚きました。1つの学校ができるみたいな格好でしたので。であるわけだけでも、私は高田中学校のときに、浪館の陸上自衛隊が、夜間高校に来てやったっていうのが記憶にありまして、あそこにまだ石碑があって、勉学共同だか何だかっていう、ちよっ

と、あそこを見るのを最近忘れて行きますので——それで、おかげさまで、高田中学校の跡地も、何か売却が決まって、あそこにまた、ドームの施設が建つというので、私、地元としてはすごく喜んでいるところであります。

いずれにしても、不登校は——まあ、好きで不登校になったわけではないんですけども、やっぱり周りの人がかばってくれないとやっぱり不登校になるというのがあります。

私も孫が3人いますけれども、幸い不登校は1人もいませんので、ちょっと頭の中身はどうか分かりませんが、そのまま通ってほしいなど、そういうふうに思います。

続いて10款教育費2項・3項小・中学校費に関連をして、学校プールの廃止について、小・中学校の現在使用しているプールの設置状況を示していただきたいと思えます。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの小・中学校のプールの現状についての御質疑にお答えいたします。

現在、市内の小学校のうち、自校のプールを使用し、水泳授業が可能な学校は、戸山西小学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校、浪岡野沢小学校、女鹿沢小学校の5校となっております。また、中学校につきましては、戸山中学校が自校のプールを有しているものの、現在、プールは使用していないところであります。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** ありがとうございます。

水泳の学習について、学習指導要領ではどのように記載されているのか教えてください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水泳学習の学習指導要領における位置づけについての再度の御質疑にお答えいたします。

小学校学習指導要領解説におきましては、水の中という特殊な環境において、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことができるよう指導することとし、低学年では、水につかって歩いたり、走ったり、潜ったり、浮いたりすること、中学年では水に浮いて進んだり、呼吸したりすること、高学年では続けて長く泳いだり、泳ぐ距離や浮いている時間を延ばしたり、記録を達成することなどが示されております。

また、中学校学習指導要領解説におきましては、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身につけることができるよう指導するこ

ととし、クロールでは手と足の動き、呼吸のバランスを取り速く泳ぐこと、平泳ぎでは手と足の動き、呼吸のバランスを取り長く泳ぐこと、背泳ぎでは手と足の動き、呼吸のバランスを取り泳ぐこと、バタフライでは手と足の動き、呼吸のバランスを取り泳ぐことなどが示されております。

なお、小・中学校ともに、プール等水泳場の確保が困難な場合でも、水泳の事故防止などの心得については必ず指導することとなっております。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 先ほど聞きましたけども、中学校ではどこも使用していないということになっています。

学校外のプールの利用について、施設利用料やバスの費用、今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** 施設利用料やバスの費用、今後の考え方についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、スイミング支援事業におきまして、学校プールの未設置校や、プールが使用できなくなった学校の児童が水泳の学習を行うための施設利用料及びバス送迎費用を支援しており、その費用は、施設利用料金が40万8040円、バス送迎費用が920万3700円となっております。

本市は海に面しており、川や沼などが多く、水難事故が発生し得る箇所が子どもたちの生活圏内に点在している状態にあります。このため児童・生徒一人一人が水の危険から自分の生命を守るとともに、事故に遭遇したときの対処の仕方等を身につけておく必要があることから、学校での水泳授業を通じた泳ぐ機会の確保は重要であると考えております。

このことから教育委員会といたしましては、自校のプールで水泳学習が可能な学校は、多額の工事費を要しない限り、継続して既存のプールを活用することとし、また、引き続き、学校にプールが設置されていない、プールが使用できない学校につきましては、近隣のプールを利用することとし、スイミング支援事業において、施設利用料及びバス送迎費用を支援してまいります。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** はっきり言って、私の地元の高田小学校にもまだプールがありますけれども、最近使ったのを見たことがないし、学校のプールを使用しようとするれば、もう父兄が全部駆り出されるというような状況ですので――今後、プールはどのように、まあ、活用はできないでしょうけれども、全国的にみんなプールを廃止しているんですよね。青森市としてはどのような方向で検討していく予定ですか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** プールの今後の利用についての再度の御質疑にお答えいたします。

プールの授業で、プールを使用する日数が1シーズンで1週間から2週間程度となっていることから、このことを踏まえ、費用対効果等の観点から、平成2年度以降、新設を見合わせるとともに、既存のプールに多額の改修費を要するものは使用を中止するとしたところであります。

今後におきましても、先ほど答弁申しましたが、プールが設置されていない、また、利用ができなくなった学校につきましては、スイミング支援事業で支援してもらいたいと思っております。

**○竹山美虎委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 質疑についてはこれで終わりたいと思います。要望したいと思いません。

私、この前紙面に出ていましたけれども、市長と知事が屋内スケート場のほうに病院を建てるというのは、私は予想していました。その代わりと言っては何ですが、はっきり言ってスケート場の土地、それからサンドーム、公園、あれを時価総額して、県に持って行って、あまり出さないように、持ち出ししないような、そういう考えでいってほしいなど、そういうふうにあります。

あと市長には、あそこの公園に、セントラルパークに、中央駅を造ってほしい、これだけは要望してくださいと、お願いを前からしていました。

ついでに、浪館にある県の旧陸上運動場、私、これで3回目だと思うんですが、西部の人とか中央の人はね、東部に行く——県のあそこは、すごく交通の便が不便で、なかなか足が運ばれないというので、浪館の県の運動場はまだタータンがあるし、いいですし、中の芝生もまだびっしりしていますので、あまり、プロのサッカーに使わせなければ、長年もつと思います。

サッカーに芝を貸すと同じところを走るから、芝が傷んでしまうんだけれども、ラグビーはその点が違いますので、至るところを走っています。

ですから、もしできれば、この際、陸上競技場だけでも、ついでに無償譲渡してもらえるように県のほうに要望していただきたいと、そのように思います。

それから、経済部。あそこでラグビーの国民体育大会が開かれます。昨日、おととい、さきおとといと3日間、あそこにずっといましたけれども、スコアボード、それからベンチ、あれがもっと反対側のほうに建てば、河川のほうに、何ていうか、階段ができて、そこで座れる観客席ができるんじゃないかなというのを昨日感じてきました。それは反対に、サッカーのほうもそうでしょうと思うんですが、ラグビーはラグビー場と人工芝を使うということで、会場は青森と八戸で分かりますけれども、とにかく観客を増やすように席を設けてほしいなど。そのように、経済部をお願いをしたいと思えます。

結構今年は、あそこの管理する人が土手のほうまで草を刈っているから、土手がちょうど2段ぐらいで、できるんじゃないかなと私は思います。

芝も、かなり出てますので、やっぱり、現況を把握していただいて、できる限り

多くの人に見られるようにしてほしいなど、そのように思いました。

それから、さっきしゃべった県の運動場のほうは、施設が老朽化したので解体をして終わりました。それで、あそこにトイレとか、ちょっとしたルームができれば、小・中学校の小体連・中体連が、十分できると思いますので、交通の輸送費がかからないように、そののところ、県に申し出てほしいなど、そのように思います。

サンドームはセントラルパークに造っていただきますよう、よろしく願いをして、あそこをスポーツの公園にしたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをして終わります。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、木村淳司委員。

**○木村淳司委員** おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）創青会の木村淳司です。

まず、学校給食単価の増額に要する経費について、早速質疑いたします。

学校給食単価の増額に要する経費について、今回補正予算に計上されている内訳をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 木村委員からの補正予算の内訳についての御質疑にお答えいたします。

本市の学校給食1食当たりの目安としている単価につきましては、昨今の急激な物価高騰による給食材料費の値上げを受け、これまで小学校290円、中学校357円としてきたものを、本年10月以降、小学校は305円、中学校は375円に引き上げることとし、当該単価に対象児童・生徒数、1万7652人と給食提供日数を乗じて算出いたしましたところ、小学校が7億4628万1000円、中学校が4億7030万3000円、合計12億1658万4000円となり、令和6年度の給食材料費の当初予算額、11億8614万4000円に対し、3044万円の不足が見込まれましたことから、本定例会に補正予算案を提出し、御審議いただいているところであります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** ありがとうございました。

1食当たりの単価が小学校、中学校ともに約5%の上昇ということでした。

当初予算から半年間で、この値上げ幅です。市としては、もちろん、この値上げがあるというのは財政上大変なんですけれども、これは本当に、公費による負担になっていなかったら、この値上げ額がそのまま保護者の方の負担に、子育て世帯の負担になっていたわけです。保護者の方々からすると——私もその1人ですが、本当に無償化で公費負担になっていてよかった、本当に子育て世帯の負担軽減になっていると思います。この給食費の公費負担は、令和5年度から通年での実施がなされています。

そこで、令和5年度当初予算の給食材料費と、現在の給食材料費を比較したいと

思います。質疑いたします。給食材料費に関わる令和5年度当初予算と今回の令和6年度9月補正予算について、それぞれ給食単価、児童生徒数及び予算額の差額をお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 給食単価の差額についての再度の御質疑にお答えいたします。

給食材料費に係る令和5年度当初予算額は、給食1食当たりの目安としている単価である小学校260円、中学校320円に、対象児童・生徒数、1万8140人と、令和5年度の給食提供日数を乗じて算出しており、合計11億597万2000円となっております。

また、今定例会において御審議いただいております補正予算案につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、小学校305円、中学校375円の単価に、対象児童・生徒数1万7652人と、令和6年度の給食提供日数を乗じて算出しており、補正後の予算額は合計12億1658万4000円となっております。

令和5年度当初予算額と比較いたしますと、令和6年度9月補正後の予算額は1億1061万2000円の増額となっております。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 令和5年度当初予算額と比較して、令和6年9月補正後の予算額は1億1061万2000円の増額となっているということでした。

給食の単価で比較をしますと、小学校が260円から305円に、つまり45円の増加、中学校が320円から375円に、こちらも、中学校は55円の増加となっています。

例えばこれ、1食当たりですので、食堂で50円値上げですよという結構値上げしたなという感じが恐らくすると思います。これはパーセントにすると小学校22%、中学校は17%の増加になっています。給食費を、もし保護者の方から集めていたとすると、月2000円、年間でいうと1万円以上の負担が増えていたということになります。

この学校給食費の無償化について、令和5年度から令和6年度にかけての給食費の増額分は、今年の6月議会で議決されたとおり、県からの子育て支援市町村交付金を活用しているところと承知しております。

この県からの交付金を青森市は、そのほか様々な事業に満額を活用して、子育て先進都市を目指しているところです。この交付金、今年は半年分の交付となりました。宮下青森県知事は、来年度以降も継続する意向を示していることから、初めての通年実施となる令和7年度に向けて、どのような事業を実施するかしっかり検討することが必要と考えます。

そこで質疑します。青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金、これを活用した令和6年度の事業について、通年で1年間実施した場合の交付対象経費と県の交付金の充当可能額をお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金活用事業の通年で実施した場合の交付対象経費等についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、学校給食費の無償化を最優先に市町村が実施する学校給食費、子ども医療費、保育料やその他の子育て費用の無償化に要する経費につきまして、県が交付するもので、充当率は、学校給食費の無償化事業が10分の10、学校給食費の無償化以外の市町村提案事業が10分の8となっております。

なお、学校給食費の無償化事業につきましては、令和5年度に学校給食費無償化事業を実施している場合には、その事業の財源としての充当は認められておりませんが、給食食材の充実や食材費の高騰への対応として、令和5年5月2日以降に給食単価を引き上げた場合の差額は拡充分として交付金の充当が認められております。

県交付金を活用した今年度の取組といたしましては、子ども医療費に関しまして、自己負担額の全額公費負担の対象を高校生等まで拡大及び保護者の所得制限の撤廃、2歳児クラスの保育料及び障害児通所支援の全額公費負担、小・中学校のフッ化物洗口全額公費負担、小・中学校の修学旅行費一部公費負担、新生児聴覚検査全額公費負担、給食食材費の価格高騰への対応として、令和5年度から令和6年度にかけて、1食当たりの単価引上げに伴う給食費の増額分となっております。

委員お尋ねの、仮に今年度の県交付金活用事業を通年で実施した場合、交付対象経費及び交付金充当可能額は、当該事業御議決いただいた本年第2回定例会での補正予算の内容を基に試算いたしますと、交付対象経費は8億4780万5000円、県交付金充当可能額は6億9653万円となるものであります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 仮に、今年度、県交付金活用事業を1年間、通年で実施した場合、交付対象経費は8億4780万5000円、県交付金の充当可能額が6億9653万円との御答弁でした。ありがとうございます。

今年2月の知事会見では、青森市に交付される上限金額を通年ベースで8億2879万3000円としています。ですから、現時点では、通年ベースのもので比べると、試算ですけれども、1億5000万円程度、まだ上限額まで余裕があるということになります。

ただ、給食材料費は、先ほどお聞きしたとおり高騰が続いております。給食材料費は、令和5年度当初予算額と比較して、令和6年度6月補正後の予算額が1億1061万2000円の増額となっております。

令和7年度予算で、この給食費高騰分に要する予算というのは、この6月議会で議決した給食費高騰分として交付金充当した分が、9144万円と承知しております。それプラス、大体2000万円ぐらいになるのではないかと、概算します。もうちょっと

と多いかもしれませんが。すると、今年度の県交付金活用事業を通年で実施した場合、そのまま、今年度新しいものを何もしないで令和7年度も同じものを実施した場合は、県交付金の充当可能額は7億——仮に2000万円、給食費の増額分を上積みして実施した場合は、県交付金の充当額が7億1653万円となります。通年ベースの青森市への上限額8億2879万3000円まで、まだ1億1226万円の余裕があるということです。

そこで質疑いたします。今年度の県交付金活用事業を実施してもなお、交付上限額まで、残額が生じる場合は、交付金額を満額活用して新規事業を実施するべきと考えますが、市の見解をお示しくください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 県交付金の残額が生じる場合の新規事業の実施についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年度の県交付金の本市交付額は、学校基本調査に基づく、令和5年5月1日時点の児童・生徒数や市町村の給食費平均単価、平均給食提供日数等から算出され、通年ベースの8億2879万3000円の半年分として、2分の1の額、4億1439万7000円となっております。

青森県におきましては、令和7年度以降も当該交付金制度を継続する考えを示しているものの、現時点においては、その詳細が明らかになっていない状況であります。

本市といたしましては、県交付金を活用した来年度の事業につきましては、今年度からの実施の各取組について、基本継続したいと考えておりますものの、新たな子育て支援につきましては、後年度の財政負担も考慮し、中長期的に実施できること、幅広い子育て世帯の負担軽減となることなどを総合的に勘案した上で、令和7年度当初予算編成の中で検討してまいります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 今回、たくさんの子育て支援交付金を活用した事業を市で実施していただいています。本当にたくさんの子育て世帯の方々から喜びの声がありました。また、修学旅行費用の助成に関しては、学校の先生方からも、本当に、本当によかったという声がありました。

ある小学校の校長先生は、助成額3万5000円というのを御覧になって、これは何かの間違いではないかと。3500円じゃないかと桁のゼロを何回も数え直したとおっしゃっていました。経済的に困難のある御家庭のお子さんが気兼ねなく修学旅行を楽しむことができる素晴らしい政策であるとおっしゃっていました。

これほど市民が求めている、県民も求めている政策であり、喜びを持って子育てのできる青森市へ向かっていく、そして、子育て先進都市へ向かっていく。青森市を未来へつないでいく上で絶対に必要な施策だと考えています。この重要性、西市長はもちろんですけれども、この交付金を創設した知事が、最もよく理解をされて



いることと思います。

ですから、この制度、私は来年も必ずこの形で継続されると考えます。ぜひ、来年度当初予算でも、県の青森市に対する交付金の上限額まで満額活用して、しっかりと「子育て先進都市 青森市」を実現する予算にさせていただきたいと思います。

さて、先ほど私が概算した今年度の県交付金活用事業を通年で全て実施した場合の、県交付金の充当可能額は7億1653万円で、上限金額まで、まだ約1億1226万円あります。この金額、県の8割補助の金額ですので、事業費ベースでいうと、1億4032万5000円になります。もし満額活用した場合の市の一般財源の持ち出しは、試算をすると、1億7933万5000円になります。このうち、給食費の高騰分が約1億1000万円になりますので、どちらにしても、必要な経費というのが約1億1000万円、本当の持ち出し分というのは約7000万円になるというふうに考えられます。

約1億4000万円、子育て支援の事業ができるということ、本当に、素晴らしい新しい事業ができるのではないかと思います。

先ほど御答弁の中で、新たな子育て支援については、幅広い子育て世帯の負担軽減となることなどを総合的に勘案した上で、令和7年度当初予算案の中で、検討していくとのことでした。

現在実施されている施策を子どもの年齢が小さいほうからちょっと振り返ってみます。新生児聴覚検査の全額公費負担、次に、2歳児の保育料無償化、小・中学校修学旅行費用の一部助成、小・中学校のフッ化物洗口、そして高校生の医療費無償化となっています。3歳から5歳児は保育料の無償化が国の施策によって既に実施されているという状況です。

すると、やっぱりゼロ歳、1歳、このあたりの小さいお子さんへの支援、これがちょっと薄いんじゃないかなと思います。やはり子育て、特に女性の方が子どもを産んで、そして育てていくと、この最初の時期にしっかりと支援していく。これは非常に重要なことだと思います。やはり産後うつの問題などもありますし、子育てをみんなが応援してくれる、青森市が応援してくれていて頼もしいな、子育てを前向きにできるなと思っていただけるような手厚い支援が必要だと考えます。

福岡市では、おむつと安心定期便という毎月2000円相当の育児用品を3歳の誕生日まで無償で送り届けるサービスを実施しています。これは市が発行する電子スタンプと育児用品を専用サイト上で交換する仕組みです。年間約3万8000人の子どもたちの利用を見込み、予算額は令和6年度当初ベースで11億7100万円です。

福岡市は政令指定都市ですので、財政力があるからこういったことができるんじゃないかという御意見もあるかと思いますが。しかし、対象者が3万8000人で11億7100万円なんです。青森市の場合、3歳になるまでのお子さん、概算ですけれども、今、青森市で生まれるお子さん、1300人を切っています。ということは、3歳になるまでのお子さん、3学年、3つの学年なので、1300掛ける3だと3900人です。4000人程度しかいらっしやらないということです。4000人は3万8000人の

約 11%、11 億 7100 万円の 11%という、1 億 2881 万円になります。

先ほど申し上げた、福岡市の例、事務経費であるとか、子育て用品の郵送料、これは規模が大きいほうが恐らく安くなるので、一概には言えませんが、2000 円掛ける 12 か月、これを 4000 人に実施すると 9600 万円になります。

それで、先ほど、何度も申し上げているように、県の交付金活用事業を通年で実施した場合でも、まだ来年度は県の交付金の上限額まで恐らく空きがあるだろうと。約 1 億 4000 万円の新しい子育て支援事業ができると。すると、事務経費としても 1 億 4000 万引く 9600 万円おむつ代とか子育て用品自体の金額 9600 万円として、4400 万円、事務経費が取れると。工夫すれば十分福岡市、政令指定都市と同等の——福岡市は非常に子育て支援に力を入れてます。その福岡市と同等の子育て支援が青森市でもできるんじゃないかと考えています。県の交付金の要綱を見ますと、かなり柔軟に対応するんじゃないかなというふうな感じを受けております。

ぜひ、市では積極的に施策を立案して、県に提案するという意気込みで子育て先進都市を目指していただきたい、これを要望して、この項は終わります。

続いて、競輪事業についてお伺いします。

競輪事業特別会計補正予算について質疑いたします。まず、9 月補正の概要をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 競輪事業特別会計における 9 月補正の概要についての御質疑にお答えいたします。

競輪事業特別会計における 9 月補正につきまして、まず、歳入予算につきまして、令和 5 年度の決算確定に伴う前年度繰越分として繰越金に、5391 万円を増額補正しております。

次に、歳出予算につきましては、今年度の当初予算編成後の令和 6 年 3 月に確定した選手賞金の単価を、今年度の開催日程に反映させた分として、報償費に 1889 万 2000 円、運営調整基金への積立て分として基金積立金に 3501 万 8000 円、合計 5391 万円を増額補正し、本定例会において御審議いただいているところであります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 御答弁ありがとうございます。

今回の補正予算は、前年度の決算が確定したために繰越しをして、それを必要なところに振り向けていくということでした。

報償費というのが、競輪事業では、選手賞金だということを、ちょっと面白いなと思いました。非常に好調な競輪事業、一般会計への繰出金は例年 4 億円以上となっています。

安定した経営で市の財政にも貢献すると同時に、充実した公園なども最近では整備をされて幼稚園の遠足などでも使われていると。かなり、市の施策全体に貢献をしているんじゃないかなと思います。一方で、かなり大きな施設の運営なので、昨今

のエネルギー価格、燃料費の高騰が非常に心配です。

そこで質疑いたします。青森競輪場で使用している重油の単価は、今年度と令和2年度を比較してどのようになっているのかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 青森競輪場における重油単価についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森競輪場では、本場開催中に選手が利用する選手宿舎の入浴施設に温泉を使用しております。また、当該入浴施設につきましては、ファンサービスの一環として本場開催の一部の日に限定し、青森競輪場温泉として来場者へも開放しており、これらの機会に、温泉を沸かすためのボイラーに重油を使用しております。当該ボイラーの稼働に必要な重油の経費につきましては、施設管理業務等を包括受託している日本トーター株式会社が包括委託料の中から支出しております。

包括受託者に状況を確認しましたところ、使用料とその支払金額から算出した重油単価の推移につきましては、令和2年度では1リットル当たり62円程度だったものが、今年度4月から7月まででは97円程度となっており、比較する期間の長さが異なりますものの、令和2年度と比べまして1.5倍程度に単価が上昇しているものと聞いております。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 単価が約1.5倍になっているということでした。

ガソリンなどの価格も、同程度で推移していますので、重油の価格、かかる費用全体も相当に、やはり1.5倍程度になっているのではないかと思います。重油だけではなくて、競輪場では当然、灯油なども使用して行ってそれも同様の恐らく単価の上昇があるかと思います。

こういった動向に関して、化石燃料の高騰に対して、木質ボイラーの導入というのが注目されています。これは温泉施設でも導入の事例が非常に多くあります。温泉は青森市の文化であるということは、今回の一般質問でも蛭名議員が取り上げていらっしやいました。

一方で、青森市の温泉施設、青森県全体でもそうですが、施設の廃業というのも相次いでいます。温泉施設の中でも、冷泉、つまり源泉のお湯の温度が低い温泉がたくさんあり、そうした温泉から順番に廃業になっているという傾向があります。

具体的に言うと、源泉温度が45度以上の温泉は、廃業しているところというのは数件しかないんですが、45度以下のところはかなりの数が県内でも廃業している箇所が目立ってきています。要するに、その源泉を加熱する必要があるので、この燃料の高騰の中で採算が著しく悪化している、そして廃業してしまうということになっているということだと思います。

青森競輪場の温泉も実は冷泉であるというふうにお聞きしています。

競輪場の温泉は、知る人ぞ知る秘湯と。限られた、そこで競輪をやっている日に

しか入れないということで、一部の温泉ファンの中で非常に人気だというふうにお聞きしております。

競輪場の経営が好調な今、燃料費高騰に対応した設備投資の一つとして木質ボイラーの導入などを検討されてもよいのかなと考えています。それはもちろん市にとっては燃料費の削減という効果をもたらすものです。

一方、青森市全体にとっても、温泉文化をつないでいくという点で、導入の費用対効果や導入のノウハウを、実証実験のような形で市が行うことで、冷たい源泉によって温泉施設を運営している民間事業者のモデルとなり、温泉施設の持続的な経営の選択肢の一つとなることにもなります。これは本当に青森市の文化を守っていくという意義もあるものと考えます。

また、重油や灯油、これは当然、化石燃料ですからCO<sub>2</sub>の排出を進めるということになります。ゼロカーボンシティ宣言をした青森市の施策にも沿うものと思います。しかも重油や灯油の原材料の原油、これは青森市で絶対に産出できません。これは青森市の外に最終的にはお金が出ていってしまうものです。

木質ボイラーに置き換えることで、木材という青森市内で算出できる資源に置き換えると、市内の経済循環をさせる効果もあると考えます。こういったことを申し上げて、ぜひ、導入について検討していただきたいと要望して、この項は終わります。

次も森林に関することをちょっとお聞きしたいと思います。

農林水産業費のうち、林業費について、林道整備事業について質疑いたします。

令和6年第3回定例会に提案されております補正予算のうち、林道整備事業の補正予算内容をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 木村委員の林道整備事業についての御質疑にお答えいたします。

林道整備事業につきましては、本市が民有林に開設しております38か所の林道について、定期的に路面・法面の草刈りや適宜補修を実施しながら、その機能を適正に維持管理するための事業であります。

本定例会に補正予算案として提案しております林道整備事業につきましては、合子沢地区と八甲田、十和田、七戸方面へ向かう国道103号を結ぶ林道合子沢線につきまして、合子沢記念公園を訪れる方や、八甲田方面へ観光を訪れる多くの方々の通行の安全を確保するため実施する事業でございます。

林道合子沢線が平成9年に供用開始されて以降、市及び地域住民の方々により維持管理を行ってまいりましたが、草木により道路幅員が狭くなってきたこと、側溝に堆積した土砂等により側溝が閉塞していることから、路面排水が十分に行われなくなるなど、車両の通行に支障を来しているところであります。

このことから、林道合子沢線の路肩及び側溝の土砂等の撤去、林道に張り出した

枝の刈払い及び伐採を行うものであります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 御答弁ありがとうございました。

合子沢林道の整備に要する経費と今回の補正予算の内容をお示しいただきました。

合子沢林道は、岩木山展望所のところから下に向かって降りていく、脇に入っていく道路で、こちらの整備に要する費用ということです。

青森市に林道が38か所あるというふうにお聞きしております。林道は、根本的には木材生産を行うための道路です。この林道の維持修繕の優先度というのは、たくさん木材が効率的に産出できる路線を優先的に整備することが必要と考えます。

分かりやすく言えば、木がたくさん生えているところ、いい木がたくさんあるところ、そこの近くを通っている林道から順番に整備していくということが必要じゃないかと。その、いい木がどこに生えているのか、それを把握してその周辺の林道をしっかり優先して整備していく。そのために、森林の情報をしっかり把握することが必要だと考えます。

そこで質疑いたします。林道の効率的な維持管理を行うために、どのように森林資源の情報を把握しているのかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 森林資源情報についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、林道の維持管理や森林の間伐等の業務を行う際は、青森県において作成しております森林計画図、同図の基となります森林基本図、林況等を取りまとめました森林簿、林況調査等に使用する空中写真などの森林資源情報を用いているところであります。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 今、御答弁いただいたところからすると、森林簿という簿冊を使って、どこにどんな木が生えているか、どれぐらい生えているかということ把握している。そのデータに基づいて森林の管理、間伐や林道の維持修繕を行っているとのことでした。

この森林簿というのは、ただの紙の簿冊というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、実際の状況とはかなりずれていることが多いというのは、関係者間ではよく知られたことです。特に、民有林——市民の方があるいは県民が、一般の方が持っている森林については、現況を把握するというのが非常に難しいものになっています。ですから、かなり森林簿の状況とずれがあると。

近年、この森林の状況をしっかりと把握するために、航空レーザー測量というのが広く行われています。航空レーザー測量とは、航空機に搭載したレーザーを地上に向かって発射して、レーザーの反射の様子を見て地上の状況を把握するというものです。この航空レーザーを飛ばすと、森林に生えている一本一本の木の太さや高

さが全て分かるという精度があります。

また、ただ木の状況を把握するだけではなくて、木に隠れている地上の状況も 50 センチメートル単位の精度で把握ができるということになっています。例えば、防災でこの山の奥のほうで崩れているところがある、あるいは崩れそうになっているところがあるというところまでも分かるわけです。

一般質問で柿崎孝治議員から御紹介があったように、流域治水というのが今、防災の対策として、非常に広く行われようとしています。これは、山奥に降った雨が、小さな沢からだんだん集まっていくと、沢自体の水はそんなに増えていなくても集まることで、川の水量が大きく増えて激甚災害が起こると。土砂についても土砂がどんどん集まって行って下流のほうで激甚化するというような、これを防いでいこうと。山全体、流域全体を見ることでこれを防ぐというものです。

こういったところでは、要するに奥の山に関しても、人が行けないようなところに関してもしっかりと森林の状況を把握していくということが今後必要になっていくと考えます。このレーザー測量は市町村であっても、市町村レベルでも航空機を飛ばしてレーザー測量を行っているという市町村が増えています。

そこで質疑いたします。

本市における航空レーザー計測の実施状況についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 航空レーザー計測についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、令和 3 年度に青森県が航空レーザー計測及び森林資源解析を実施しております。私有林面積約 2 万 6300 ヘクタールのうち、約 22%に当たります 5734 ヘクタールについて完了しております。

**○竹山美虎委員長** 木村委員。

**○木村淳司委員** 青森市においては約 22%完了しているということでした。

近隣の市町村では、全域終わっているという町村も出てきています。ぜひ青森市でもこれしっかりと実施していただきたいと思います。

これはもちろん、木材利用を進めていくために森林情報を得るという意味もありますが、防災の意味もあります。農林水産部だけではなくて防災に関する部署等も連携してぜひ実現をしていただきたいと思います。

国の国土強靱化 5 か年加速化対策の中でも、航空レーザー測量による防災対策にこれを活用すると言われていています。また、県のほうでも、森林クラウドという、民間事業者や市や県で森林情報を共有するプラットフォームのほうでは、レーザー測量のデータを入れてこれを閲覧できるようにしております。

逆に言うと、民間事業者であっても森林の情報、木の 1 本 1 本の太さや高さまで把握できるところ、できる市町村と自治体と地域と、青森市で把握できないところというところ、ここで事業しようかといったときに、その意欲であるとか、これは変わっ

てくるわけですね。

例えば、航空レーザー測量があるから——例えば、とある民有林を施業しましょう、木を買いますと、民間の事業者が言ったときに、ある村では全部航空レーザー測量しているので木の1本1本の太さが分かっているのです、精度が高く、この金額でこの木を買えますということを書いていただける。そうすると、ちゃんとしっかりと山に生えている木の価値と同じだけの金額を頂いて、山を持ってる方はその木を売ることができるわけです。

逆に、青森市ではその精度の高いデータがないので、いやこれぐらい生えているんじゃないんですかと、大体で買われてしまうと。もっと本当は木が生えていたのに、もらえるはずだった、山を持っている市民の方が得ることができるはずだった金額が得られないということも考えられます。あるいは、木を切って管理してほしいんだけどといったときに、いやいや青森市はデータがないから、ほかの市町村に行きますというふうに言われてしまうかもしれません。そういった市民の所得に関わる問題だと私は思っています。

このレーザー測量は、1ヘクタール5000円程度で解析まで含めて実施ができるというふうに事例では言われております。

人が1ヘクタールの山の木を測ったりしますと、大体10万円以上かかります、本当に大変なので。ですからレーザー測量のほうがずっと安いんです。ぜひ森林の情報基盤整備による森林整備、そして青森市での新しい産業の創出、そして市民に対する、ある意味所得向上、それから防災対策と様々な効果がありますので、ぜひ実施していただくように要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、木下靖委員。

**○木下靖委員** 市民クラブの木下靖です。

私からはまず、青森市移住・定住応援事業につきまして、本定例会提出の補正予算案の内容をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 木下委員からの補正予算案の内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市移住・定住応援事業の補正予算の内容につきましては、青森市移住支援金、医療・福祉職子育て世帯移住支援金、地方就職学生支援金に関連した経費で、歳出1152万6000円、歳入1033万8000円を計上しております。

まず、青森市移住支援金についてであります。当該支援金は、本市への転入前に、東京23区に5年以上居住または通勤していた方を対象としております。移住支援金の申請に当たりましては、申請日から5年以上継続して居住する意思を有することの誓約のもと申請していただいております。移住支援金の申請日から3年に達する日の前日までの間に、本市から青森県外に転出した場合は返還規定に基づき、全額

返還となります。

今回、令和5年度に交付した2件につきまして、本年6月に県外へ転出したため、全額返還規定が適用されることとなったものであります。当該支援金の財源内訳が、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりますことから、国、県への返還金として、歳出247万5000円、対象者から市への返還分として歳入330万円を計上いたしました。

次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金についてであります。当該支援金は青森県外に5年以上居住し、本市への移住後に医療福祉職に就業、または資格取得のため、市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象に、1世帯当たり100万円、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき100万円の加算、ひとり親世帯の場合はさらに100万円加算し交付する制度であり、その財源内訳は、世帯及び子の加算につきましては、県4分の3、市4分の1、ひとり親加算につきましては、県10分の10となっております。

こちらは、当初の申請見込みを1件400万円としておりましたが、これを上回る5件の申請がありましたことから、歳出900万円、歳入700万円を計上いたしました。

次に、地方就職学生支援金についてであります。当該支援金は国が令和6年度から新たに実施する事業でありまして、東京圏内の大学を卒業後、地方での就職活動にかかる経費の一部を内定後に支給するものであります。

県からの実施要領の通知や、国の経済団体や企業に対する就職活動に関する要請を踏まえまして、正式な内定時期が令和6年10月1日以降となっておりますことから、本定例会に補正予算案を提出したところであります。

その財源内訳は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっており、交付上限額を1万7000円とし、今年度の申請件数を3件見込み、歳出5万1000円、歳入3万8000円を計上したものであります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ありがとうございます。

補正予算の内容と制度概要を答弁いただきました。

それでは、まずこの移住支援金のこれまでの実績をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 移住支援金の開始年度と交付実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、移住の促進につなげるため、県外から本市へ移住し、一定の要件を満たす方に移住支援金を交付しております。

移住支援金は、大きく分けて3種類となっており、まず、青森市移住支援金につきましては、令和元年度から実施しており、その交付実績につきましては、令和元年度から令和2年度まではゼロ件、令和3年度は5件、340万円、令和4年度は18



件、1470万円、令和5年度は24件、3080万円となっております。

次に、東京23区内に2年半以上居住していた方を対象とする、新しい働き方移住支援金につきましては、令和3年度から実施しており、令和3年度は11件、207万6000円、令和4年度は20件、335万8000円、令和5年度は29件、727万円となっております。

次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、令和5年度から実施しており、昨年度の交付実績はなかったものであります。

このほか、青森市移住支援金及び新しい働き方移住支援金にテレワーク要件で交付決定した方を対象とするリモートワーク活動支援金につきましては、令和3年度から実施しており、令和3年度は3件、26万円、令和4年度は5件、86万8000円、令和5年度は13件、143万5000円となっております。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ありがとうございます。

これまでの実績として青森市移住支援金が、令和2年度まではなかったんですけども、令和3年度が5件、4年度が18件、5年度が24件と。新しい働き方移住支援金が令和3年度が11件、4年度が20件、5年度が29件。医療・福祉職子育て世帯移住支援金が、令和5年度はゼロ件でしたが、今年度は先ほどの答弁で、5件の申請があったということで、まずその事業として実績が年々増えているのは評価をしたいと思います。

以下個別に再質疑いたします。

まず、地方就職学生支援金です。まずこれ、1点確認をします。対象ですけれども、大学を卒業した者が対象ということでよろしいのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 地方就職学生支援金の対象者についての再度の御質疑にお答えいたします。

地方就職学生支援金の対象者は、大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業見込みであり、東京圏内に継続して居住し、大学卒業後に青森県内に所在する企業に就職することが内定する者、大学生を対象としているものであります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 大学卒業見込みで、県内に所在する企業に就職の内定をした方ということで、1つ、ここでは確認をします。

県内に所在する企業に就職することが内定した場合ということなんですが、この県内に所在する企業に内定という場合には、例えば、公務員になった場合というのは含まれますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

ちょっと今、手持ちで資料がありませんので、後ほど回答させていただきます。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 結構です。後で分かれば教えてください。

そうすれば、次に、大学生ということなんですけれども、出身地の縛りというのがありますでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 地方就職学生支援金の対象者の出身地についての再度の御質疑にお答えいたします。

地方就職学生支援金の対象者の出身地につきましては、制限を設けておらず、出身地にかかわらず、要件を満たせば申請いただけるものとなっております。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 出身地の縛りはなしということで伺いました。

それでは、先ほどの答弁中、就職内定が出るのが正式には10月1日以降ということなので、これからってということなんですけれども、少なくとも今年度の申請見込み3件というお話でした。

見込みではあるんですけれども、3件というのは非常に少ないのかなという印象を受けるんですけれども、この制度そのものの周知方法、これはどのようにするお考えでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

地方就職移住支援金につきましては、今年度新設された制度でありますことから、国や県におきましても、既にチラシを作成するなど、広く周知を図っているところであります。

本市におきましても、今定例会で御議決いただいた暁には、市のホームページやSNS、首都圏で開催される移住イベントなどで周知を図っていくほか、「広報あおもり」にも掲載し、首都圏の大学に通う子を持つ親世代などへも広く情報発信していくこととしております。なお、今年度の申請期間が10月1日から12月27日までとなっていることを踏まえまして、これらの取組につきましては、迅速に行ってまいります。

先ほどの御質疑でありますけれども、公務員が対象となるかということでありまして、地方就職学生支援金につきましては、公務員は対象とならないものであります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ありがとうございます。

周知方については、この制度を、県内にある企業に就職しようとして内定を得た方であれば、知っていれば利用しない手はないと思いますので、もっとPRしていただければ、利用したいという方がをもっともっと増えるような気がしますので、

よろしく申し上げます。

ただ、ちょっと残念だったのが、公務員は対象外ということで、青森県内に就職される方は恐らく一番多いのは公務員だと思うんです。県庁とか市役所とか役所、あと学校の先生とかね。本当は、そこの辺も対象になればいいんでしょうけれども、しょうがないですね、制度ですので。分かりました。

続きまして、青森市移住支援金について、今回、本当は5年以上居住することが要件ということで、それに満たないで転出される方がいるということで、お二方というふうに先ほどお聞きしました。今回転出された方2名ですか、この方たちは、実際何年、本市に居住されたのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 転出した2名の方の居住年数についての再度の御質疑にお答えいたします。

今年6月に提出した2件につきまして、1件目は、令和4年12月20日から令和6年6月1日までの1年5か月13日の居住となっており、2件目は、令和5年9月13日から令和6年6月20日までの9か月8日の居住となっております。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** お二方のうち一方が、1年5か月、もう一方が9か月ということで、大変短いなと思いますけれども、この要件、県外転出ということになってるんですけども、例えば青森市から転出して、県内の他都市に移住というか転出された場合は、これは返還対象にはならないのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 県内への転出の場合の返還規定についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、こちらの移住支援金につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の財源内訳となっております。

この点、県の規定におきましては、県内での転居については返還を求めないものとなっていることと、県内に居住することで関係人口として継続的に本市と関わりを持つことが期待できることから、令和6年度青森市移住支援金交付要綱におきましては、本市から青森県外へ転出した場合のみを返還対象としており、県内への転出の場合は返還対象とならないものであります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 分かりました。

県内であれば返還対象にはならないということで、ただこの移住・定住応援事業、青森市に移住されてきて、何らかの理由でまた転出されると。理由は様々であろうと思いますけれども、せっかく、縁あって移住してくださった方々には、できることであれば、ずっと本市に住み続けてほしいというふうに思いますが、この事業とは別に、もし、どうしても転出しなければならない事案に対して、市としてフォロー

できる部分があるのであれば、今後そのような体制を整えていただくことを要望して、この項については終わります。

続きまして、老人クラブ活動育成事業について。

今回の補正額、55万6000円の内訳をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 木下委員からの老人クラブ活動育成事業の補正内容についての御質疑にお答えします。

老人クラブ活動育成事業は、老人クラブの普及啓発を図るため、社会奉仕活動・教養講座の開催、健康増進活動などの事業を実施する老人クラブと、老人クラブの普及発展を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する事業であり、本市が補助する費用の3分の1について国から補助を受けています。

当事業の9月補正予算の内容についてですが、令和5年度に国から概算交付された老人クラブに対する補助金について、補助の実績が概算交付時の補助の見込みを下回ったことにより、国への返還金として55万6000円が発生したものです。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 令和5年度に国から交付された補助金について、概算交付時の補助金の見込みを実績が下回ったということで国への返還金が生じたというお話でした。

最近この老人クラブ、解散したという話をよく聞くんですけども、近年の老人クラブ数の動向をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。

近年の老人クラブ数の動向についてですが、過去5年における老人クラブ運営事業補助金を交付した老人クラブ数についてお答え申し上げます。

令和元年度は188クラブ、令和2年度は172クラブ、令和3年度は158クラブ、令和4年度は138クラブ、令和5年度は126クラブとなっています。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 令和元年度から令和5年度までの4年間で、188から126、約60の老人クラブが、解散したのか補助金申請をやめたのかは別にして、補助金申請をしている団体としては、そのくらい減っているということでした。

それでは1老人クラブ当たりの補助金額、これをお示しいただけますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。

1クラブ当たりの補助金額についてですが、1クラブ当たりの補助金額は、老人クラブが活動した月数に3880円を乗じて得た金額としており、12か月分の4万6560円を上限としています。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 老人クラブの活動月数掛ける3880円だと、満額ですと4万6560円

と、これが上限というお話でした。

それでは、活動月数というのは、その活動ですよ。その補助金の対象になる活動というものは、何でもいいと言えど何でもいいのかもしれないけれども、もし、補助金の対象になる活動というものが定められているのであれば、具体的にどのような活動であるかというその例、一例で結構です、お示しいただければ。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。

補助金の活動になるものというのを言いますと、例えば社会奉仕活動として清掃活動、教養講座として健康教室講座など、そういったものが対象になります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 補助金対象として社会奉仕活動としての清掃活動とか、あとは健康教室等ということでした。

そう言われれば、何かと思いつくところあります。私の住んでるところの近隣の老人クラブ、月に1回かな、町内の清掃というか、ごみ拾いやっていたり、あと、セントラルパーク辺りでウォーキングを雪のない時期にやったりしてますので、そういうものを月に1回ってことですよ。毎月やってれば、補助金の対象になるということでした。

それでは、老人クラブ運営事業補助金、これを受けるための手続の流れ、これをお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。老人クラブ運営事業補助金の手続の流れについてです。

各老人クラブには、4月に本市へ補助金の交付申請書類を提出していただきます。本市は、申請書類を審査し、交付決定を行い、6月末に各老人クラブ補助金を概算払いで交付します。なお、交付申請は5月以降においても随時受け付けており、その都度交付決定をしております。各老人クラブは、当該年度における事業終了後、翌年度の4月末までに本市へ実績報告書類を提出していただきます。本市は、報告書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定することになります。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 今、一連の流れを伺いました。

申請書類を受け付けて、交付決定すると、概算払いという形で市が補助金を交付すると。先ほど言った活動実績報告書、これを、翌年度の4月までに提出して、それに見合った活動をしていれば満額ですが、それに満たない部分については、返還されるということでした。

近年、老人クラブが減少しているという要因についてはいろいろ考えられるんですけども、最近であれば特に、1つには、新型コロナによる活動自粛、これを余儀なくされて、そのまま解散ということに至った例、2つには、今、答弁いただい

たその補助金の申請、報告の手続、書類を作って提出しなきゃいけないと。これが面倒であるために、申請自体をやめたという例、この場合は申請の手間と、交付される金額の兼ね合いなんでしょうね。それに見合った補助金が得られるかどうかというところでやめようかという老人クラブもあるようです。

3つには、ちょっと矛盾ではないんですけども、老人クラブの構成員自体が、高齢化が進んで組織運営が困難になって、解散に至ったものというものがあります。

この要因というのは定年が65歳まで延長されたということや、対象年齢に達しても他の活動団体に所属したりしていて、老人クラブ活動をする時間的余裕がない人が増えたということから、老人クラブのメンバーが減少しているということなどが原因としてあるようです。いわゆる、老人クラブの中での、若い者が入ってこないということですよ。世の中の流れとともにその老人クラブの在り方っていうのも変化してきているというふうに思います。

ただ、この当該事業が、老人クラブの普及啓発を図ることを目的としているのであれば、そのような流れも考慮し、新たな老人クラブ活動にも目を向けていく必要があるのではないかという、私の思いを述べて、この項は終わります。

次に、港湾文化交流施設活性化事業について、補正予算、422万5000円の内訳をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 木下委員からの補正予算についての質疑にお答えをいたします。

本定例会に提案しております港湾文化交流施設活性化事業につきましては、青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸に係る補正予算でありまして、422万5000円の内容といたしましては、昨年2月に実施いたしました、船舶安全法に基づく5年ごとの定期検査を踏まえた調査業務及び緊急度の高い修繕となっております。

その内訳といたしましては、1つに、船体が海面に接する部分いわゆる喫水ラインの鉄板の厚さの計測業務に304万円、2つに、非常用照明器具などの電気設備の修繕に39万1000円、3つに、誘導灯器具などの消防施設の修繕に79万4000円となっております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ありがとうございます。

電気設備とか消防設備の修繕については理解できますが、喫水ラインの鉄板の厚さ計測業務について、これはどういうものかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 喫水ラインに関する再度の御質疑にお答えをいたします。

八甲田丸は定期検査項目の一つといたしまして、喫水ラインの鉄板の厚さを計測し、腐食度合いを確認しておりますが、直近の令和4年度に行われた検査では、喫

水ラインの腐食度合いにつきまして指摘はなかったんですけれども、前回の検査から腐食が進んでいる箇所も一部見られましたので、八甲田丸関係者や事業者等と協議をして、今後の対策の必要性を判断するため、喫水ラインの鉄板の厚さを計測することといたしたところであります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ということは、仮に喫水ラインの鉄板が、例えば、その基準となる厚さを下回っていた場合、何らかの対策を講じなければ、現在のように係留することができなくなるとかそういった事態になることもあり得るということでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 喫水ラインに関しては、今回の検査で、毎回5年間に検査してるんですけれども、このくらいの厚さになると、駄目だっていう明確な基準は示されておりません。ただ、喫水ラインが腐食すると、当然、穴が空いて中に海水が入るということになりますので、そうならないように対策が必要ということになります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 厚さの明確な基準はないということでしたが、万が一鉄板の厚さが足りなくて、穴が空くなどということになったら大変ですし、来年その青森開港400年を迎える、今、そんなことになったら、八甲田丸が見られないとか、閉鎖とかいう事態にならないとも限らないので、そういうことにならないよう、万全を期していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

**○竹山美虎委員長** 次に、工藤夕介委員。

**○工藤夕介委員** 公明党、工藤夕介でございます。

3款民生費2項児童福祉費2目児童装置費、児童扶養手当について質疑をいたします。

子育ての経済的負担の軽減による家庭生活の安定と、次世代の児童の健全な育成を主眼とした、児童扶養手当の重要度は、これまで以上に増してきている状況にあります。

2021年度時点での厚生労働省の調べでは、離婚後の養育費受領率は全国で28.1%と低水準にとどまる中、本年6月に成立しました、改正こどもの貧困対策推進法には、離婚後の養育費受領率の向上が明記をされ、国を挙げて改善に向け動きが始まっているところであります。

そのような中、ウクライナ侵攻による世界的なエネルギー価格の上昇から、依然として日本の燃料価格は上昇しているところであります。燃料価格の上昇に伴いまして、電気代・ガス代も高くなり、商品を作るコストにも影響が及んでいるところであります。コストの上昇した分を価格転嫁するために、商品価格の上昇が、これ

もまた生じているところであります。

本年の1月から11月の商品の値上げでは、62%の品目が燃料価格の上昇による影響を受けているところであります。これを受けまして、ひとり親家庭の皆様の取り巻く現況、生活、仕事など多岐にわたり、目下、厳しい状況に置かれているところであります。限りある予算ではありますが、児童扶養手当におきましても、さらにもう一押し、せめて僅かでも拡充を求めるところであります。

そこで質疑をいたします。児童扶養手当の概要と今後の制度拡充の内容をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 工藤夕介委員からの児童扶養手当の概要と拡充内容についての御質疑にお答えします。

児童扶養手当制度は、児童扶養手当法に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉増進を図ることを目的に、18歳に達する年度末までの児童等を監護する母等に対し、児童扶養手当を支給しています。

児童扶養手当の支給には、前年の所得額により、手当の全額を支給する全部支給と、一部のみを支給する一部支給があり、監護する児童等の数に応じて児童扶養手当が支給されます。現状の児童扶養手当の支給金額は、全部支給では、児童が1人の場合は月額4万5500円、児童が2人の場合は1人目の額に月額1万750円を加算した額、児童が3人以上の場合は、1人目と2人目の合算額に児童1人につき月額6450円を加算した額となっています。また、一部支給では、児童が1人の場合は所得に応じて月額1万740円から、4万5490円までのいずれかの額、児童が2人の場合は1人目の金額に所得に応じて月額5380円から1万740円までのいずれかの額を加算した額、児童が3人以上の場合は、1人目と2人目の合算額に所得に応じて児童1人につき、月額3230円から6440円までのいずれかの額を加算した額となっています。

国は、令和5年1月に次元の異なる少子化対策に取り組むことを表明し、同年12月22日にこども未来戦略を閣議決定したところです。このこども未来戦略に基づき、今後3年間の集中的な取組を盛り込んだ、加速化プランにおいて実施する具体的な施策の一つとして、児童扶養手当の拡充を掲げ、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し、自立を下支えする観点から、所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため、特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を現状の第2子の加算額と同額まで引き上げることとしました。

今般の児童扶養手当制度の拡充に伴う改正後の児童手当法の施行は、令和6年11月1日を予定していることから、本定例会に同制度の拡充に係る補正予算案を提案し御審議いただいているところであり、本市においても、本年11月からの制度開始に向けて着実に準備を進めてまいります。



失礼しました。先ほど、今般の児童扶養手当制度の拡充に伴う改正後の児童手当法と申し上げましたが正しくは、児童扶養手当法の施行は令和6年11月1日を予定しているということであります。謹んでお詫びし、訂正いたします。

○**竹山美虎委員長** 工藤夕介委員。

○**工藤夕介委員** 詳細にわたりまして、御答弁ありがとうございます。

ただいま概要の確認、また、今般の拡充内容をお伺いすることができました。

先般、複数のひとり親家庭の方とお話をする機会がありました。物価高騰に加えまして、子どもさんにかかる諸経費、住居の賃貸料の支払いなど、広範囲にわたり何かと大変だという切実なお話を伺ったところであります。そのうち、お一方は、失業からようやく就職ができ、まだ不安が残るとも言われておりました。

こうした思いも受けていただきまして、今後、現在、政府が掲げます異次元の少子化対策、こども未来戦略方針における加速化プランの主な支援策をはじめ、各種子育て支援策の実施に期待を寄せるところであります。

未来のため、力強い子育て支援策が着実に取り組まれることを御期待申し上げまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

**午前11時47分休憩**

---

**午後0時50分再開**

○**竹山美虎委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

村川みどり委員。

○**村川みどり委員** 日本共産党の村川みどりです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費に関連して、夜間中学について質疑します。

8月31日付の地元紙で、公立夜間中学を青森市に設置検討と報道されました。

検討の経緯と今後の方向性について示してください。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育長。

○**工藤裕司教育長** 村川委員からの夜間中学設置検討の経緯と方向性についての御質疑にお答えいたします。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保法、いわゆる教育機

会確保法におきましては、夜間中学について地方公共団体は学齢期を経過したものであって、学校における就学の機会が提供されなかったもののうちに、その機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における修学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずるものとするとして規定しております。

また、令和5年6月に閣議決定されました国の教育振興基本計画では、全ての都道府県、指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進すると明記され、夜間中学のさらなる設置促進が求められたところでもあります。

このような中、県教育委員会では、本県における夜間中学の基本的な考え方について検討整理し、設置主体や設置場所の方向性を決定することを目的として、今年度、青森県公立夜間中学設置検討委員会を設置し、8月30日に第1回の検討会議を開催いたしました。

当該検討委員会には、私も県内の市町村教育委員会を代表して出席いたしました。が、議事において、青森県における夜間中学の在り方の検討に向けたアンケート調査の結果が公表され、当該調査に係る本市の意向について問われ、お答えしたところでもあります。

その概要といたしましては、令和5年に県が実施した県民向け夜間中学アンケート調査において、夜間中学における学びを希望する本市の数値が高かったことから、現在、情報収集を行っていること、本検討会議の状況を踏まえながら対応を検討していくことなどです。また、これらを踏まえ、夜間中学設置の意向について、「設置に向けた検討をしたいまたは検討している」、「設置は難しい」、「その他」という3つの選択肢のうち、本市として「設置に向けた検討をしたいまたは検討をしている」と選択した旨、お答えしたところでもあります。

なお本市以外の市町村は40市町村中、「設置は難しい」が38、「その他」が1でありました。

これらの発言の意図といたしましては、本市の喫緊の課題として取り組んでおります不登校対策において、令和4年11月より実施しております個別のプログラムの活用により、不登校児童・生徒の約70%の改善が図られたこと、個別のプログラムを用いた支援により、医療福祉及び教育などの関係機関との連携が進んだこと、令和6年度、新たな不登校を生まない取組として、全ての小中学校に校内教育支援センターを設置し、教室に復帰する児童・生徒が増加傾向にあることなど、取組に一定の成果が見られたことが挙げられます。

今後におきましては、不登校など、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、本国及び日本において義務教育を修了していない外国籍の方をはじめ、様々な背景を持つ方に対しても多様な学びを提供する場として、夜間中学について検討すべき時期と考えることによるものであります。

夜間中学に関する今後の方向性につきましては、検討委員会において、設置主体・設置場所・設置時期・入学対象者・開校時間帯等を盛り込んだ公立夜間中学設置に係る基本的な考え方を作成することとしており、教育委員会といたしましては、検討委員会の状況を踏まえながら、庁内関係部局と調整の上、対応を検討してまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 先日、青森市で開かれた「夜間中学を知るつどい」に私も行ってきました。

その中で、公立の夜間中学を開設する必要があることを証拠立てるためにも、まずは、民間夜間中学を開設することが有効な方法です、というふうな流れに今なっていて、そうした流れの中で、公立も大事なんだけど、民間の夜間中学を立ち上げようという動きが、今、始まっているところなんですけれども、そうなった場合でも多分、公立ができるのはもうちょっと先になると思うので、市として民間の夜間中学が設立された場合、できる限りですけれども、協力や連携する考えはあるでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○工藤裕司教育長** 民間の夜間中学が設立された場合の支援等についてお答えいたします。

まず、民間の夜間中学の概要等については情報収集しておりませんので、情報収集した時点で、その対応について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** もちろん、一方では公立の夜間中学の設立のために検討委員会が立ち上がっているんですけれども、もう少し時間かかるというふうに思っているので、ぜひ、民間の夜間中学がまず立ち上がった際には、ぜひ協力を惜しまず連携していただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費に関連して、市営住宅について。

6月議会の一般質問で、自宅を火災によって失った市民に対し緊急的に市営住宅に入居できるようにするためにも、他都市で策定しているような要綱の策定を求めました。

そこで質疑します。

火災等の被災による一時的な市営住宅の支援に関する要綱策定の検討状況について示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 村川委員からの要綱策定の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

火災等により被災された方が本市の市営住宅に入居を希望される場合、いわゆる特定入居として一般入居の場合とは異なり、公募を行わずに入居者を決定することにより速やかに住宅を提供しているところではありますが、特定入居は、入居要件を緩和することではないことから、特別な事由の事実や内容を確認すること以外は、入居申込み時や入居決定後の書類の提出等、一般の方の入居手続と違いはありません。

令和6年第2回定例会一般質問で、委員から御紹介のありました火災等の被災による一時的な市営住宅の使用に関し、他都市において要綱を策定し対応していることにつきましては、この特定入居ではなく、地方自治法第238条の4第7項に基づく公営住宅の目的外使用の取扱いを行っているものでありまして、本市においても、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震におきまして、目的外使用の取扱いにより被災者受入れの用意をしているところでもあります。

被災者の方が、市営住宅に入居を希望される場合、目的外使用の取扱いによるものについては、入居要件の収入要件など市営住宅の入居要件が適用されず、入居手続が簡素化できるなどのメリットもありますが、原則1年以内の入居の期限を設けなければならないなどのデメリットもあります。

本市では、入居要件を満たす方につきましては特定入居を行って対応することを前提としておりますが、保証人が確保できないことにより入居できないということがないように、まずは、機関保証制度の導入について検討をしているところでもあります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** では、お聞きしますけれども、前回の質問でも保証人を用意できない場合の対応については、他都市の状況を調査し、検討してまいりたいと答弁していますけれども、その検討結果はいつまでに出すつもりでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 保証人制度に関する再度の御質疑にお答えいたします。

現在、御質疑がありました機関保証制度につきましては、まずは他都市の状況や債務保証会社への聞き取りなどを行い、機関保証制度の導入について検討を行っているところでもあります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 検討を行っているということなので、ぜひ速やかに検討していただきたいんですけども、6月議会でも言ったんですけども、県内では、特定入居に保証人を求め、必ず2人だというふうに求めているのは10市中3市です。全国的には特定入居の際には、要綱をつくって保証人を免除しているというケースが多いんです。

住宅のセーフティーネットである市営住宅がその役割を果たせないのであれば、制度の見直しや創設が当然必要ではないでしょうか。実際、制度がなく、市営住宅に入れなかったという人がいるのが現実ですから、市がやらなくてはならないことは、もはや明らかだと思います。

この特定入居の要綱の策定の必要性についての認識についてお伺いします。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 村川委員からの特定入居に関する要綱の策定についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁を申し上げましたが、特定入居につきましては、一般入居の場合と異なり、公募を行わず入居者を決定することにより、速やかに住居を提供しているところではありますが、入居要件を緩和するものではありませんことから、特別な事由の事実や内容を確認すること以外は、入居申込み時や入居決定後の書類の提出等、一般の方の入居手続とは違いがありませんので、要綱の策定については必要がないものというふうに考えております。

なお、令和6年第2回定例会で委員から御紹介のありました他都市の要綱につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方自治法第238条の4第7項に基づく公営住宅の目的外使用の取扱いによるものでありますので、そちらについては他都市の状況の調査を進めていくこととしております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 要綱の策定は、必要はないけれども、地方自治法238条の4の第7項の目的外使用のやり方については検討をしていくということによろしいですか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 目的外使用の要綱策定についての再度の御質疑にお答えいたします。

目的外使用の制度自体は自治体によって差異がありまして、例えば使用期間については原則3か月以内もしくは6か月以内を基本として、最長12か月に延長できることとしている自治体も多く、使用料についても様々であります。延長した期間についても、使用料を徴収している自治体もありまして様々な状況でありますことから、まずは他都市の状況の調査を行うということとしております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** では、他都市の状況を、ぜひ丁寧に、そしてスピード感を持って調査していただくことを要望して、これは終わります。

次に駒込ダムについて。

駒込ダム建設工事の進捗状況をお示しくください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 村川委員からの駒込ダム建設工事の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

駒込ダムは青森市街地を貫流する堤川水系駒込川の上流部に位置し、洪水調節、河川環境の保全及び発電を目的として、県が整備を進めている多目的ダムであります。

駒込ダムは昭和 57 年度に国の補助事業として採択され、これまでに地質調査やダム設計等を行い、平成 14 年度からは工事用道路の建設工事に着手し、平成 31 年度からはダム本体建設工事に着手しているところであります。

県によりますと、令和 5 年度末時点での事業費ベースでの進捗率は約 30%となっており、令和 13 年度の完成を目指し事業を進めているとのことであります。

以上です。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これから本格化してくる駒込ダムの建設工事なんですけれども、沿線住民への周知方法についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 沿線住民への周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

県によりますと、今年度から本格的なダム本体建設工事を進めることにより、多くの工事車両が付近を通行することとなる田代平高原の別荘所有者に対し、田代平高原温泉管理組合の代表者を通じて情報提供を行ったほか、駒込川沿線町会等を対象として、住民説明会を 4 月中旬に開催したとのことであります。

また、毎月駒込川沿線町会——幸畑町会と田茂木野町会に対しまして、施工業者が作成した月ごとの工事予定等が記載されたチラシを毎戸配布しているなど、地域住民へ事業内容やスケジュールについて御説明しており、理解を得ながら事業を進めているとのことであります。

なお、このチラシには駒込ダム建設工事に関する施工業者が開設した苦情受付フリーダイヤルについても記載されており、駒込ダム建設工事に関する苦情や要望に対する相談窓口としても周知を図っているとのことであります。

以上です。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後、本格化してくるんですけれども、多いときだと大型ダンプが 200 回以上往復するということも想定されているそうです。

そうすると騒音や振動、粉じんなどそれから別荘地や観光地にも影響を及ぼす可能性があり、近隣周辺住民の方からは不安の声が寄せられています。

県の事業だからといって、知らないとか関係ないということではなくて、工事によって影響を受けるのは青森市民ですので、市民の皆さんからよく声を聞いて、そ

して県に対してもしっかりと意見を述べていただきたいと思います。

今のところ、温泉温度への影響だとか温泉水の流出量とかの変化はないみたいなんですけれども、そういう心配も危惧されていますので、市として適切な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

次に、3款地域支援事業費2項包括的支援事業8目任意事業費に関連して、緊急通報装置について。

先日私の近所の一人暮らしの女性が熱中症で倒れているところを、ちょうどよく来た水道メーターの検針員の人に発見されて、それで救急車で運ばれるということがありました。一人暮らしの高齢者への支援は本当に今後さらに必要性が高くなっていくということは間違いないと思います。

これまでも緊急時に通報できる装置を設置する事業はありましたが、倒れたときに電話口まで行けないということも想定されるので、首に付けるペンダントのようなものがあれば、外で洗濯物を干していたときとか、草刈りをしているときだとか、具合が悪くなったときに、ペンダントを押せば通報できるのではないかと聞いていたら、現在の緊急通報装置のオプションとしてペンダントもついているんだということが分かりました。

そこで、現在の緊急通報装置の利用者と通報件数をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 村川委員からの緊急通報装置の令和5年度末の利用者数と通報件数についての御質疑にお答えします。

本市では、心身機能の低下に伴い日常的に見守りが必要で、固定電話を保有している65歳以上の一人暮らし高齢者等で、住民税非課税世帯等を対象として、在宅において安全かつ安心した生活を送ることができる環境を整備するため、急病などの緊急時にボタン一つで緊急通報受信センターへ連絡する通報装置の設置に対する支援を実施しており、青森市社会福祉協議会、青森総合警備保障株式会社、ALSOKあんしんケアサポート株式会社と契約を締結しています。

令和5年度末の緊急通報装置の利用者数と通報件数については、青森市社会福祉協議会において、利用者数75人、通報件数12件、青森総合警備保障株式会社において利用者数21人、通報件数7件、ALSOKあんしんケアサポート株式会社において利用者数2人、通報件数ゼロ件となっています。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 合計でいうと、98人ということになると思うんですけれども、一人暮らしの高齢者に占める利用率でいけば何%ぐらいになるのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。

一人暮らしの高齢者数自体を把握してはおりません。ですから、その数字につい

ては申し訳ありませんけれども、お出しすることができません。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 恐らく2%ぐらいなんじゃないかなと。利用率で言えば一人暮らしの高齢者の中の98人っていうことは大体2%ぐらいなんじゃないかなというふうに想定していました。

もっと利用していただくためにも、周知だとか利用料の負担の軽減だとか、今後必要になってくると思いますので、高齢者の方が安心して暮らせるような思い切った補助の拡充を要望しておきたいと思います。

これは終わります。

次に、10款教育費、2・3項小学校費・中学校費、1目学校管理費に関して、特別教室のエアコン設置について質疑します。

今年の夏休みも近隣小・中学校にお邪魔してきました。職員室ではエアコンが設置されて先生方が大変喜ばれていました。その中で出されたのは、あとは特別教室だねということ、どこの学校の先生も口々に言っていたんですけども、特別教室へのエアコン設置の予定をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 村川委員からの小・中学校の特別教室のエアコン設置についての御質疑にお答えいたします。

小・中学校におけるエアコンの設置状況につきましては、令和元年度、未設置となっていた全ての小中学校の保健室へ、令和2年度、全ての小・中学校のコンピューター室、一部の学校の図書室、視聴覚室などへ設置、令和3年度、夏季の気温や湿度が高い中で熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから全ての普通教室へ、令和6年度、校長室、職員室、事務室、技能労務室へ設置してきたところであります。

理科室、音楽室、家庭科室などの特別教室へのエアコンの設置につきましては、各小・中学校の特別教室の使用状況や、今後の小・中学校の改修等の状況も踏まえながら、見極めてまいります。

**○竹山美虎委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 改修状況も含めて見極めるということなんですけれども、確かに常に子どもがいるわけではないんですけども、やっぱり教育活動として使われている教室ですので設置は必要だというふうに思うんですけども、その認識はどうでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、特別教室の使用状況、そして今後の小・中学校の改修等の状況を見極めながら検討してまいります。



○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 学校によっても、学校の配置とか位置とかによっても、午前中は涼しいけど午後になれば暑くなって使えない教室とか、音楽室とか、その配置によっても風が通るから涼しい図書室とか、いろいろあるんですけれども、やっぱり、教育活動に必要な教室ですので、特別教室もぜひ設置を検討していただきたいというのを要望します。

最後に、特別な支援が必要となる子どもが増えていく中で、通級指導教室を設置している学校数を増やしていく考えはないでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 村川委員の通級指導教室についての御質疑にお答えいたします。

通級指導教室は、児童・生徒が小・中学校の通常の学級に在籍し、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な教育を受ける場として設置されております。

本市では、小学校におきましては、浪打小学校と長島小学校の2校に言語の通級指導教室、学習障害いわゆるLD、注意欠陥多動性障害いわゆるADHDの通級指導教室を設置しております。また、中学校におきましては、浪打中学校と浦町中学校の2校に、LD及びADHDの通級指導教室を設置しております。

通級による指導を希望する児童・生徒は、就学に関する専門検査等の結果を受け、入級することとなっております。

通級指導教室、直近5年間の在籍者数の推移を見ますと、各年度において増減はあるものの、急激に増加しているという状況にはないことから、現時点において新たな通級指導教室の設置は必要ないものと考えております。

今後におきましても、通級指導教室の在籍者数を確認しながら、通級指導教室の増設が必要と見込まれる場合には、県教育委員会と連携しながら検討してまいります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、通級指導教室に通っている過去5年間の児童・生徒数を障害別で、もし示せたらお願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 過去5年間の通級に通っている障害種別の人数ということで、御質疑にお答えいたします。

令和2年度、まず、小学校ですが、小学校言語通級には62名、LD・ADHDには42名。令和3年度、言語には71名、LD・ADHDには53名。令和4年度、言語には57名、LD・ADHDは62名。令和5年度、言語には47名、LD・ADHDには58名。令和6年度、言語には57名、LD・ADHDには55名。中学校のほうは、LD・ADHDの通級指導教室ですので、令和2年度が17名、令和3年度が17

名、令和4年度は24名、令和5年度は28名、令和6年度は35名となっております。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 緩やかに増加傾向なのかなという気はするんですけども、先日、文科省が発表した通級指導教室実施状況調査によれば、全国では小・中・高全てで増加しているということが報告されています。

この調査で特に中学校と高校で通級による指導が十分に実施されていない都道府県も見られたこともあって、文科省では通級指導の必要性や意義について、本人、保護者への普及、周知に取り組むとともに、指導体制の充実等に努めるよう各教育委員会に対応を依頼しているというふうにされています。

ぜひ必要性をきちんと周知して、体制を整備体制の整備の遅れがないように要望して終わりたいと思います。

以上で質疑を終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 お願いします。藤田誠です。

給食費の質疑の前にちょっとだけ。

今年の1番の出来事。佐藤大宗君が銀メダルをとったと。以前、ある人を介して、お父さんと一緒に飲んでいたら、奥さんと子どもたち3人が迎えに来て、そのとき初めて息子さんに会って、それから何回か会ったんですが、礼儀正しくて——父親の指導なんでしょうけれども3人とも本当に礼儀正しくて。山田高校に通っているという大宗選手に何回か会って。運動神経抜群、体幹も鍛えていて体幹も強そうで。彼に、もうそろそろ就職だな、あんたなら東京消防庁のレスキューは十分できるぞと、スーパーレスキューに立てるぞと言った記憶があって。まさか、近代五種で銀メダルとったときは、あの子だとは思ってもよらず、あのもずっと付き合っていればよかったなと思ったんだけど、人を介してですので、お父さんも体調を崩して、それから一升瓶を立てることはなくなりましたが、すごいなあと思っていました。高校時代から、もう全然、色がついている、輝きがあって、すごい選手というかね。さきほども言ったように、レスキューのトップに立てる人かなと思ったら全然違う、もっとすばらしい銀メダリストになって、すごいなあと思って、今感心して大変喜ばしい案件なんだと思っています。

それでは、学校給食の前に、2款1項1目一般管理費を質疑しようと思ったら、最近、柳川庁舎の周りをいつも草刈りをしているんです。草刈るって、汚いところがきれいになって楽しくてね。最近、刈られてしまうんですよ。あれは柳川庁舎が気を利かせて、多分、管財課が来てるんでしょう、刈ってしまっている。今年は2回も刈ってしまっている。今までになく、びっくりしました。私の仕事を奪うなど担当者にとっておいてください、総務部長。

それから、8款4項5目都市計画費、公園費。公園も文句を垂れようと思ったら、

公園の作業している人たち、青森市内に、いろんな部が持っている公園も管理されていて、あれだけを回るといのはとても2チームでは無理だな。それでも来ていただいて、きれいになっておりました。公園愛護会のあるところはちゃんとやっているからね、部長。ありがとうございます。

これも質疑しようと思ったら、先にやられました。やめまして、残りが、いろんな補正予算ありましたけども、関心、目についたのはこれしかなくて、給食費のことでちょっと質疑したいと思います。

さっきの木村委員の答弁で、概要――増額補正の内訳については聞きました。私にとって関心があるのは、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金ですね。4億何ぼ、1年で8億何ぼと言ったけれども、青森市に少し余計くれたかなと、これがちょっと関心あるところで。

早速給食であります、内訳はもう先ほど聞きましたのでいいです。それに関連して当初予算、これも若干触れておりましたけれども、需用費 13 億 9407 万 3000 円、そのうちの食材、給食材料費の価格について、お示してください。ちょっと重なるところあると思うんですが、御答弁をお願いします。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 藤田委員からの学校給食費についての御質疑にお答えいたします。

本市の学校給食は、国の基準を参考に定めました青森市学校給食摂取基準に規定している栄養価を満たすよう献立を作成し提供しており、給食材料費に係る令和6年度当初予算額は、小学校が7億2700万2000円、中学校が4億5914万2000円、合計11億8614万4000円となっております。

1食当たりの目安としている単価につきましても、昨今の急激な物価高騰による給食材料費の値上げを受け、これまで小学校290円、中学校357円としてきたものを、本年10月以降、小学校は305円、中学校は375円に引き上げることとしたところ、令和6年度の材料費、当初予算額に対し3044万円の不足が見込まれましたことから、本定例会に補正予算を提出し御審議いただいているものであります。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** どうもありがとうございました。

これはいいです。当初予算の額は小・中学校合わせて11億8614万4000円ですよ。予算額需要額としては13億9407万3000円、差額あるよね。2億792万9000円。これ、需用費ほか、給食材料費以外は何に使っているかちょっとお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 需用費の内訳についての再度の御質疑にお答えいたします。

需用費の差額の主なものといたしましては、食器・食缶購入に係る消耗品費1815

万 5000 円。給食施設の運営に係る燃料費及び光熱水費 1 億 7744 万 3000 円。給食施設の維持修繕料 1133 万 9000 円となり、そのほか印刷製本費などを含め、合計で 2 億 792 万 9000 円となっております。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 やっぱり光熱水費は高いですね。食器・食缶も確かに壊れるもんな。ありがとうございました。

取りあえずこれは中身を確認です。それから、あとにつながるので、令和 5 年度の、木村委員でも答弁あったかと思いますが、ちょっと視点が違うので改めて質疑させています。

令和 5 年度の給食材料費の予算額と執行済み額及び不用額についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 令和 5 年度の給食材料費についての再度の御質疑にお答えいたします。

給食材料費に係る令和 5 年度当初予算額は、小学校が 6 億 7764 万 2000 円、中学校が 8 億 2833 万円、合計 11 億 597 万 2000 円となっております。

また、令和 5 年度 9 月補正後の予算額は——失礼しました。先ほど中学校の金額 8 億と申しました 4 億 2833 万円、合計 11 億 597 万 2000 円となっております。

また、令和 5 年度 9 月補正後の予算額は、小学校が 7 億 3311 万 2000 円、中学校が 4 億 6356 万 6000 円、合計 11 億 9667 万 8000 円となっております。

令和 5 年度の当該予算に係る執行済み額は小学校が 7 億 117 万 5716 円、中学校が 4 億 3961 万 3555 円、合計 11 億 4078 万 9271 円となっております。

予算額と執行済み額の差額である不用額につきましては、小学校が 3193 万 6284 円、中学校が 2395 万 2445 円、合計 5588 万 8729 円となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 決算特別委員会ではないけれども、ちょっとだけ関わりがあるので、この質疑をするわけは、3000 万で間に合うかどうか、ちょっと令和 5 年度分とちょっと比較して。

それと献立表です。私が知っているときの献立表を作るスケジュールと最近は違うようですので、献立は何か月先まで作成しているかを示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校給食の献立についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校給食の献立は栄養教諭等が作成した一般給食献立原案に基づき、栄養教諭と給食事業者、栄養士との調理作業工程などの打合せ、学校との献立検討会議、食物アレルギー対応食への展開や食材の入札契約を経るため、およそ 1 年間を要し、作

成されます。

このことから、現在は1年先の令和7年8月から12月までの一般給食献立を作成しているところであります。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

1年のスパンなんだね。私に関わっていた頃は、たしか数か月先でできたから。ちょうど関わっていた頃、地産地消がはやりまして、地元の食材を使いましょうと。食材が集まらないからやめろと。調達先をずっと給食の関係、同じくところから調達したのは大変厳しい小泉構造改革のときですので、やめようと。地産地消だと、やめてくれということで、結局、地産地消と言っても食材が集まらない、無理だと。そういう時期でしたので、何か月か先ぐらいいは1回出てくださいと。食材は、それぐらいいは何とか調達できるけども、もう1年通すともう全然できないので地産地消は一部だけということで、この1年分をつくるということで、1年間の材料費の見通しが立ったわけだな。今まで聞いていて、3月末までで間に合うと。次をちょっとね、年末の補正として捉えていいかと、これは当たり前の話なので、これは質疑やめます。

当然ながらよく考えれば、年末までの補正を出しているのだから、なぜここまできたか。さきほど5年度の分を聞きました。不用額が大体4から5%。これぐらいいあれば、不測の事態が起きても年度末までには支出額として財布は大丈夫だろうと。

今回の3000万なんぼですか。補正はこれで間に合うかなと、言うとおりで。昨年度と同じような積み増しをしたなど。これから光熱費が上がればどうなるか。いずれにしても、十分、不用額——これ、不用額が出たからというのを責めているわけではなくて、これぐらいい出しておかないと言ったときに、何かのときに、いや対応できないだろう。これでいいかと思えます。

ここまでありがとうございます。

引き続き、給食の話になりますが、一時期、1996年7月に大阪府の堺市で、学校給食費で発生した集団食中毒、腸管出血性大腸菌O-157に感染して子どもが死んだ。あれから、大変学校給食が、私の感覚では超厳しくなったかなという気がしています。児童7892人を含む9523人がO-157に感染して、3人の児童がその後、後遺症で亡くなっています。当時、給食に使われたカイワレダイコンでないかというのは皆さんパッと思い出すと思います。大臣だった方がカイワレダイコンを食べてみせて、大丈夫だと。カイワレダイコンが原因でないかとされましたけれども、結局は特定されず終わっています。

この多数の児童が発症した7月12日を「O157堺市学童集団下痢症を忘れない日」に制定しています。

この忘れない日の前の日に、忘れもしない、朝まで議会があった日です。知っている人は知っている——ほとんど知っているか。そのまま各常任委員会が委員会視察

に行って、着いたその日に、私ちょっと近かった堺市に行ったら準備をしていました。

そのときに初めて、そうだ、ここがカイワレだとちょっと思い出しまして。皆さん、堺市の役所の前で慰霊の忘れない日の準備で大忙しだったことを記憶しています。

そういう意味では、時期時期に、やっぱり食の安全が十分整っているかどうか改めて食の安全に係る質疑をしたいと思います。これは別に天内委員と相談したわけじゃないんですが質疑します。

小学校給食センターにおいて現在使用している車両台数と車検時に代車を確保しているかをお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 学校給食配送車両についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、本市が委託しております給食事業者では、小学校給食センター運営分として18台の配送車両を保有し、それら全台数を使用して給食を配送しております。

車両継続検査の時期は配送車両ごとに異なりますが、給食の提供がない土曜日や日曜日に配送車両を検査しているため、代車の確保をしていないところがあります。

なお、緊急で車両が必要となる場合には、給食事業者が保有している予備車両1台を使用することとなります。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

今働き方改革なのであまり土日の仕事をさせないでほしいなと思いますが、これはちょっと愚問かな。でも18台というのは多いですね。

僕がまだ中央部の給食センターと西部給食センターであった頃はそんなに台数は多くなかったかなと思っていました。

それでは次に、ちょっと、小学校給食が1番近い三内西小学校と1番遠い東陽小学校までの小学校給食センター出発時間と学校の到着時間をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 各学校への配送時間についての再度の御質疑にお答えいたします。

各学校への配送時間につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、各学校の給食開始時間の30分前に行う検食を含め、調理後2時間以内に給食できるよう適正な配送経路を計画し設定しております。

小学校給食センターから1番近い三内西小学校への配送は、10時25分に小学校給食センターを出発し、10時30分に到着を予定しております。

また、小学校給食センターから1番遠い東陽小学校への配送は10時25分に小学校給食センターを出発し、原別小学校と野内小学校を經由した後、11時8分の到着

を予定しております。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 小学校ですが、三内西小学校への配送は10時25分に学校を出ると、私の時代と違って。10時頃出発だと思っていたのですが。25分に出て30分に到着と。これは、三内西小学校だけの配車なのですね、多分そうでしょう。そうです、さっき確認したんだって。知っているかと思いましたが、三内西小学校に1台で行って帰るって。環状線の信号1つと手押し信号の2つで着くからね。

それから、東陽小学校は25分に出て、原別小学校と野内小学校で11時8分。意外と早いね。

要は着く時間の問題じゃなくて、検食して、検食が終わってから摂食するまでの時間なので、これについてはいいです。ありがとうございます。

次に、学校給食が学校に到着し、検食から子どもたちが配膳するまで一連の作業行程について、お示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 学校給食の一連の作業工程についての再度の御質疑にお答えいたします。

給食センターで調理した給食は食缶に入れ、食器類とともにコンテナに積載し、配送車で各学校へ配送しております。

学校に到着後は、各学校の配膳員が配送車からコンテナを下ろし、食缶・食器類をコンテナから取り出し、学級ごとに必要数を振り分け、各階の配膳台に配置するとともに、各学校の校長等検食責任者が検食を行っております。

配膳台からは、給食時間に給食当番である児童・生徒が各教室へ運び給食することとなります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** これは何回も確認したことがあって。要は途中で、子どもたちが食べる間に誰かにいたずらされる可能性のある要因を取り除くために全工程を把握する。部長は、行ったことありますか。

工程の中で、昔はコンテナという、かちゃかちゃでなくて、アルミボックスに食缶を積んでいるという雑な扱いだったので、こういった場合、まずいんでないのと。車が動いて蓋が空けば――蓋はかちゃっとなっているけれども。そういう意味では随分あれから見てないので私も。今度見学に行きたいと思います。コンテナを積んで食缶できちっとやっているのと。

それから配膳員。入り口もいつの間にかきれいにトラックが横に隙間ないような入り口をつくって、いつだったかな、何で工事をやっているのと聞いたら、各学校にトラックがバックする、脇に何も隙間がない、ビシッと来るような、大したものだなと感心しましたが。常に、どこで誰がいたずらしようとしているか分からない

ので、常に目を光らせていただきたいと思います。多分、あちこちで点検は安全衛生委員会でもやっていると思いますが、ぜひとも引き続き目を配らせていただきたいと思います。たまに、3年、4年、5年たつと、どこかの学校でいたずらされて針が入ったとかいろいろ入ったって話出てきますので、青森市からは絶対出さないように願いたいと思います。

次に、小学校給食が一番近い三内西小学校と一番遠い東陽小学校の検食開始時間をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 検食開始時間についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校給食衛生管理基準では、検食は学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて、児童・生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこととされており、既定時間までに校長などの責任者が検食することで給食に異常があった場合に速やかに対応できるように定められております。

お尋ねの検食時間につきましては三内西小学校ではおおむね11時30分、東陽小学校ではおおむね11時40分となっております。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** さっきの時間から言えば、検食時間はいつでもいいんだな。検食してから食べるまでの時間を開ければいいんだね。

何時に着いても、校長先生や教頭先生が自腹で——これ、みんなただで食べていると思うべ。私が聞いたら、自腹だそうです。昼間に食わないで先食いして健康に悪い、自腹で健康に悪い食べ方をしている校長先生、教頭先生に感謝です。

そういう意味では何時に着いても検食して30分後に回収すればいいわけだよ。今自分でしゃべってしまいましたけれども、子どもたちの摂食時間を示せという次の質疑なんだけれども、これでいうと30分後だと、東陽小学校は11時30分で12時10分にはいただきます、ということですね。大変失礼しました。これも愚問だな。

これは到着時間がいくら遅くなっても、校長、教頭が検食して、それから遅くなっても30分は必ず守らせて、校長、教頭が腹を下してから、時間まで30分待つと。これだけはぜひ守っていただきたいと思います。

それから、食缶を学校の保管場所に運ぶ配膳の衛生管理、これをどう管理するかが一番課題になっています。

配膳の衛生管理の導入を行っているかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 配膳員の衛生管理についての再度の御質疑にお答えいたします。

配膳員は直接食缶等に触れることとなりますことから、学校給食衛生管理基準に基づき、毎日の健康観察と月2回の検便検査を実施しております。また、夏季休業



及び冬季休業中に、教育委員会や給食事業者が実施いたします衛生管理研修におきまして、手指の洗浄と消毒の適切な方法など、感染症予防に関する基本的知識を習得させ衛生管理の徹底に努めております。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

これは例えば、配膳員が、今日は調子が悪いから隣の母さんをお願いしますとやれることではないので、駄目なら校長でも教頭でもやればいいので、ぜひともそれは守っていただきたい。きちんと検便で検査している方がやるように、ぜひとも絶対これを守っていただきたいと思えます。

次に給食配送中に荷崩れ——さっきの話だと荷崩れは起こさないと思うんだけど、そういうことがないとも限らないので、衛生上好ましくない状態になった場合どのように対応するか示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 学校給食の配送についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校給食は調理終了後、二重構造の保温食缶に移し、蓋にロックをしてコンテナに入れ、配送車へ積載しています。コンテナは車内で動かないよう器具で固定し、出発前に配送員が再確認を行い、荷崩れ等の事故が起きないように万全の対策を講じ、配送しているところであります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

後で天内委員を褒めるところにいく前に、こういうことも起きると、トラックで運んでいけば。

次に、給食配送時の事故等による給食が困難だった場合どのように対応するか、お示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 配送困難になった場合の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、停電等により、学校給食を急遽調理できなくなった場合や、配送時の事故などにより給食の提供が困難になった場合に備え、非常食用物資として冷凍ナンや県産リンゴジャムを各業者において保管しております。そのほか、食材の不良や変質など調理中における緊急時に備え、緊急代替食品として、サバ照り焼き缶やパイナップル缶を保管し非常時に備えております。

また、食器につきましては、各給食センターから予備を配送することとしております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

そういう意味では、これまで給食の安全性に関わって、子どもたちの安全に関わって質疑してきました。これは、センターだから車も必要だ。いろんな対応しなきゃならない。天内委員を後ろから押したいと思いますが、これは当時、ちょうど小泉構造改革によって交付金が減らされて、西部工業団地に1つにまとめた、それは絶対失敗だと思っている。

石巻の災害——東日本大震災になったときに、食が、食べ物が来ないと、石巻に1週間、10日たっても何も食うものが来ないと。幸い、ちょうど缶詰が流されていて缶詰を拾って食ったと。

青森市は横に広い、浪岡もあるといったときに、西部工業団地、高速道路の循環線の橋が落ちたら、あそこから物が運べない。

やっぱり東に西に効率よく動ける、何かあったときの食の拠点というのは必要だと思っていますので、今回、質疑して、トラック18台、1番近いのは三内西小学校に車1台で1個分だけ運ぶ。非効率的なわけですけども、これは、佐々木誠造元市長、鹿内元市長、小野寺元市長、現在の西市長、構造改革によって見直しをして効率化を図ったわけだけけれども、中央が疲弊してくればセンターに集約する。あの当時は決定したけれども、もうそろそろ、そういう考え方を見直しして、単独で——単独というか小さい部類のほうでもいいから近くで作るのがいいんじゃないかな。これだけトラックがあって、いろんなことがあって、いろんな心配して、いらない途中の食の安全の確保もしなきゃならない。全くもって不経済だなというふうに思います。

時代が大きく変わって防災対策を考えたときには、さっきも言ったけれども西部工業団地に小・中学校給食センターが集中して、この現状は本当によくはない。

東西に分散すべきだとずっとしゃべってきたけれども、行政経営が違う浪岡は特に水害時を考慮して、浪岡の川がなったときに、食の拠点、浪岡は皆、米をもっているから、多分都会と違って、食うに困らないとは思いますが、やっぱり昔の亡霊を追うことなく、そろそろ方向を見直しして、災害時に備えたほうがいいんじゃないかな。ましてや、西と東に、少子化だから、単独をちょっと大きくして、どうせ学校は少なくなっているんだから、給食場をちょっと大きくして、そこからちょっと運べばもっと効率よくなるんじゃないかなと思います。

リスクも軽減されて、災害時、浪岡は孤立しないように、やっぱり浪岡の給食センターは建て直さなくてもいいとしゃべったけれども、昔の保健所の調理場もあるし、やっぱりちょっと考えていくべきだなと思います。

いつまでも昔の構造改革のときの流れでいくんじゃないかと、もう新たな時代、少子化時代にきましたから、財政緊縮じゃなくて、子ども中心にしていればと思います。

冒頭、給食の調理費の話でありました。そもそも学校の給食費無料化は国が担うべきものなのに、いまだその国で何ともしない。県がしてくれるからね。県がいつまでもこの金を出してくれると思えないので、早く国が担ってほしいなど思いつつ、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、木戸喜美男委員。

**○木戸喜美男委員** 創青会、木戸喜美男であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連して、鳥獣対策についてお伺いいたします。

新城の天田内地区の知り合いの農家から、今年はニホンザルの目撃は時々ありますが、昨年に比べてニホンザルによる農作物被害は少ないと聞きました。

昨年の第3回定例会の予算特別委員会で、ニホンザルによる農作物被害対策について質疑したときには、令和5年度の新たな取組として、野生鳥獣の侵入防止電気柵や大型囲いわなの設置による捕獲の強化に取り組んでいると答弁を頂きました。この取組の成果ではないかとも考えております。

そこで質疑いたします。

昨年度、市ではニホンザルによる農作物被害を抑止するため、市内の各圃場において、野生鳥獣の侵入防止電気柵を設置したが、その効果について、農業者からどのような声が届いているのかお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 木戸委員の野生鳥獣侵入防止電気柵の設置効果についての御質疑にお答えいたします。

本市におけるニホンザルによる農作物被害につきましては、販売農家と自家消費用を合わせた全体での被害状況は、令和5年度が被害件数35件、被害額で47万1000円となっております。

令和6年度につきましては8月末現在であります。被害件数が10件、被害額が1万6000円となっております。

このうち販売農家におけるニホンザルによる農作物被害であります。令和5年度は被害件数が25件、被害額が42万3000円となっております。

令和6年度は8月末現在で、被害件数が3件、被害額が1万6000円となっており、年度途中ではありますが、昨年度に比べ、被害件数・被害額ともに減少傾向にあります。

本市ではニホンザルをはじめとする野生鳥獣による農作物被害対策を円滑かつ効果的に講ずるため、令和3年3月に、青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、青森県猟友会や青森警察署、青森農業協同組合等の関係機関と連携しながら、農作物被害対策に取り組んでまいりました。

令和5年度からは、特にニホンザルに有効とされる野生鳥獣の侵入防止電気柵を、

天田内地区、四ツ石地区、田茂木野地区の3地区に、計9か所、総延長2692メートルにわたり設置したところであります。また、これに加えてニホンザルの捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置を備えました捕獲効率の高い大型囲いわなを新城天田内地区の圃場に1基設置したところであります。

昨年度、侵入防止電気柵を設置した圃場の農業者からは、設置以降、圃場の近くまでニホンザルが近寄ったら電気柵を警戒して逃げていったといった声や、ニホンザルのみならず、アナグマやタヌキ、ハクビシンなどの小動物による農作物被害も減少したなどの声が寄せられているなど、野生鳥獣による農作物被害の抑制に一定の効果があったものと考えております。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

販売農家と自家消費と合わせた全体の被害としては、令和5年度、被害件数35件、被害被害額47万1000円。令和6年度は8月末現在ですが、被害件数が10件、被害額が1万6000円と、年度の途中ですが大分少なくなったものと感じております。

令和3年から、青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、青森県猟友会や青森警察署、青森農業協同組合などの関係機関と連携して農作物被害対策に取り組んでいること、また、令和5年度から、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、市内3地区に電気柵を9か所、延べ延長2692メートルにわたり設置と大型囲いわなの設置などで被害が減少したものと考えられます。

再質疑します。

今年度におけるニホンザルの農作物被害対策についてお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** ニホンザルによる農作物被害対策の今年度の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、これまで青森市鳥獣被害対策実施隊や同サポート隊による見回りや追い払い活動、箱わな等の設置による捕獲活動、電動ガンやスターターピストルの貸出しや動物駆逐用煙火の提供等に取り組んでまいりました。

今年度は新たに、草木の刈り払いによる餌場や隠れ場をなくすとともに、侵入防止電気柵との併用で野生鳥獣の寄せつけ防止に高い効果が期待できるとされる緩衝帯を新城天田内地区1か所に整備したところであります。また、捕獲状況を遠隔で監視できるモニター装置を備えた大型囲いわなを1基増設することとし、駒込月見の地区に設置をしたところであります。

さらに、野生鳥獣の侵入防止電気柵につきまして、新たに3か所設置することとしております。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

私から2点ほど要望させていただきます。

1つとして、答弁にあったように、野生鳥獣の侵入防止電気柵を9か所から今年度は3か所増設するとのことで、ニホンザルや他の動物からも農作物被害がさらに減少するものと思います。しかし、電気柵の設置は、職員が現場で農業者と設置場所の調整や、電線を張り巡らせるための支柱を何十本も打ちつけ、その支柱に電線を8段にわたって張っていく作業を私も見させていただきました。

言葉では簡単ですが、去年は猛暑の中で設置、そして冬になると、せっかく張り巡らした電線、これが雪で切れてしまう。そのことによって、また整備をしなければならないということで、雪が降る前の寒い時期に電線の回収をしなければなりません。また、春になると、せっかく回収した電線の張り直しに取りかかり、電気柵の完成となりますが、全て職員の自力の作業となり、職員の負担が多過ぎるのであると私は感じております。しかし、電気柵の効果が明確になれば、農業者自ら電気柵の設置に動くと思います。

そこで、電気柵の設置に補助も考えてもいいのではと考えます。今すぐにはいかならないと思いますが、効果の高い電気柵の設置に対する農業者への補助について御検討いただければ、農業者自ら設置に向けて努力することになり、ついでには、職員の負担軽減につながると思います。将来的な課題として、農業者の補助を前向きに検討していただくことを要望します。

2つとして、今の話題にも関連しますが、鳥獣対策の専門部署の設置についても検討をお願いしたい。先日の一般質問でも、熊の被害に関連した質問が複数あり、近年、ニホンザル以外でも熊や、最近ではイノシシの目撃や被害が聞かれています。

本市の場合、その発生場所や被害の内容により、環境部環境政策課、浪岡振興部市民課、農林水産部農業政策課の3つの部署が担当しており、それぞれ連携して様々な対策をしていると聞いていますが、近年の状況を考えれば専門部署があったほうが市民も相談しやすいし、早い対応ができるのではないかと考えます。

なかなか難しいと思いますが、専門部署の設置についてもぜひ検討を進めていただきたいと思います。

以上2点を要望して、この項を終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、市民雪捨場について、これまで油川埠頭が市民の雪捨場として長年使用されてきましたが、本年4月に県内初、全国で6例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港、いわゆる基地港湾として埋立てが報道されています。

そこで質問いたします。

油川埠頭が基地港湾として整備されることに伴い、現在の雪捨場の利用がどのようになるのかお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 木戸委員の油川埠頭の雪捨場の利用についての御質問にお答えをいたします。

委員御発言のとおり、青森港は本年4月26日に県内初、全国で6例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾、いわゆる基地港湾として、国土交通大臣より指定され、今年度からは岸壁整備等が国直轄事業により行われることとなっております。また、主に部材の保管場所としての利用が想定される油川埠頭につきましては、県が海面の埋立てや造成等を行うこととなっております。

油川埠頭は冬期間に雪捨場として利用しており、市民のみならず、国・県・市においても利用頻度が高い雪捨場の1つであります。

今年度の利用につきましては可能である旨伺ってはいるものの、将来的には雪捨場として油川埠頭の利用はできなくなるものと認識しております。

以上であります。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

油川埠頭は、冬期間は雪捨場として市民や国・県・市などの利用頻度が高い雪捨場の1つであったが、将来的に雪捨場として利用できなくなるとのことであります。

再質疑いたします。

今後を見越して、油川埠頭の近隣である新田浄化センター敷地を市民の雪捨場として検討してはどうか、お知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 新田浄化センター敷地の雪捨場としての検討についての再度の御質疑にお答えをいたします。

臨港地区における雪捨場等の確保につきましては、持続可能な雪対策における課題であり、代替地の確保が必要であると考えておりますことから、引き続き県と協議してまいりますとともに、今年度から試行的に浄化センター敷地の一部を市民の雪捨場として運用する予定としております。

また、今後におきましても引き続き、雪捨場に適した遊休市有地や国・県の所有している公有地等についても調査するなど、場所の確保に向けて検討してまいります。

以上であります。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

これまで私も油川埠頭を雪捨場として利用してきたことが何度もありますが、後ろが海ですから、バックし過ぎて海に落ちるのではないかと注意しながら、これまで何度も利用させていただきました。今年度から、試行的に新田浄化センターの敷地の一部を市民雪捨場として運用することとしているが、新田浄化センターの一部といっても、奥のほうの、幅約200メートル、奥行き約100メートルの広い空き地を利用するものと思います。今後は、海に落ちる心配もなく安心して利用できるものと思います。ぜひ末永く利用できるようお願い申し上げまして、この項を終わ

ります。ありがとうございました。

次に、自動車運送業会計、1款事業費用1項営業費用1目運転費に関連して、月見野霊園のバス運行についてお伺いたします。

令和5年第2回定例会予算特別委員会において、月見野霊園に合葬墓ができて霊園の訪問者が増えると思われる中で、月見野霊園に行くバスは定期便が、土曜、日曜、祝日となっており、平日にしか行けない人や高齢者など、公共交通機関を利用しなければ霊園に行けない人もいます。平日でも月見野霊園行きのバスを運行できるよう要望してきました。本年4月から試験運行であります。平日にも月見野霊園に行くバスの運行が始まりました。

前回の答弁では、増便は各路線の利用状況や他の便への影響なども考慮した上で、総合的に判断するとのことでありました。

そこで、質疑いたします。

平日に月見野霊園に行くバスはどのような運行となっているのか、その概要をお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○佐々木淳交通部長** 木戸委員の平日の月見野霊園を経由する便の概要についての御質疑にお答えいたします。

交通部ではこれまで月見野霊園線の運行といたしまして、夏ダイヤの期間の土曜日・日曜日・祝日において定期便を1日2便運行しているほか、墓参りの需要に合わせ、8月のお盆時期や9月、3月の彼岸に臨時便を運行してまいりました。

令和6年夏ダイヤのダイヤ改正からは、これまでの土曜、日曜、祝日の便に加えまして、平日に月見野霊園を経由する運行便として、既存の戸山団地線の一部の便の運行ルートを変更して1日2便運行しております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

それでは、他の路線に大きな影響を与えることなく、月見野霊園を経由するバスの運行日を確保することができ、曜日にかかわらず、気軽に月見野霊園を訪れ、墓参りができるようになったということだと思えます。

再質疑いたします。

平日に月見野霊園に行く便の利用状況をお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○佐々木淳交通部長** 平日の月見野霊園に行く便の利用状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

平日の月見野霊園バス停の利用状況につきましては、運行開始いたしました本年4月1日から8月31日までで、青森駅発戸山団地行きの便で乗降した人数は120人、戸山団地発青森駅行きの便で乗降した人数は69人の計、合計191人となっております。

ります。

また、乗降者数を運行便数で割り返した1便当たりの利用者数につきましては、戸山団地行きの便では1.2人、青森駅行きの便では0.7人となっております、月見野霊園バス停における総乗降者数における1便当たりの利用者数は0.9人となっております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

1便当たり1人は利用しているというところでは極端に多いとは感じませんが、コンスタントに利用されているのかなとも感じております。

私の知り合いの中でも、合葬墓を申し込んだ方もおまして、市民の関心の高さがうかがえるところですが、まだ平日のバス運行については知らない人が多いと思います。

今後もニーズは高まっていくものと思いますので、さらなる周知を徹底してPRしてくれることを要望して、この項を終わります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、虫対策についてお伺いします。

市民から寄せられたアメリカシロヒトリなどの害虫駆除の相談については、市はどのように対応するのかお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 木戸委員の害虫等駆除の相談対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市民から、アメリカシロヒトリや蜂などの害虫等について相談があった際には、まず害虫等が発生している場所を住宅地図などで確認し、相談者御本人が所有する土地や家屋の場合は、御本人の土地家屋の維持管理に係ることであるため、御自身で駆除または専門業者に依頼し駆除するよう説明し、参考として、複数の害虫駆除業者、造園業者を紹介しております。

このほか、今年度は5月から市民センター等14か所で、防除用の薬剤噴霧器の無料貸出しを行っております。

また、相談者の自己所有以外の近隣の土地や家屋などの場合は、まず保健所職員が現地の状況を確認し、所有者または管理者を調査した上で、電話・自宅訪問・文書送付などにより害虫等の駆除をお願いしております。

発生場所が公園や道路など公共用地、空き地、空き家などの場合は、市や県の関係各課と連携し、情報共有を図るなど適切に対応しております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

相談者から状況を聞き、それぞれの担当部に連絡しているとのこと。また、5月



から市民センターで噴霧器を無料で貸している。発生場所が公園や公共用地、空き地などは、関係機関と連携して対応しているとのことでありました。

再質疑いたします。

市内でアメリカシロヒトリが大量発生している状況を踏まえ、市民からの相談を受け付け、噴霧器の無料貸出しや薬剤に関する情報提供などを総合的に行う窓口を設置すべきと考えるが、市の考えをお知らせください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 総合的な窓口の設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

アメリカシロヒトリに関する相談は8月下旬から急激に増えておりまして、多くの市民の方がお困りの状況であることは認識しております。

市に寄せられている相談のうち、相談者本人が所有する土地や家屋、それ以外の近隣の土地や家屋などに関するものにつきましては、保健所が総合的な窓口の役割を担っております。

今後におきましても、市民の方がスムーズに相談できるよう、ホームページや「広報あおもり」等、各種媒体を活用しながら、相談窓口の周知に努めていくとともに、専門業者のほか、駆除のための薬剤等についても紹介するなど、相談内容に応じたきめ細やかな対応に努めてまいります。

なお、防除用薬剤噴霧器の無料貸出しにつきましては、保健所や市民センター等での利用状況を確認し、配置場所や台数、貸出し方法等、必要に応じ見直しを行い、市民の利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 御答弁ありがとうございました。

今回の大量発生で相談件数もかなり多いかと思えます。私の住んでいる新城でも、新城川の河川敷の桜の木も葉っぱが食われてしまって裸状態であります。おまけに西バイパスの健康ランドから280号線を右に入って行って、奥内・蟹田方面に行きますと、その西バイパスから右に曲がってすぐ左側にある雑木はもうすっかり葉を食われてしまって何もついていない状態。そこから、左側のほうに桜の木が点々と点在して、春にはすごくいい桜の花を見せてくれます。その桜の木が全部――油川のローソンの左側にありますが、そこまでの仮に20本あったとすれば、19本までアメリカシロヒトリにもう食われてしまっている。しかも、そういうところはいいんですが、住宅街であれば、とにかく自宅の壁に、このアメリカシロヒトリがはい上がってきます。おうちの方が一生懸命、移植ベラで潰したり、あるいは薬をまいて、一生懸命やったりしています。

そんなときに、私のところに電話を寄こして、いやあ木戸さん、何とかならないですかねって言われましたけれども、私も薬剤噴霧器を持ってそこに行ったんです

が、何せもうある程度散らばってしまっている状態で、固まっているのであれば、ある程度抑えることができるんですが、もう散らばってしまっている状態なので手の施しようもなく、いやあ、奥さん、大変だけれども、私が今薬をまいていくから何とかこれで対応してくださいというような話をしたりして。

とにかく、住宅の近隣にそういう桜の木とかあるところ、特に私のほうで上町という町会がありまして、そこは奥羽線の線路があって、線路の脇の木についてアメリカシロヒトリが下に降りて、そこからさらに今度、風で住宅の壁にということ、その白い毛虫は、毒性はないんですが、本当に不愉快な虫っていう、ちょっと調べたらそんな感じで書いてました。習慣的に高いところによく上るっていう習性もありますようで、冬越しもします。特に、エアコンの室外機に入って、冬過ごすということも言われます。よって、来年の5月の末、また来年の8月の末、そういったときにはまた雨も少なく天候がよければ、また大発生するのではないかと思います。

今現在、西部市民センターとか各センターに噴霧機を置いて貸出しはしていると思いますが、台数もある程度少ないと思います。また、それを貸してくれるということも分からない市民の方が結構おりましたので、そういう時期、4月とかになりましたら、あるいは7月とかになりましたら、広報やそういった宣伝、PRできるものについては、少し大きめの字を使いながら、こういったことで噴霧器も貸出ししています、ぜひ御相談してくださいということで、窓口をしっかりと明記していただいて、市民の方々が迷うことなく、そこに相談すれば、ある程度早めの対応ができて防除ができるのではないかと思いますので、その辺をしっかりとPRできることをお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時からといたします。

**午後2時32分休憩**

---

**午後3時再開**

**○竹山美虎委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案別冊、令和6年度青森市一般会計・特別会計補正予算、4ページ、5ページに基づいてお伺いいたします。

まず、養護教諭の職務についてお伺いしますけれども、市立小・中学校における養護教諭の職務内容についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 工藤健委員の養護教諭の職務内容についての御質疑にお答えいたします。

養護教諭の職務は、学校教育法におきまして、児童・生徒の養護をつかさどると定められております。

また、中央教育審議会答申では、さらに5項目に整理されており、それらを踏まえ、市立小・中学校における養護教諭は、保健管理につきましては、健康診断、健康観察、救急処置、感染症の予防や疾病の管理、学校環境衛生管理、保健教育につきましては、各教科等における指導への参画及び教材作成、健康相談活動につきましては、心身の健康課題に関する健康相談の実施、健康相談等を踏まえた保健指導、保健室経営につきましては、保健室経営計画の作成及び実施、保健室の環境整備、保健組織活動につきましては、学校保健委員会等への参画等の職務に当たっているところであります。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

養護教諭の方、例えば、避難所運営とかでも、いろいろ前面に立って運営に協力していただいておりますし、他にも生徒の健康面とか精神面も含めてになるんだと思いますけれども、救急時の対応など、保健衛生を含めて、様々な役割と対応の専門知識がないと務まらない職務だと思っています。たしか修学旅行とか校外業務にも添乗するということでした。

この小・中学校への養護教諭の配置状況をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 養護教諭等の配置状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

市内小・中学校におきましては、令和6年5月1日の基準日時点で、青森県の配置基準及び加配基準に基づき、養護教諭及び養護助教諭を小・中学校61校に1人ずつ配置するとともに、学校事情を勘案の上、8校に1人ずつ加配し、2人配置とし、計69人を配置しております。69人のうち、養護教諭は59人、養護助教諭は10人となっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、どのような基準で2人体制になっているのか教えていただけますか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 養護教諭の配置基準についての再度の御質疑

にお答えいたします。

養護教諭の2人配置につきましては、青森県の配置基準及び加配基準に基づき、児童・生徒数及び保健室の利用状況と学校事情を勘案し、1人増配置しているものであります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** 分かりました。

利用状況とか生徒数ということであれば大規模校とか、あるいは特別支援学級とかも絡んでくるのかなと思いますけれども、そういったところは複数体制で8校ですね。

業務の内容から見て、他の教師が代わりを務めるというのはなかなか難しい仕事だと思いますけれども、例えば、病休・産休などで休まざるを得ない場合、その場合の代替で派遣される養護助教諭の配置状況を教えてください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** 代替による養護助教諭の配置状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、病休・産休等の代替により、配置されている養護助教諭につきましては、令和6年5月1日の基準日時点で小学校3校、中学校1校にそれぞれ1人ずつ、計4人配置しております。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** 分かりました。

現在、4名が代替要員として配置されているということなんですけれども、すみません、この代替要員というのは、ふだんはどちらのほうにおられるのでしょうか。教育委員会にいるということですか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事長。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** 代替要員についての再度の御質疑にお答えいたします。

代替要員につきましては、教育委員会にいるのではなくて、ふだん要請がかかる前は自宅で待機という形になっております。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** ということは、常勤ではないということですか。その辺もうちよつと詳しく教えてもらえますか。

**○竹山美虎委員長** 教育委員会事務局理事。

**○武井秀雄教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

ちょっと答え方がまずかったと思うんですけれども、教育委員会から派遣されるのではなくて、自宅からそれぞれの学校に行くのであって、常勤という形で勤務はしております。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ということは、ふだんは学校に勤務されている。というのは、この2名体制のところからいくということによろしいんですか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

(「かみ合っていないよ」と呼ぶ者あり)

○武井秀雄教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

2人配置の学校については、常時2人がその学校に配置するという事で勤務している状況であります。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 例えば、病休とか産休のときに、代替で配置されますよね。その配置される方は、それ以外の場合は学校に勤務しているということですか。交代する人が、どこかから降って湧いてくるわけではなくて、どちらかにふだんはいるわけですよね。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

代替に入る人は、ふだんどどこにいるのかということですよ。代替が決まるまでは、我々がお声がけするまでは、自宅で待機しておりまして、例えば、1か月入っていただけませんかという要請をした上で、入っていただくという形を取っております。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。

ふだんは特に学校に勤務されているというわけではなくて、その代替要員として、ふだんは――逆に言うと働いていないということなんですかね、そういう方に声をかけて来ていただくという解釈でよろしいですか。伝わってますかね。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

例えば、病休代替が出たとします。そうすると我々のほうでは、一応退職なされた養護教諭の方とか、採用試験に合格できなくて自宅にいる方とかのリストがありますので、それを基にお声がけをさせていただいて、働いていただくということになっております。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。

すみません、私の質疑の仕方がちょっと悪いのかもしれない。了解しました。

校内教育支援センターが新しくできましたけれども、そちらとの養護教諭の関わりというのはどういう関わりになりますか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 校内教育支援センターと養護教諭の関わりに

についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では校内教育支援センターの設置マニュアルに基づき、今年度から市内全ての小・中学校に校内教育支援センターを設置し、学習指導、教育相談、交流支援など、個別のプログラムを活用しながら、教育的な支援を行っております。

校内教育支援センターを利用する児童・生徒に対して、養護教諭はその特性を生かした専門的な視点での助言や支援、児童・生徒との教育相談など、校内教育支援センターにおいて一翼を担っております。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。

養護教諭含めて、いわゆるチーム学校で対応しているということですね。体調、心理面の対応となると、やはり生徒に寄り添う必要があるでしょうから、そういう立場でもあるんだと思います。

では、養護教諭の業務におけるICT化の現状についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 ICT化の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

養護教諭の業務におけるICT化の状況につきましては、平成31年4月から統合型校務支援システムが本格稼働したことにより、児童・生徒の出欠状況及び保健室利用状況の入力による保健日誌の作成、健康診断結果の入力による児童・生徒健康診断表及び保護者向け健康の記録のお知らせの作成など、システムの活用により校務の効率化が図られております。

また、児童・生徒の心身の健康状態をきめ細かく把握するために、1人1台端末を活用した健康観察や健康相談の実施など、各学校において行われているところであります。

○竹山美虎委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

統合型校務支援システムを活用して、いろんなICT化が進んでいるということです。

小・中学校の養護教諭というのは、私のイメージでは保健室の先生です。けがをしたときの赤チンと、あとはお腹が痛いときの正露丸という、そういう時代でしたので、そういうイメージがあるんですが、以前、養護教諭の方とお話をした際に、私たちの仕事はなかなか目に見えないので、楽そうだねという人もいるんだけど、実は大変なんだよと、そういう声があって、とても印象に残っております。

仕事内容も通常の先生とまた違うので、なかなか理解していただけないとか、すぐ代わっていただける業務ではないということとか、手伝っていただけないという、いろいろじりじりするときも多いというふうに言っていました。

子どもたちの声を聞いて、保健室に来る子どもたちも結構多かったでしょうから、

そのやり取りの中で信頼関係をつくっていくというのも、やはり最初は大変だったということでした。特殊な立場ですので、チーム学校として、多忙な養護教諭への働き方改革を今後も進めてほしいと思います。

1つ要望があるんですけども、学校の緊急対応なんですけど、子どもたちのけが、病気などの応急処置について、県の赤十字の方からの要望がありましたので、お伝えいたします。小・中学校でのけが、病気の際に現場で養護教諭と電話で詳細なやり取りをするケースがあるんだそうです。その際に、中には緊急で応急処置が必要な場合も多々あると。そういう場合にはハンズフリーで会話をしたいというので、養護教諭には、ぜひ学校所有の携帯電話を持たせてほしいという、そういう要望でしたので、対応よろしくお願いします。この項を終わります。ありがとうございます。

次に、防災についてでありますけど、今年の8月、宮崎県を中心に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。

日向灘の地震を受けて、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されまして、国は防災対策の推進地域に指定されている29の都道府県の707市町村に対して、地震発生から1週間、改めて備えを確認してほしいと呼びかけました。

期間中は津波からの避難経路をきちんと伝えた上で、祭りなどを予定どおり開いたところがあった一方で、海水浴場を閉鎖したところもあるなど、対応は分かれましました。キャンセルが相次いだ宿泊施設もありました。明確なガイドラインがない中で、安全優先が叫ばれて、戸惑いと混乱が生じたということでもあります。

青森も太平洋側でマグニチュード7以上の海溝型地震が起こった場合には、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令されます。青森市もその対象自治体になると思われますけれども、1週間の注意期間があるんですね。青森市はどのような対応するのか教えてください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 工藤健委員の北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の、市の対応についての御質疑にお答えいたします。

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺で、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合、さらに、大規模な地震が発生する可能性が平常時よりも相対的に高まっておりますことから、後発地震への注意を促す情報といたしまして、発表されるものでありまして、令和4年12月から運用が開始されております。

この情報は、警戒レベルを引き上げることで、住民の危機意識を高めることにより、被害軽減を図ることを目的に発表されるものでありまして、地震発生から1週間程度、社会経済活動を継続しつつ、日頃からの地震への備えの再確認をすることに加えまして、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合に、すぐに避難できる準備を呼びかけるものであります。

当該情報が発表された場合の市の対応につきましては、庁内に警戒対策本部を設置いたしまして、地震に関する情報収集を行いますとともに、予想される災害に直ちに対処できるように、全庁を挙げて対処する態勢であります非常配備態勢を取ることとしております。

また、市民の皆様に対しまして、広報車による広報活動のほか、市メールマガジン、市ホームページ、各種SNS等により、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを周知いたしますとともに、後発地震が発生した場合において、迅速かつ的確な避難行動を取ることができるよう周知することとしております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民にも広報、周知するということでもありますけれども、その1週間、市民が実施すべきことというのはどういうことがありますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際に、市民が実施すべきことについての再質疑にお答えいたします。

国によりますと、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際に、市民等が実施すべきことといたしましては、当該情報が事前避難を呼びかけるものではないことから、社会経済活動を継続した上で、地震発生から1週間程度は地震への備えを徹底することとされております。

具体的には、すぐに逃げ出せる体制での就寝、非常持ち出し品の常時携帯、緊急情報の取得体制の確保、崩れやすいブロック塀等に近づかないなど、想定されるリスクからの身の安全の確保、家具の転倒防止や備蓄食品の確認など、日頃からの備えの再確認など、すぐに避難できる体制を準備することとされております。

なお、これらの情報につきましては、市ホームページへの掲載をはじめ、自主防災組織や町会・町内会等の防災講話での周知、さらには、現在、本庁舎サードプレイスで実施しております防災をテーマとする企画展示におきましても、当該情報の解説や取るべき防災対策を掲載したチラシを設置いたしまして、市民の皆様への周知に取り組んでおります。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** 分かりました。

防災に必要な備えの徹底と再確認をしていただくということだと思いますが、南海トラフ地震の防災対応を所管する内閣府では、今回の呼びかけの対象になった707の市町村、運輸・観光・交流とか、いろいろある事業者も含めてなんですけれども、今月中にアンケートを実施する予定になっているそうです。防災計画の策定状況や受け止めの状況を調べるとともに、専門家をつくるワーキンググループの意見も踏まえて、情報の伝え方などの改善に向けた検討を進めるということであり



ました。

日向灘地震を教訓に地域活動、経済活動への過剰な制限が起きないように、十分に気をつける必要がありますけれども、同時に地震・津波への備え、通常生活との両立というのもあります。市民に向けた適切な注意や準備を広報するとか、今説明いただきましたけれども、行政からの適切な働きかけと取組、これが必要だと思います。無駄に混乱しないように、今回のケースを参考にしてアンケート結果も踏まえて対応していただきたいと要望いたします。ありがとうございます。

では、青森市のゼロカーボンシティ宣言についてであります。青森市は、ゼロカーボンシティ宣言を受けまして、来年3月までに青森市が取り組む環境対策は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定いたしますけれども、市民からの意見をどのように聴取しているのかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 工藤健委員からの市民意見の聴取方法についての御質疑にお答えいたします。

現在、改定作業を進めております青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に当たりましては、昨年10月に市民・事業者アンケートを実施したほか、本年6月には市民と事業者によりますワークショップを、7月には高校生によりますワークショップを開催したところであります。また、6月及び8月には有識者等からの意見聴取会を行い、市民等からの御意見を頂いて、計画改定の参考としているところであります。

今後におきましても、10月に改めて有識者からの意見聴取会を行い、12月にはわたしの意見提案制度によります意見募集——パブリックコメントを実施するなどにより、改定作業を進めてまいります。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** アンケート、そしてワークショップを行ったということですが、その実施内容を教えていただけますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** アンケート及びワークショップの実施内容についての再質疑にお答えいたします。

アンケートにつきましては、昨年10月に地球温暖化への関心度や、取組状況などについて調査することを目的に行ったものでありまして、市民・事業者、それぞれに対して実施したものであります。

対象者は無作為抽出により選定し、市民の皆様につきましては、3000人への依頼に対して、1146人からの回答がありました。また、事業者様につきましては、500事業者への依頼に対して、195事業者からの回答があったところであります。

ワークショップにつきましては、青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に当たっての取組内容等の参考とすることを目的に行ったものでありまして、

先ほども御答弁さしあげましたが、本年6月に市民・事業者を対象に、7月に高校生を対象にそれぞれ実施したものであります。

ワークショップの進め方といたしましては、初めに、市職員から地球温暖化対策の経緯や現状、本計画改定の骨子、本市の現状等について説明を行いまして、その後、参加者全員での情報共有をした上で、1つに、省エネルギー対策、2つに、再生可能エネルギー等の利活用、3つに、循環型社会の形成、4つに、環境教育啓発活動の推進、5つに、吸収源対策の推進、6つに、脱炭素型のまちづくりという6つの項目について、また、2050年ゼロカーボンシティに向け、どんな取組ができるのか、取組を実施するために何が必要か、2050年の生活等はどうかの3つの視点でグループワークを行いまして、地球温暖化に関する具体的な取組などに関する御意見やアイデアを頂いたものであります。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

アンケートについては、無作為抽出で3000人の方に依頼をしたということです。それで、あとは取り上げたテーマも、とても具体で内容のあるものだと思いますけれども、先月末に行われました青森から考える気候変動という市民フォーラムがあったんですが、西市長も出席されて、青森市の現状と取組を発表されておりました。それで、オンラインで講演を頂いたのは、つくば市の市長でして、2022年——おとしですけれども、ゼロカーボンシティ宣言をして、昨年、気候市民会議を開催したという、その取組についてお話を頂きました。

気候市民会議ですけれども、無作為抽出によって選ばれた市民が地域社会の縮図をつくるわけです。それで、専門家の勉強会を何度か繰り返して、必要な知見を共有した上で、開かれた対話ということで、熟議等を何度も重ねて生まれた提言を市がロードマップにして落とすと。それで、政策として実現へ導いていくというのが、つくば市の気候市民会議です。

地球温暖化対策というのは、何もしなければ今はもう停滞というより後退する一方ですので、行政のみならず、市民が協力して取り組まなければ意味のないことでもありますけれども、青森市でこの気候市民会議を開催してはどうかと思いますけれども、市の考えをお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 気候市民会議の開催についての再質疑にお答えいたします。

ただいま工藤健委員からも御紹介がありましたとおり、気候市民会議につきましては、市民意見を施策へ反映させるための手法といたしまして、フランスやイギリスで実施されまして、国内におきましても、つくば市や仙台市、札幌市などにおいても開催されていると承知しているところであります。

気候市民会議につきましては、広く市民の意見を頂く手法の一つとして、十分理

解しているところでもあります。特に参加者がワークに当たって、科学的知見を高めるために、専門家からの情報提供を受けるという部分につきましては、非常に有効な手段であると考えております。

このように様々な意見聴取方法の有効と思われる部分を取り入れながら、それぞれの地域の特性に応じて、特定の手法にこだわらず、市民からの御意見・御提言、アイデア等を頂きながら進めていくことが重要と考えております。

本市といたしましては、対話を重視して意見を出し合うワークショップ形式が特に有効な手法と考えておまして、今回の計画改定に当たっても、市民・事業者、高校生を対象としたワークショップを実施し、ワークに入る前に、地球温暖化対策の経緯や現状等を参加者で共有した上で御意見を頂いたところでもあります。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

西市長は青森市でもワークショップを積極的に取り入れていると。そして市民力・民間力・行政力を生かしていくというふうにおっしゃってました。

つくば市も気候市民会議によって、市民・住民がそれに主体的に参加することで、専門家の知見を得ながら、具体的な行動計画を策定しています。この会議は参加した市民が、まず最初に何回も繰り返して、専門知識を得て、共通認識を持つところから始まって、青森市との違いというのは、1日の中の数時間の枠、いわゆる講習とかワークショップではなくて、それを何度も繰り返すことで、お互いの知見の積み重ねと、あとは意見の取りまとめ、いわゆる深掘りしていくということになるんだと思います。

やはりそれから生まれた提案・結論というのは一定の信頼性も出てくるとは思いますけれども、それが広く市民のいろんな方が集まるわけですから、多様な視点を酌み取った政策であれば、地球温暖化防止という、とても大きなテーマにも、やはり市民の行動変容を促し、協力をしていただけることになるんじゃないかと思うんです。ぜひ、この気候市民会議の手法をそっくりそのままというわけにはいかないでしょうから、いいところは青森市も参考にさせていただきたいと思います。

地球温暖化防止というのは社会の行動変容が必要なことでもありますので、市民目線の取組という意味では、気候市民会議はとても理にかなっていると思います。青森市とつくば市、共通するのは市の鳥がフクロウなんです。深く探求し、発見するような賢さ、市の象徴でもありますので、ぜひ青森市でもいろいろ参考にさせていただければと思います。

では、再生可能エネルギーの可能性について、太陽光エネルギーについて伺いますけれども、青森は雪国です。太陽光エネルギーの発電効率、冬の期間の降雪とかを考えますと、導入に対してマイナスのイメージが強いようなんですけれども、太陽光エネルギー発電、そして、太陽光活用の課題と可能性を教えてくださいませんか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 太陽光発電の利活用の可能性についての再質疑にお答えいたします。

市民や事業者が太陽光発電設備を導入するに当たりまして、積雪寒冷地であります本市におきましては、発電効率や太陽光パネルへの着雪等への懸念から、導入をちゅうちょされるケースもあると考えているところであります。

本市に限らず、積雪寒冷地におきましても、太陽光発電業者による太陽光発電施設の立地がまず進んでおります。太陽光パネルの着雪につきましても、現在、太陽光パネルを垂直に設置する垂直ソーラー発電システムの共同実証運用が、宮城県や山形県でもスタートしたところであります。

また一方で、太陽光パネルは熱に弱いという欠点があり、温度が1度上昇するごとに、発電効率が約0.4%から約0.5%低下すると言われており、むしろ寒冷地のほうが、発電効率が高く、青森県住宅用太陽光発電販売・施行ガイドラインによりますと、青森県は雪国であります。日射量は全国平均と遜色なく、冷涼であることから、太陽光発電に比較的向いている地域であるとされております。

特に4月から7月は、本市においても全国平均を上回るとされておりますことから、積雪寒冷地におけます太陽光発電につきましても、顕著な課題はないものと捉えております。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

どうしても雪国というイメージがあるんですけれども、涼しい気候でかえって発電効率が高まると。あとは比較的、台風とかがないので、設備の損傷リスクも低いというように言われています。

太陽光エネルギー発電、エネルギー利用への企業・家庭での普及促進に向けては、市はどのような取組をするのか教えていただけますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 市民・事業者におけます太陽光発電の普及促進についての再質疑にお答えいたします。

再生可能エネルギーの中でも太陽光発電設備の導入につきましては、比較的、市民や事業者でも取り入れやすいものと認識しているものの、昨年実施しました市民・事業者アンケートでは、導入する際の費用負担が大きいことや、光熱費等の削減効果が不明といった回答が多かったところであります。

本市といたしましては、支援等の在り方について、今後検討してまいります。

**○竹山美虎委員長** 工藤健委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

ゼロカーボンシティに向けた取組は太陽光発電以外にも、幾つもの選択肢がありますけれども、市の公共施設での現状はちょっといま一つ太陽光発電には積極的ではないなというふうに思っておりますが、ぜひ、市の前向きな支援等、率先した取

組の姿勢は続けていただきたいというふうに思います。

質疑は以上なんですけれども、要望を1つ最後に。

統合新病院の設置場所はスケート場に決まりましたけれども、その決定の経緯というのは、とても荒っぽくてハードランディングだったと思います。青森市民にとっても、後味の悪いものになっている方が結構いらっしゃいます。そして、東部に住む住民にとっては、県病がなくなるという意味では大きな喪失感があるんです。

立地適正化計画でも県病エリアというのは、医療と商業が集積する生活拠点でありますけれども、客観的に見ても、医療のバランスがとても悪くなるというのは避けられないと思います。

その中で、これからの関心は県病跡地に何が来るのか、県病跡地を埋めるものは何かということで話題になるんですけれども、市長はちゃんと考えてますよというふうには話をしていますので、青森市には不安が大きな期待に変わることを要望して終わります。

**○竹山美虎委員長** 次に、軽米智雅子委員。

**○軽米智雅子委員** 公明党の軽米智雅子です。よろしくお願ひいたします。

4款衛生費1項保健衛生費4目健康増進事業費、健康寿命延伸戦略事業から今年度のQOL健診に係る予算と事業内容についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 軽米委員の今年度のQOL健診の予算及び事業内容についての御質疑にお答えいたします。

QOL健診は弘前大学が開発した即日2時間で測定、結果通知、健康教育までを完成させる啓発型の健診で、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム、口腔保健、心の健康の4つのテーマの健康度が分かる内容となっております。

測定後、その場で健診結果を使って健康教育を行うことで、疾病の発見だけでなく、健康の知識を身につけることができる健診であり、市民のヘルスリテラシー向上のため、本市においても昨年度から実施しております。

今年度は計4回QOL健診を予定しております、9月18日——本日ではありますが、中学生とその保護者等を新たな対象として実施し、若い世代からの健康知識の向上を図ることとしております。

10月16日には、働き盛り世代へのアプローチとして、あおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミと合同開催で、企業など、職域を対象に行うこととしております。

そのほか、一般の市民向けとして2回予定しております、そのうち、11月9日にはサンロード青森で実施するQOL健診フェアについては、ふだん健康に関心の薄い方々にも興味を持って参加いただく機会にしたいと考えております。

また、12月4日にはあおもり健康づくりリーダー育成ゼミと合同開催で行うこととしており、今年度の予算額は健診の委託料など約164万円となっております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** QOL健診のQOLとは、クオリティー・オブ・ライフの略で、その人らしく充実した生活を送るという意味です。QOL健診は弘前大学名誉教授の中路重之先生が青森県の短命県返上のために、物すごい熱意を持って取り組んでくださっているものであります。中路先生は長崎県出身で南の地域出身の方が、北の端っこの青森県民の健康のために様々取り組んでくださっていることに大変感謝したいなと思っております。

先ほど御答弁にもありました、今年度は中学生と、その保護者を対象にしたQOL健診を取り入れておりますが、その理由についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。今年度、QOL健診の対象者に中学生及び保護者を取り入れた理由であります。

生活習慣病を予防し、生涯を健康で過ごすためには、若い世代から正しい健康知識や健康的な生活習慣を身につけることが重要であります。そのため、心も体も大きく変化する中学生の時期に保護者と一緒にQOL健診を体験していただくことで、親子で楽しみながら健康教養を身につけるとともに、学校や職場などにおいても普及啓発していただくことを目的としております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 本当に、今日まさに午後1時半から4時までなので、あと15分ほどで終わるんだなと思うんですけども、本当にこの中学生とその保護者を対象にしたというところが大変良い取組だなと思っております。

特に生活習慣は大人になればなるほど、変えることは難しく、塩分の多い食生活、飲酒や喫煙などが体によくないことは学校でも学んでいますけれども、自分の身体、今の体の状態を知った上で健康教育を受けると、またその効果は机の上だけでは違って、大変生きた教育になるのではないかなと思います。

このQOL健診のいいところは、先ほど答弁にもありましたけれども、測定後、その場で健診結果を知り、その場で健康教育を受けることができます。これが大変大きな特徴だなと思っております。

また、企業などで行う場合は、ふだん行っている健康診断のデータを事前に提出していただいて、そのデータとQOL健診の結果を総合して、現在の健康状態に対しての健康教育を行っています。私たちがふだん受けている健診は悪いところがあるかないかをチェックしていて、悪いところがあれば再検査に行きますけれども、何もなければ、健康なのかなと思って今のままでいいのかなと、それで終わってしまいがちです。今の自分の体は何が足りなくてどう補ってあげればいいのか、何をすればいいのかというところまで、健診を受けたからといって考えない状態に、今、私たちはあるのかなと思います。

また、健診でもそういった内容は教えてくれません。しかし、今回のように子どものときから今の自分の体について関心を持って、健康教育を受けることができることは大変、大事な教育であり、また、それも親と一緒に学ぶことで、親子で健康に気をつけることになります。短命県から脱出することにもつながる大変大事な取組だと思えます。ぜひ来年度も予算をしっかりと取って、子どもと保護者のQOL健診を来年度以降も継続して行っていただきたいと強く要望いたします。

また、今回は日程的なこともあってか、応募人員があまり多くなかったというふうにお聞きしております。来年度実施するときは、ぜひ学校でも生徒・保護者に対してQOL健診の説明や必要性をアピールする機会をつくっていただいて、多くの生徒に受けていただけるように取り組んでいただきたいと要望いたします。

次の質疑ですけれども、昨年度のQOL健診の実施状況をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。昨年度のQOL健診の実施状況についてです。

昨年度は、QOL健診を一般市民のほか、あおもり健康づくりリーダー及びあおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミの受講者を対象に計3回実施いたしまして、延べ125名の方に受診いただいたところです。

受診された方の感想といたしまして、結果が即日で分かり、測定項目も楽しい、興味のあるうちに健康に関する学びを得られたことがよかった、一般的な健康診断で分からない項目が多く、生活習慣の見直しにつながったため、受診してよかったなどの声が寄せられております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 今、感想でもありましたけれども、即日で結果が分かって、測定内容も大変いろいろな工夫をしていらっしゃるって、野菜が足りているかという、手を乗せるだけでチェックできるんですけども、私もそこだけやらせていただいたんですが、野菜が足りていたというのが出て、毎日野菜ジュースを飲んでるからかなとかと、すごうれしかったなと思ったんですけども、そういうこともやったりするので、大変皆さん楽しくQOL健診やられているというふうに聞いています。

また、普通の健診だと、受けてから結果が来るまで、まず1か月ぐらいかかるわけで、もうその頃には、健康に気をつけようと思ってても忘れてしまうわけですよ。それがその場ですぐ自分の体の状態が分かるということがすごく大事なことだなというふうに思っています。

また、健康づくりリーダー育成ゼミを実施しているということですけども、ここもまた本当に大事なところだなと思えます。以前、私はフレイル予防の質問のために、茅ヶ崎市に視察に行ったときも、ここでもフレイルサポーターというボラン

ティアの方がリーダーをたくさんつくって、その方たちが中心になって、事業を行っていて大変それが、効果が出ているというふうに伺いました。本当にリーダーになると意識が変わっていくという部分で、このリーダー育成というのも大事なところだなと思っております。

ところで、企業などではQOL健診を受診した社員に1年後再度健診を受けていただき、受診の効果を見るということを行っておりますけれども、本市ではQOL健診を受けた方へのフォローアップを行っているのか、お示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。QOL健診を受けた方へのフォローアップについてです。

標準型のQOL健診を実施した場合、10か月にわたるフォローアップ研修や受診1年後に再度健診を受けるなど、毎年健康状態の改善や変化について把握することができることは承知しております。

本市では、市民のヘルスリテラシーの向上や生活習慣の変容を目的として、昨年度からQOL健診を実施したところでありまして、まだフォローアップは行っておりませんが、まずは、より多くの市民の方がQOL健診を体験し、気づきを得ていただくことが重要だと考えております。

以上です。

**○竹山美虎委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** そうですね。去年始めたばかりなので、まずは、多くの市民がQOL健診を体験して、気づきを得ていただくことが重要と今ありましたけれども、本当にそこが大事だなと思います。できるだけ多くの市民に受診できる機会をつくってほしいなと思います。

ここからは要望になりますけれども、先ほど、来年度も中学生とその保護者を対象に実施をしてほしいと要望しましたが、もう1点、要望したいと思います。

ぜひ市の職員対象にもこのQOL健診を行ってほしいと思います。市民の生活を守るために働いている市の職員が、まず、健康でなければならぬかと思いません。従来健康診断にこのQOL健診を追加していくべきではないかなと思います。

青森県は、40代・50代の働き盛りの年代の死亡率が全国と比べて高い状況にあります。これが短命県の原因の一つになっています。だから、中路先生も企業へのQOL健診に力を入れているわけですが、この年代の人材を失うことは、企業にとっても大変大きな損失であります。

また、家庭にとっても働き盛りの大黒柱を失うことになります。そういった点からも、やはり本市もまだ間に合う20代・30代の職員から健康意識を変えていかなければならないのではないかなと思います。市の職員であれば、先ほどの一般の市民の方とは違って企業のように、1年後、再度同じ人たちに受診をしていただいて効果を見ることができると思います。この効果を実感することが健康を意識してい



くことになりまして、健康になるための生活を継続することにつながっていくかと思えます。

職員の数が多いので、予算の関係もあって一気ににはできないとは思いますが、まずは、20代・30代を対象に行うなど、工夫をすれば、実施することができるのではないかなと思っております。

市民に先駆けて短命県返上のために、市の職員自らQOL健診を取り入れて、健康のための取組を行っていただきたいと要望して私の質疑を終わります。ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、万徳なお子委員。

**○万徳なお子委員** 日本共産党の万徳なお子です。

教員用のパソコンについて、まず最初にお尋ねします。10款教育費1項教育総務費3目指導研修費です。

学校で先生方が使っているパソコンが机にあるのだと思うんですが、そのパソコンがオフラインだと聞きました。それで、先生方から、特にメールでのやり取りが不便だと聞いたんです。オフラインのパソコンは、更新をどうするのかとか、あと私物のパソコンも持ち込めない、USBの使用も制限されているというふうに聞いているのです。

先生方のパソコンはオフラインの理由というのはどういうことなのでしょうか、お示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 万徳委員からの校務用パソコンのインターネット環境についての御質疑にお答えいたします。

本市では、小・中学校における校務を効率的に行うため、平成31年4月から統合型校務支援システムを本格稼働し、各教員の校務用パソコンにおいて効率的に校務処理を行える環境を整備しております。統合型校務支援システムでは、児童・生徒の学籍や成績、健康状態などの個人情報を取り扱っているため、本市におきましては、個人情報漏えいの防止を目的に、教員の校務用パソコンが接続する校務系ネットワークをインターネットに接続する回線から分離しております。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 校務支援システムで業務の効率化のために、データとの分離で、結局、オフラインにしているんだよということだったんですが、何か、便利になったのかどうかというところで、作った文章なり、そういうものを、USBをまず借りてきて、一旦、出したら、そのオンラインで使えるパソコンというのが学校に5台あって、そちらで使って、メールのやり取りをするということで、大変ですよ。そう思うんです。

それで、この校務支援システムについて、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというのを国は設けていて、その考え方は、おっしゃったようなア

クセスのリスクと先生方の業務負担軽減、こういう矛盾する要素を同時にちゃんとやりましょうよという考え方で、本編で200ページもあるので、ちょっと大変なボリュームなんですけれども、市として、この教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの対応状況はどのようになっているのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 情報教育セキュリティポリシーガイドラインの対応状況についての再質疑にお答えいたします。

国では、教育委員会や学校が組織内のセキュリティーを確保するための方針や体制、対策等を講じる際の参考として、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定しております。

本市では、統合型校務支援システムの導入時、GIGAスクール構想の指導時におきまして、国のガイドラインを踏まえながら、セキュリティー対策等を行ってきております。

今後におきましても、公務DXなどの取組により、ネットワーク環境等を大幅に変更する際には、国のガイドラインを踏まえながら適切に対応してまいります。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 先ほどの質疑の中で教育委員会事務局教育部長は、統合型校務支援システムを本格稼働したとおっしゃっていましたが、本格稼働を目標として動き出しているというぐらいの段階じゃないかなと。本当に本格稼働するならば、先生方は机から立たないでも、データも守られるし、業務軽減もされるはずですが、そのためには、本市でも億という予算がかかるということですから、やっぱり、そういった現実をしっかりと見ていくということが必要ですし、そして本格稼働をしないまでも、パソコンに詳しい人から聞くと、いや、何とかなるはずですよと言っているのです、ぜひ研究していただきたいと思うんです。

国は、デジタルデジタルと、推進するんだ推進するんだと、もう立派な文章は出して、もうこれさえやれば、もうバラ色だとなっているんですけども、実際には、現場ではそんなにスムーズにいったいいません。やっぱりお金もかかることだし、マンパワーも必要ですし、知識も大事です、必要ですよ。

なので、これは、やっぱり国に対しても、ここまでやれやれと言うんだったら、予算もしっかりつけてくださいと引き続き言うていくことを要望して、この項は終わります。

続きまして、災害救助犬団体への支援ということで、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。

能登半島の震災でも、瓦礫の下にいるかもしれない被災者の発見に全国から災害救助犬が派遣されました。本県からも出動している様子がニュースで流されていきました。それで、このチームの一つが今年28日の防災訓練にも参加して、模擬的な瓦礫も作って、探索する様子も見られるということです。それで、私は、そのチーム

のうちの一つの訓練——浪岡にあるんですけれども、見学に行ったこともあります。以前、一般質問で取上げられたこともありました。

それで、災害救助犬を育成している団体の運営というのは、もう専ら賛助会費や寄附で賄われているということで、ネットで見ると、ふるさと納税の支援金で賄われたり、クラウドファンディングを使ったりとかされているんですけれども、国や自治体の支援で金銭的なものはないというのが現状です。

それで、全国的な例を調べましたが、出動した際、移動経費と別に若干の手当を決めているというところがあるだけでした。しかし、日常的には、災害救助犬を育成するには、餌代をはじめ、多額の経費がかかるのが当然ですよ。

それで、本市で金銭的援助を検討していただけないでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 万徳委員の災害救助犬の活動団体に対する支援についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成24年11月に特定非営利活動法人北東北捜索犬チームと災害時における捜索犬の出動に関する協定を締結いたしまして、災害が発生した場合に、本市からの要請により、捜索活動に出動していただきますほか、市が実施いたします訓練への参加に努めていただくこととしております。これまで、災害時の出動は実績がありませんものの、例年、青森市総合防災訓練に参加し、捜索訓練の実施や同法人の活動の普及を図ることを目的といたしました活動紹介が行われてきております。

本市では、同法人の活動は災害対応において非常に有効な取組であると認識しておりますことから、昨年度から、市のホームページの防災関連ページに同法人のホームページのリンクを設定いたしましたほか、本年3月に本庁舎サードプレイスで実施いたしました防災をテーマとする企画展示において、同法人の活動に関するパネル等を展示するなど、様々な機会を捉えて、災害救助犬の育成や活動の周知につながる場を提供しております。

本市では、同法人の活動に係る金銭的な支援をする考えはありませんけれども、今後も同法人の活動のさらなる充実の一助となるよう、防災訓練など、様々な機会を活用しながら、PR活動について支援してまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今、御答弁にあった協定の中には、要は、費用の負担という項があって、恐らく、これは移動とか実費のことを指しているんだと思うんですよね。それで、手当は含まれていない協定なんだろうと思うんです。

それで、いろいろ紹介したり、リンクを張ったりしているということでしたけれども、警察犬がどうなっているかと思うと、警察犬には、直轄の警察犬はもう警察官なので、育成士には警察官並みのペイがあるわけです。もう一つ、嘱託の警察犬

というのもあって、それは出動したら、やっぱり何がしかの手当が、もちろん犬じゃなくて訓練士に来るわけですね。

それで、様々な——まあ、自営業に近いような形ですから、嘱託の訓練士というのは、月収でいうと13万円から15万円、年収200万円ぐらいの平均的な収入になっているというふうに聞いています。

なので、警察犬は、例えば、認知症で行方不明になった方の捜索をすとか、かなり出動要請は多いんですが、災害救助犬は出番が少ないほうがいいですね。ですから、いざというときの活躍は期待されるんだけど、そういった、例えば、出たときの手当では、ほとんど育成費用にはならないという実態があります。

それで、大変そういう意味では先例がないということですが、例えば、災害用の備蓄品にドックフードを入れていただくとか、何か工夫ができるんじゃないかなと思ひまして、青森市長は愛犬家ですので、先進事例になっていただくよう、ぜひ研究していただくことを要望します。これで終わります。

次に、国スポ・障スポについて。10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費です。

県や国への要望書の中に、県に対して国スポの経費を支援してほしいというのがありました。それで、再来年のこととはいえ、経費の予算化はこれからということですから、どれぐらいの規模になるのかということと既に実施した国スポの開催都市の経費を参考にしたいと思うんです。

近年の、既に開催した都市の開催費用についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 万徳委員からの先催市の大会開催経費についてお答えをいたします。

令和8年に本県で開催されます国民スポーツ大会につきましては、県内市町村を主な会場地といたしまして、正式競技37競技が行われ、本市におきましては、開会式・閉会式のほか、県内最多の14競技が行われることとなっております。

大会開催経費につきましては、競技数や競技種目により異なりますが、本市と同程度の先催市における本大会開催年度の決算額は、平成29年に開催の松山市におきましては、開催経費が約15億6000万円、県支出金が約6億8000万円、市の負担額が約8億8000万円、令和4年に開催の宇都宮市におきましては、開催経費が約17億1000万円、県支出金が6億2000万円、市の負担額が約10億9000万円となっております。

本市では国民スポーツ大会の開催に向けて、県や競技団体と連携しながら、円滑かつ効率的な競技会運営等を図ってまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今のは開催年度の予算だったと思います。その前のプレ企画と

か、いろいろな準備段階のは、別途いろいろかかると。

障スポのほうの経費、市の負担はどうなりますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 再度の質疑にお答えをいたします。

本県で開催される第25回全国障害者スポーツ大会につきましては、本市におきましては陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球の4競技が行われます。

全国障害者スポーツ大会につきましては、国民スポーツ大会とは異なりまして、先催大会同様に、おおむね県が主体となって運営していくこととなります。会場地市町村の業務については県から示されておりまして、協議会の運営に対する職員の動員、そして会場地市町村として独自に行う業務、これが挙げられまして、これらに係る経費について市町村が負担するというようになっております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今年、2024年は佐賀県で国スポ・障スポが行われて、県の2024年の予算は約105億円と。佐賀市では約34億3700万円だということで、ニュースに出ていました。佐賀市の2024年、開催年の負担がかなり大きいですね。それ以外に、おもてなし費用で1億円余り、ベッドを予算化したということで、これも報道されていきました。

今、全国知事会では、村井宮城県知事が、やはり地方自治体の負担が大きい、廃止も1つの考え方だと発言したこともあります。それで、持続可能なスポーツ祭典にという意味では、何とか経費を削減していただきたいと思います。

青森は、宮下知事が開会式などはシンプルに質素にということを発言されておりました。そのほうがいいと私も思います。そういう意味では、聖域なき改革で、経費削減に努力していただくよう要望して、この項は終わります。

最後に、スーパーアリーナ——青森市総合体育館について。10款教育費6項保健体育費2目体育施設費です。

9月14日・15日・16日と、このたびの連休中のことですが、バスケットボールの「TOHOKU CUP」がスーパーアリーナで開かれたということで、駐車場だけでなく、ランニングコース、人気のキッズルームが使用制限になったということで、私も、ちょっと最近、知ったものですから、びっくりしたんですけれども、ランニングコースはまだしも、キッズルームはやれるんじゃないかなと思ったんですが、やっぱり動線がぶつかるからという理由だったんでしょうか。しかし、キッズルームが使えないという情報が市のホームページではなくて、スーパーアリーナのホームページに飛ばば——飛ばばというか、そこに行けば、お知らせが出てくるだけだったので、知らずに出かけた親子の様子が初日の14日から私のところにも伝わってきました。

入り口まで来てやってないことを知り、泣き叫ぶ小さい男の子、がっかりして、

とぼとぼ帰る小学生の女の子、友達グループ3組で、るんるん来た集団。全員、本当にもう心のやり場がないくらい、かわいそうなお顔で引き返していきました。見てられない。もうぶち切れて、入り口のところで電話をしているお母さんもいました。そりゃ切れます。せめて、お外の遊び場でやっていますと配慮があれば。閉鎖についての詳しい理由も掲示はない。それで、キッズルームは外から入るドアを開放してもよかったのではないか。これは、物理的に可能かどうか分かりませんが、そうした臨機応変にしたらよかったのにとということです。

私も事前に、これは大変なことになりますよと担当課に言っていたんですけども、今後、9月28日の防災訓練の日もキッズルームも使えない、ランニングコースも使えない。防災訓練なので、せっかく来てくださった親子には、さっきの災害救助犬と触れ合っていたとか、ちょっと9月28日には、そうやって対応していただけかなと思うんですが、今後も、バスケットボールチームの大会とかがあると思うんですけども、どのように対応されるのでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** アリーナの施設の利用制限についてのお尋ねにお答えをいたします。

カクヒログループスーパーアリーナにつきましては、コンサートやプロスポーツ大会などの大規模なイベントの開催を想定しておりまして、必要に応じて、キッズルームも含めた全館の貸切り使用が可能な施設というふうになっております。

それで、万徳委員から紹介がありました今年14日から16日までの「TOHOKU CUP」ですけれども、この間も約6000人を超える観客等の方がいらっしゃっておりますが、全館貸切りといったような措置を講じております。この大会の開催に当たりましては、まず、チーム関係者、観客など、多くの来館者が当初から見込まれましたので、主催者と指定管理者が諸室の利用計画などの運用方法について事前に調整を行った結果、ランニングコースにつきましては2階の観客席の通路を兼ねること、あるいは、キッズルームに関しましては近い更衣室を控室で使用するということもしておりまして、選手や観客と各施設利用者の動線の交差などを踏まえまして、安全第一を考慮して、全館貸切り使用とさせていただいたものであります。

今後につきましては、これも、また委員から御紹介がありましたけれども、今年28日の土曜日に実施いたします青森市総合防災訓練、こちら全館貸切りというような措置を取らせていただく予定になっております。それで、全館貸切りの場合に関しましては、ホームページや利用者へのチラシ配付——リピーターの方もキッズルームに関してはたくさんいらっしゃいますので、そういったような形で広く周知をしているところであります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ということは、今後も全館貸切りの大きなイベントがあれば、

キッズルームは使えないということですね。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 我々のスタンスとしても、ぜひキッズルームに関しては人気の施設でありますので使っていただきたいということで協議はしますけれども、やはり安全第一ということを考えて、全館貸切りという措置も取らせていただくこともあろうかと存じます。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** せっかく造った人気のキッズルームですから、主催者と相談して——ごめんなさい、コートラインを引かなきゃいけないという、その問題について、今後も、そのような方式でしょうか。引くのにも時間がかかるし、剥がすのにも時間がかかると皆さん、不便だとおっしゃっているんです、いかがでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** コートラインの再度の質疑についてお答えをいたします。

コートラインにつきましては、メインアリーナ、サブアリーナで、それぞれ仕様が異なっております。

まず、サブアリーナに関しましては、市民利用を想定しているということもありまして、あらかじめバスケットボールあるいはバドミントン等々、競技ごとに色を変えまして、ラインをあらかじめ引かせていただいております。

一方、メインアリーナにつきましては、対象が大規模なスポーツ大会あるいはプロスポーツ大会、コンサート等のイベントということでもありますので、床面には同系色で目印をつけさせていただいておりますが、ラインを引いておりません。

こういった具合に、それぞれの施設に応じて対応させていただいておりますので、引き続き、この対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 言いたいことはいっぱいあるんですけれども、天内委員に時間を残さなきゃいけないので、もうコンパクトに言います。

P a r k - P F I、D B O方式はやっぱり、これによって指定管理の会社ができるまで、今、委託してやっているんだと思うんですけれども、やっぱり市は、もっと主導権を取って、市民の声を、キッズルームにしても、コートラインにしても、あと、いろいろ様々な市民の声をしっかり出すと。そういう関係にさせていただくことを要望します。

質疑は終わります。

**○竹山美虎委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

**午後 4 時20分散会**



## 2日目 令和6年9月19日（木曜日）午前10時開議

**○竹山美虎委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより本日の委員会を開きます。

初めに、私から御報告いたします。本日、柿崎孝治委員の質疑に対する答弁のため、齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長が出席いたしますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席しますことを御了承願います。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中田靖人委員。

**○中田靖人委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
自民クラブ、中田靖人です。

質疑に入ります前に、一言所見を述べたいと思います。

昨日の東奥日報の朝刊の1面に載っておりましたけれども、9月17日に県が発表した基準地価が青森市中心部を中心に大幅に上昇しているという報道がありました。これは、これまでの青森市の効率的な投資が功を奏してきたと。その結果であるというふうに思います。地価の上昇に伴って、地方税である固定資産税、この税収のアップが見込めるというメリットも行政側にとってはあります。

効果的な行政投資による地価の上昇というのは、民間から見ると、投資対象として青森市が選ばれやすいということにもつながります。ここ1か月で、私は弘前市、八戸市を見てまいりました。弘前市は、報道にもありますけれども、中三が閉店したり、中心部は大分、閑散としています。通行量も本当に土日でも数えるほどしかありません。八戸市は、それなりに頑張っていますけれども、ただ青森市の中心部ほどの交流人口というのはありませんでした。その差は歴然としております。

青森市の中心市街地の行政投資、これは、かつて頓挫しそうになった時期もありましたけれども、それでも諦めずに、これまでやってきた結果かなというふうに思います。買物をする人は浜田に流れたから、新町の役割は終わったとも言われた時期もありました。無駄な箱物をやめろというふうに言われた時期もありました。ただ、それでも青森の顔となるエリア、これについては、しっかりと青森市として行政投資を続けるべきだということで、これまで私も提言してきましたし、民間の中では、西市長も商工会議所の立場で提言をしてきた経緯があります。

その結果として、今、平日も、土日に歩いても、駅前を中心とした中心市街地というのは、たくさん人が歩いています。コロナが明けて、観光で青森市を訪れる方もたくさんいらっしゃいます。こういったことは、これからも継続していかなくて

はいけないなということ、昨日の新聞を読んで改めて思いました。

このまちづくりということに関連して言えば、今回の県との統合新病院の整備候補地じゃなくて、もう整備地ですね、整備される場所が決定したということであります。

これまでの経過については、正直言うと私は、あまりにも強引といいますか、乱暴なやり方で納得できるものではありません。ただし、西市長が苦渋の決断であるにせよ、最終的には決断をしたということで、それを考慮して、尊重したいというふうに思います。

整備地が決定したということで、この統合新病院については次のフェーズに進んだのかなと思いますけれども、今後、県と市が連携したまちづくりのビジョンを策定するというのを伺いました。このまちづくりビジョンというのは、多分ですけれども、県が持っている施設、それから市が持っている施設、これをファシリティーマネジメントの観点から、どこに何を配置していくのかということが話し合われていくのかなと思います。これまで青森市の中だけで完結するファシリティーマネジメントというのはありましたけれども、県との連携という部分は、これまでありませんでした。

今回の統合新病院をきっかけとして、県と市が次のフェーズに進む中で、新しいまちづくりビジョンが策定されていくというのは、ある意味、県都である青森市のメリットを生かせるのかなと思います。

これまでの県のやり方は、木下委員がおっしゃっていましたが、自治権の侵害に当たるようなことは、やっぱり認めなかったと思います。青森市で、これまで丁寧に積み上げてきたものが一瞬で、政治決断で、上からこれでやるから言うことを聞けというやり方というのは、やはり青森市のこれまでの話し合い・協議というプロセスを全て無駄にするようなやり方でしたので、それについては、我々もしっかりと覚えておいて、これから、まちづくりビジョンが策定されていく中で、また同じような手法が行われないようにするためにしっかりと監視して、提言していきたいというふうに思います。

以上のことをお話しして、質疑に入りたいと思います。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費、市民相談窓口について質疑します。

市民相談窓口に寄せられた直近及び過去 3 年間の相談件数をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○佐藤秀彦市長部長** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 中田委員の市民なんでも相談室の相談件数についての御質疑にお答えいたします。

市民なんでも相談室における直近の相談件数につきましては、本年度が令和 6 年 8 月末現在で 1410 件となっております。過去 3 年間の相談件数は、近い順から、令和 5 年度は 3034 件、令和 4 年度は 3633 件、令和 3 年度は 3319 件となっております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 御答弁ありがとうございます。令和5年度が3034件、それから令和4年度が3633件、令和3年度が3319件と。令和5年度になって、大分、減ってきているということです。これは、多分コロナが影響しているのかなというふうに思います。5類移行に伴って、ある程度、解放されてきたということもあるのでしょうから、この相談件数が低くなるというのは理解いたします。

主な相談内容と相談があった際の市民なんでも相談室の対応をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 主な相談内容と相談対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民なんでも相談室における主な相談内容は、市民生活に関する各種の制度や支援先などの問合せが一番多くなっておりまして、次に近隣トラブルや家庭内問題等となっております。

市民から相談があった際ですが、それぞれの困りごとの状況に応じまして、本市で実施しております人権相談、行政相談、法律相談、司法書士相談、土地家屋調査士相談、行政書士相談、不動産鑑定士相談、不動産相談、税理士相談を案内しておりますほか、契約トラブルなどは青森市民消費生活センターへつないでおります。その他、支援を提供している部署や国・県等が設置している様々な相談窓口へつないでいる状況であります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 御答弁ありがとうございます。市民からの相談内容が多岐にわたっているということが分かりました。

そのうち、法律に関する相談があろうかと思えますけれども、市民から寄せられた法律相談について、具体的な内容をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 法律相談の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

法律相談の相談日は毎月第2・第4月曜日となっております。相談時間は1人20分、相談場所は市民なんでも相談室で行っております。相談に応じる弁護士については、青森県弁護士会に派遣依頼をし、当番制により、各相談日に1名来ていただいております。

相談を受けるためには、電話予約が必要となっております。先着5名、相談は1人1回限りとなっております。なお、電話予約を頂いた時点で予約枠が埋まっている場合には、青森県で実施しております無料の法律相談や法テラスなどを案内している状況であります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

ここで、最近、私の元にあった相談事例を御紹介したいと思います。今からお話しする方からは、本人を特定されないということを前提にお話しすることを許可いただいております。

高齢女性からの相談でした。彼女は、ある詐欺事件に巻き込まれました。簡単に事件のおさらいをします。

ある日、自宅に電話がかかってきました。東京の警察署を名のったそうです。警察官を名のっている男性でした。

次のように話します。あなたが持っているクレジットカードが詐欺集団で利用されており、あなたにも容疑がかかっている。場合によっては逮捕されると言われたそうです。それ以降、朝8時、夕方5時、毎日、電話に出るようにと指示を受けます。最初は疑っていたけれども、家族に迷惑をかけたくないという思いで、この方は1人で抱え込んでしまいました。誰にも相談できずに、詐欺グループによって毎日、脅され、洗脳されてしまいます。

犯人グループの指示に従って、ネット銀行に口座を開設します。そして、地元の地銀から資産の全額を振り込みます。

この事件の巧妙なところは、ネットを使って、ネット銀行に本人口座を開設させているということです。それで、ネットの本人口座に地銀の口座から本人が振り込みをするということです。本人口座から本人口座への振り込みですから、銀行窓口で職員が詐欺ではないですかと声をかけづらいということです。つまり、詐欺事件を瀬戸際で防いできた銀行窓口業務で、その詐欺を未然に防ぐという機能が働きにくいということになります。

結果的にこの女性は老後資金を全て失いました。被害者の女性は警察に相談します。被害届を出しますが、警察によると、被害金は犯人グループが仮想通貨に流してしまえば、資金の流れをたどることはほぼ不可能だと。返金は期待できませんというふうに言われたそうです。

1回、被害に遭うと、この人はカモだということで名簿が残って、ほかの犯罪グループに、その名簿が売られていくようです。そして、手口を変えて、ほかの犯罪グループが再び連絡をよこしてくると。防衛策は何かというふうに警察に尋ねたところ、電話番号を変更してくださいというふうに言われたそうです。

また、詐欺の手口は、大分、巧妙になってきていると。情報に通じている方にちょっと調べてもらったのですが、この手口が青森県内では初、日本全国で初だったようです。この手口が成功したということで、その後、同じ手口が横行し始めているということでした。

そして、この事件は、類似事件が多発しているということで、東奥日報にも大きく取り上げられていました。私も見ましたけれども、新聞には、このほかにも、い

ろんな様々な手口で詐欺被害の事件が掲載されています。

事件が起きてからの対応だけではなくて、事件が起きないようにするための瀬戸際の対策が必要であろうということで、市民に対する注意喚起が必要です。

消費者庁が開設している「消費者ホットライン」188 という番号があります。こちらで、もしかしたら今、起きているのが詐欺行為なんじゃないのかなというふうに思ったときには、すぐこの番号に電話していただきたい、もしくは、警察に連絡していただきたいと思いますが、先ほど言ったように、大分、詐欺グループも巧妙で洗脳します。そして、高齢者の方、特に一人住まいの方とかは、家族に迷惑をかけたくないということで、1人で抱え込んでしまうんです。それが思うつぼですので、そういう点では、我々一人一人が近隣の方、地域の方、それから御家族を含めて、そういうことがないかというふうな注意意識を持つということが大変重要かなと思います。

そういう意味では、「広報あおもり」その他の手段で、青森市で多くの市民に知ってもらおうよう、常に発信していただきたいということをお願いしたいと思います。

詐欺被害に遭った場合、弁護士に相談するという方法もありますが、相談に二の足を踏むということも1つ、要因になります。それは、相談費用が大分かかってしまうということです。

今回の答弁で、弁護士と直接相談できる、対応しているということで、市民からすると助かる制度であるというふうに思います。ただ、枠が限られていると。漏れた人もいます。その場合は、ほかの相談窓口を紹介しているということでした。

詐欺被害でも多く利用されているのがSNSです。本質を見抜く目線が求められると。いわゆるネットリテラシーという言葉です。このネットリテラシー、最近よく聞きますけれども、SNSを利用して起こる犯罪というのは、詐欺事件ばかりではなくて、誹謗中傷の事件も起きております。

再質疑します。インターネット上の誹謗中傷に関する市への相談があった場合の対応をお示しくください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** インターネット上の誹謗中傷への相談対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民からインターネット上の誹謗中傷等について相談や問合せがあった場合におきましても、ほかの相談と同様、市民なんでも相談室において対応しております。

誹謗中傷等のトラブルに遭った方が必要とする情報につきましては、その方々が置かれている状況によって相談内容が多様でありますことから、それぞれの状況に応じた必要な支援の把握に努め、国が作成しましたインターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口の案内フロー等を活用しまして、国や民間機関が設置している各種の相談窓口等を御案内しております。

具体的には、インターネット上のトラブルについて専門家からの迅速・幅広い助

言を求めているというような場合は総務省の違法・有害情報相談センター、人権問題の専門機関による削除要請等を求めている場合は法務省の人権相談、プロバイダーへの連絡を求めている場合は一般社団法人セーフティーインターネット協会の誹謗中傷ホットライン等を御案内しております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 御答弁ありがとうございます。

5月21日、私と公明党の山本議員で、さいたま市に行ってきました。本年4月から施行されているネット安心条例を勉強するためです。それから、7月、青森市議会の議会運営委員会で、さいたま市にお邪魔をして、同じくネット安心条例について勉強しております。

さいたま市が制定したネット安心条例の前文を御紹介したいと思います。

近年、インターネット上の誹謗中傷等の深刻な被害が社会問題となっています。そのような現状に鑑み、さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例が、令和6年4月1日から施行されました。条例では、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び議会の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が、互いに思いやりを持ち、基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています、とあります。

ネット安心条例のすばらしいところは、私が思うに、被害者を出さないようにすることとともに、行為者とうたっています。加害者を出さない。要は、書き込む人を出さない。そういうふうな犯罪行為に手を染める人をなるべく出さないようにするということが市の責務として、条例で制定しているところであります。安易な気持ちで書き込んで逮捕されたり、市の責務として、そういうことがないようにしていけないといけないということです。

議会がこの理念にのっとっていくということもうたわれています。議員活動をSNSで発信する議員も増えております。

SNSは発信力があって、一瞬で情報が拡散します。便利でもありますけれども、逆に言うと大変危険なツールでもあるということが言えます。

青森県内の他市の議員と情報交換する場面がありますけれども、やはりSNSというところでの問題というのが大分、起きているということが分かります。特に、やっぱり選挙が近くなったりすると、過激な行動に走る人たちが増えてきて、そういう問題が起きるといことが分かりました。

むつ市の取組では、ホームページで、公正な選挙の実施についてと題して、市民に対して注意喚起をしています。ちょっと読み上げます。

「選挙違反は『犯罪』として処罰の対象となり、候補者や選挙事務所関係者だけでなく有権者にも適用されます。ルールを守り、違反のない明るくきれいな選挙を推進しましょう」、①選挙妨害、「候補者についてデマをとばす、候補者・有権者・選挙運動員を脅す、演説・集会・交通等を妨害する、選挙用のポスターを破るなどの行為は、選挙の自由を妨げる行為として処罰されます」、②誹謗中傷、なりすまし等、「公然と事実を明らかにして、人の名誉を毀損した者は処罰されます。また、事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は処罰されます。選挙に際して、誹謗中傷したり、他人になりすまして投票したり、投票に干渉したりすることは処罰の対象になります」、③虚偽の事項の公表、「候補者を当選させるために、候補者の身分、職業、経歴等に関し虚偽の事項を公にした者は処罰されます。候補者を当選させないために、候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます」、これが、市のホームページの中でしっかりと市民向けに注意喚起されているということでした。

先ほども申し上げたとおり、市民も何かそういうふうなインターネット、SNSというのが身近にありますから、特に選挙が近くなってきたりすると、そういった行為に走りがちになるということは、理解はします。ただし、それが過激になり過ぎると、やはり公職選挙法の中でも規定されている違反行為になるということを軽々しくやってしまいがちになってしまうと。

私の実体験で言うと、前回の選挙で、私は八甲田風力発電推進議員というレッテルを張られました。これでデマを流されました。結果的に、ワンイシュー選挙になってしまいました。公正な選挙とは言えなくなってしまうと私は思います。

公正な選挙を有権者の方々も求めていたんじゃないのかなというふうに思います。投票率が結果どうだったかということ、38.8%。その前が41.41%、約3ポイント下がっています。

回を追うごとに、市議会議員選挙の投票率が下がっているんですけども、結局、有権者から見ると、そういった、また何かやっているなというところという、議会に対する信頼というものが、こういうことを続けていくと損なわれていくのかなというふうに思います。

こういったインターネットを利用した誹謗中傷というものは、毅然とした態度で我々議会としても臨んでいかなくてはいけないし、先ほど申し上げたとおり、ネット安心条例というものの中で、市民に向けてもしっかりと注意喚起をしていくと。そして、理念として、SNS、インターネットを――そばにありますから、利用するのであれば、それなりのモラルというものをしっかりと持つべきであろうかというふうに思います。

そのためにも、引き続き、青森市としても注意喚起をしていただきたいということ要望して、私の質疑を終わります。

○竹山美虎委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の渡部伸広でございます。早速、質疑に入りたいと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第4目企画費に関連をして、青森市移住・定住応援事業について伺いをいたします。

青森市移住・定住応援事業の移住支援金制度の概要をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 渡部委員からの移住支援金制度の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、移住の促進につなげるため、県外から本市へ移住し、一定の要件を満たす方に移住支援金を交付しております。

移住支援金は大きく分けて3種類となっております。まず、青森市移住支援金についてであります。こちらは、国の制度によるものであり、主に東京23区内に5年以上居住または通勤していた方を対象とし、単身では60万円、2人以上の世帯では100万円を交付することとしております。さらに、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき100万円を加算するものであります。

次に、新しい働き方移住支援金についてであります。こちらは、国の制度の対象とならない方への市独自の制度でありまして、主に東京23区外に2年半以上居住していた方を対象とし、単身では15万円、2人以上の世帯では25万円を交付することとしております。さらに、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき25万円を加算するものであります。

次に、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金についてであります。こちらは、県が独自に実施する制度によるものでありまして、主に県外に5年以上居住し、移住後に医療・福祉職に就業もしくは資格取得のために市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象とし、1世帯当たり100万円を交付することとしております。18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき100万円を加算し、ひとり親世帯の場合はさらに100万円を加算し、交付するものであります。

このほか、市独自の制度といたしまして、リモートワークをしながら、移住前の仕事を移住後も引き続き行う場合には、10万円を加算し、交付しております。

これらの支援金につきましては、移住前の状況などを確認する必要があることから、円滑に申請手続等を進めることができるよう、市ホームページや移住相談会での情報提供など、周知・広報に努めておるところであります。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。支援金制度の概要を示していただきました。

それぞれの実績については、昨日、木下委員の質疑によってお聞きしましたのでお聞きはしませんが、では、移住支援金交付者のUIJターンの割合をお示してくだ



さい。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 移住支援金交付者のU I Jターンの割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和5年度の移住支援金交付件数は53件となっており、交付者のU I Jターンの内訳について申し上げますと、本市から別の地域へ移り住み、その後に本市へ戻り住んだUターン移住者が33件で62%の割合、生まれ育った青森県外の地域から本市へ移り住んだIターン移住者が16件で30%の割合、本市以外の県内市町村から別の地域に移り住み、その後に本市へ移り住んだJターン移住者が4件で8%の割合となっております。

**○竹山美虎委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

Uターン移住者は、移住後の悩み、または、相談ができる家族とか、友人が近くにいるんですが、Iターンの方は、そういった方がいらっしゃらないということで、不安に思う方も出てくるかと思えます。移住した後の支援体制として、移住者の交流会を開催しているというふうに伺いました。

では、この移住者交流会の実績と参加者の声をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 移住者交流会の実績と参加者の声についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、U I Jターンの区別にかかわらず、移住者の定住後の支援をするため、先輩移住者や地域コミュニティーとの交流、移住者同士の交流や市からの情報提供、相談対応などのサポートを行う移住者交流会を令和4年度より実施しており、昨年度は6回開催し、延べ119人の方に御参加を頂きました。

参加者の方からは、情報交換ができた、話すだけで気分転換になり楽しかった、また参加したいなど、好評を頂いているほか、何度か参加していただく中で、移住者同士のつながりもできてきているところであります。

市では、こうした取組を通じて、移住者の不安解消などの支援を行うとともに、移住者から見た本市の魅力や強みを把握しながら、今後の移住促進につなげていきたいと考えております。

**○竹山美虎委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 分かりました。ありがとうございます。

本市も国の施策を活用しているわけでありますけれども、移住・定住者を増やすための施策はもちろんですけれども、自治体の担当者が抱えている大きな課題というのは認知ということだと思います。どうすれば認知してもらえるか。

自治体をプロモーションする方法は数多くありますけれども、予算も限られておりますので、効率的なやり方として、デジタルマーケティングに力を入れている自

治体が多いわけです。SNSまたはウェブサイト、ウェブ広告掲載、プロモーション用の動画作成とかというのが挙げられるわけでありますけれども、ターゲットとする層に届きやすい施策を考えて実施していくことが重要であろうというふうに思っています。

北海道の栗山町では、若者定住推進課というのを設立して、移住・定住と合わせてシティプロモーション、空き家の利活用に取り組んでおりまして、この地域で暮らすことの魅力を発信するということをやっております。移住検討の程度によって、ホームページの内容や接触メディアを工夫して、アプローチ手法を変えているのが特徴でありますけれども、担当課が続けているSNSでは、その情報を基に問合せをしてくる方もいるなど、結果を生んでいるということでもあります。

本市でも、市のホームページから移住・定住PR動画というものの発信しておりますが、どうも古くさい感じがして、いま一つぴんとこない印象があります。そんなに費用をかけなくても、配信設計から導入、効果測定までサービスのサポートする専門業者もおりますので、検討することが必要だと考えておりますけれども、お考えをお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 移住に関するPR動画についての再度の御質疑にお答えいたします。

移住者を誘致するため、本市では、ホームページやSNS、首都圏での移住イベントなど、様々な機会を活用してPRを行っているところであります。

移住をPRする動画につきましては、平成27年に青森市移住促進PR動画を制作し、市ホームページで公開しておりますほか、令和4年には、本市でのワーケーションを紹介する動画を作成し、青森市公式ユーチューブにおいて動画を発信し、PRを行っております。

新たな動画の作成につきましては、効果的な移住者の誘致につなげるため、媒体、発信方法などを見極めながら検討してまいります。

**○竹山美虎委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 市のホームページから見られるのは、多分、平成27年に作成したものなんだと思います。10年前です。旧市庁舎が映っております。窓口も映っております。非常に古くさい感じがいたします。

新しい、ユーチューブにも流れている動画があるというふうに伺って、ちらっと見せてもらいました。とてもいい感じがしました。これは、ぜひ差し替えていただきたいと思います。古いものをいつまでも載せておくと、非常にイメージダウンにつながってしまうので。これは、ぜひすぐやっていただきたい、これは要望とさせていただきます。

Iターン移住者というのは、青森市に縁がなくても、何らかの強い魅力を感じて、移住していらっしゃるというふうに思いますので、その魅力をもっとPRしていく

ことが大事なんだろうというふうに思います。

例えば、青森市の施策では、子育て世帯の方も、これは医療従事者・福祉従事者が主ですけども、例えば、給食費無料とか、医療費が18歳まで無料ですよとか、修学旅行費の助成もありますよとか。23区だと、給食費の無償化をやっているところがほとんどですし、医療費も無償化になっているところがあるので、23区に住んでいる方は、あまり魅力とは感じないかもしれませんが、ほかの地域から見れば、結構、進んでいるなというふうな思いで見るといっていいんじゃないかなというふうに思います。

そういったことをちょっと工夫しながら、まず最初に見るのが市のホームページだと思うので、そこから見られるところを、まず新しくしていただくと要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費に関連して、民生委員のことで、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

先日、3名ぐらいの民生委員の方とお話しする機会がありまして、その活動内容をいろいろ伺いました。大変、苦勞されているということが分かりました。それで、金婚式の調査とか、見守り対象の方の対応をするために、個人情報はどうしても必要な場面が多々あります。

そこで、民生委員の方に提供している個人情報の状況についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 渡部委員からの民生委員に対して提供している個人情報についての御質疑にお答えします。

本市では、少子高齢化や核家族化が急速に進行する中、地域において、高齢者の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化している一方で、地域コミュニティにおける連帯感の希薄化などにより、地域における高齢者の状況把握が困難となってきたことから、民生委員による高齢者の見守り体制の強化を図るため、青森市民生委員児童委員協議会との協定に基づき、住民基本台帳に登録されている情報を提供しています。

提供している情報は、同一住所で世帯分離している世帯なども含んでいますが、住民基本台帳に記載されている事項のうち、満65歳以上の高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯の氏名、生年月日、性別及び住所をまとめて提供しており、民生委員が見守り活動の参考として活用していただいています。また、生活保護受給者に係る個人情報についても、民生委員と共有しているところです。

**○竹山美虎委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

平成22年の数字でありますけれども、厚生労働省の調査によると、個人情報を提供している116市町村のうち、先ほど、福祉部長がおっしゃった氏名、生年月日、

性別、住所は、全体の8割以上が提供しています。それで、電話番号が52.6%、緊急連絡先が39.7%、家族構成が44.8%、要介護または障害区分が31.0%というふうになっております。

それで、民生委員の方の話を聞いている中で、見守りの生活困窮者の方で高齢者の方がいらっしゃったんですけども、なかなか家に行っても音沙汰がないということで、警察を呼ぶ事態になったということが1件のみならずという話を伺いました。要は、情報が民生委員に入っていないので、民生委員の方は、そういうふうな、警察を呼ぶしかなかったんですけども、後から聞いたら、実は施設に入所していたということが分かりまして、担当課からは、現状では、必ずケアマネジャーから民生委員に情報提供するという仕組みがないというふうに伺いました。

それで、民生委員の見守り対象の方が施設入所した場合など、ケアマネジャーから民生委員への情報提供についても、うまく連携できるような仕組みづくり、これを検討するべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 再度の御質疑にお答えします。ケアマネジャーと民生委員の情報連携の仕組みづくりについてです。

民生委員は、地域住民と行政及び関係機関とをつなぐ、いわばパイプ役であり、民生委員とケアマネジャーとの個人情報のやり取りについては、個人情報を共有する目的や想定される状況、支援に必要な範囲及び本人や家族の同意の必要性など、整理すべき課題があります。民生委員とケアマネジャーの連携の在り方について、他都市の例も参考としながら検討してまいります。

**○竹山美虎委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 個人情報の取扱いについては、民生委員児童委員協議会でも研修を行っているというふうに伺っておりました。

今、民生委員だけではなく、町会の役員も含めて、成り手がなかなか見つからないということが大きな課題となっております。今回、民生委員の方のお話を伺って、本当に大変な役割を担っているんだなということを、つくづく感じまして、頭が下がる思いでありました。

市民と行政のつなぎ役として、日々、職務に励んでいらっしゃる民生委員の皆様への負担を軽くするといいますか、行政や地域包括支援センターも含めて、お互いのためにも合理化を図っていくということは、今後の後継者の育成にも大事なことでないのかなというふうに思いましたので、ぜひ検討をよろしくお願いを申し上げます。私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、天内慎也委員。

**○天内慎也委員** 日本共産党の天内慎也です。

それでは、まず、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費についてお聞きします。

ごみ処理についてのごみの減量化についてお聞きします。

浪岡地区の燃えるごみも令和8年度以降から青森の工場に搬入されるということもありますので、お聞きします。

浪岡地区を含めた市内の可燃ごみについて、減量化に向けた取組と進捗をお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 天内委員からの可燃ごみ減量化に向けました取組と進捗についての御質疑にお答えいたします。

現在、浪岡地区のごみを処理しております黒石地区清掃施設組合は、令和7年度末で解散する計画となったことから、本市では、浪岡地区のごみを含めた市内全ての可燃ごみを青森市清掃工場で処理できるよう、令和2年度から令和6年度までの5年間で約4000トンの減量化を図ることを目標に定め、現在、市を挙げて取り組んでいるところであります。

具体的な取組といたしましては、ごみを資源とするための分別収集の呼びかけ、奨励金を交付する有価資源回収団体活動の奨励事業の推進、家庭系ごみを減らすための食品ロスモニターの実施、事業系ごみを減らすための事業所訪問によるごみの減量化・資源化の働きかけの強化、市内の大学等の新入生ガイダンスへの訪問による、ごみの分別、減量化及び資源化の啓発、衣類等の拠点回収の場所や使用済み小型充電式電池などの回収協力店の所在地をグーグルマップ上に表示させる青森市資源ごみ等ステーションマップの周知などを行っております。

可燃ごみの減量化の進捗につきましては、令和2年度から令和5年度までの4年間で8605トンの減量となっており、既に減量目標は達成している状況であります。

本市といたしましては、当初の目標は達成しているものの、持続可能な循環型社会を構築するため、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、リサイクル率の向上についても取り組んでまいります。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 8605トンで減量化は達成しているから、現在は青森に来て大丈夫だと。分かりました。

次に行きますけれども、自宅敷地内でごみを燃やすことを厳しく禁じることになったのが、たしか平成12年からだと思いましたが、かなり周知徹底が図られて、私自身も近所の人も、これは燃やせないなということで、かなり燃やす人が少なくなったと思っていました。

そこで質疑しますが、自宅敷地内等でごみを燃やすことが禁じられているが、これまで、どのように住民に注意喚起を行ってきたのかお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

自宅敷地内でのごみの焼却に係る住民への注意喚起についてということでありま

すが、自宅敷地内を含め、野外での廃棄物の焼却は悪臭、ばい煙などが発生し、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、一般廃棄物処理基準等に従って行う焼却、風俗慣習上の行事等での焼却、農業、林業または漁業でのやむを得ない焼却、たき火、その他日常生活で通常行われる軽微な焼却を除きまして、廃棄物を焼却してはならないと定められております。なお、法律に違反して野外焼却を行った場合は、違反者には5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられることがあります。

本市では、廃棄物の野外での焼却が禁止されることにつきまして、「広報あおもり」及び市ホームページへの掲載、野外焼却禁止のチラシの配布によりまして、市民への注意喚起を行うとともに、廃棄物の適正処理を呼びかけております。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 1000万円の以下の罰金というのは、ちょっと驚きましたけれども、基準に従って行うということで、風俗慣習上の行事等での焼却、農業などでの焼却、日常生活での軽微な焼却は認められていて、それ以外は禁止だということです。

呼びかけ方法は「広報あおもり」、ホームページで注意喚起をするということなんですけれども、私の住んでるような浪岡の農村地帯だと、やっぱり、どちらかといえば回覧板の情報をみんな注意しているようです。

それで、質疑します。

自宅敷地内でごみを燃やしていると通報があった場合は、どのように対応してるのかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

通報があった場合の対応についてであります。本市では、市民等から自宅敷地内を含め、野外焼却の通報があった場合は、まず現場に出向きまして、状況を確認した上で、焼却していた方に対して、野外焼却禁止の啓発チラシを配付しております。廃棄物の焼却により悪臭や煙が近隣の迷惑になっていることや、廃棄物の野外での焼却は禁止されている行為であることを指導しているところであります。

また、野外焼却の例外とされます、たき火などの軽微な焼却であっても、近隣に迷惑がかからないように配慮することを伝えているところであります。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 法律に違反する行為だから、やっぱり駄目なものは駄目だということで、行政として、もし通報があれば指導しなければならないということなんですけれども、農村部だと本当に隣近所の関係も近くて、仮に通報したとすれば、誰がしゃべったんだとか、本当にやりにくいですよね。白い目で見られたりとかしてですね、そういうこともあるので、今までそういう相談を受けたこともありますが、行政も同じくやりにくいと思うんです。

でも、行政としてやっぱりいろいろ知恵を絞りながら、そのときは対応していた

だきたいなということで、これは終わりたいと思います。

次に、浪岡地区の樹木管理についてですけれども、まず、浪岡地区の都市公園における樹木管理の予算の推移をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

**○館山公浪岡振興部長** 浪岡地区の都市公園における樹木管理の予算についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の都市公園における樹木剪定、病虫害防除、植栽管理、危険木伐採など、樹木管理に要する予算の推移につきましては、令和4年度が563万9000円、令和5年度は562万2000円、令和6年度は、当初予算536万8000円のほか、危険木の伐採に係る経費として269万5000円を補正予算として、今定例会において御審議いただいているところであります。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 大体560万円ぐらいだということで推移しているということですが、この質疑に至ったのは、もう大問題となっているアメリカシロヒトリです。浪岡地区だけに限らずだと思うんですけれども、市所有の公園だとか、個人所有の樹木に大量発生しているという害虫です。

浪岡地区で目立つのが、葉っぱが全部茶色になっているのが、私から見てですけれども、浪岡の駅前とか、商工会の浪岡川沿いの桜が茶色で目立っていましたので、食われているということです。

再質疑します。公園樹木の害虫であるアメリカシロヒトリの発生は確認されているのか、内容を示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

**○館山公浪岡振興部長** 浪岡の公園樹木でのアメリカシロヒトリの発生状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

今年度につきましては、8月下旬に職員が巡回しております。そうしたところ、浪岡地区の都市公園14か所全てにおいて、アメリカシロヒトリの発生を確認しております。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 時間の関係上ちょっと省きますけれども、住民から心配されているのは、葉っぱが食われて、来年、桜が咲くのかということで、聞き取りでは、咲くのではないか、芽を食われたわけでないからと言われたんですけれども、ちょっと黒石の元りんご試験場で害虫とかの研究をしている人に聞いたんですけれども、リンゴだって葉っぱから栄養がきて、玉が大きくなっているのと同じで、桜だって葉っぱが食われれば、花に影響があると私は思うよと、研究した人がしゃべっていましたので、特に北国の方は長い冬を我慢して、春になって、桜でみんな喜ぶわけですので、その点のところを心配していますし、今後、気をつけて管理していただきたいとお願いして終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費9目総合保健福祉センター費に関連して、浪岡総合保健福祉センターについてなんですけれども、これは、ここ近年にないぐらい浪岡地区で騒がれていまして、温泉の入浴のボイラーがまた壊れて、ちよくちよくいろいろ壊れているんですけれども、健康福祉課には苦情の電話が118件もきたということなんですけれども、質疑します。

温泉を利用して入浴を行っている施設内のデイサービスと老人福祉センターの利用者に対して、どのように対応しているのか示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

**○館山公浪岡振興部長** 青森市浪岡総合保健福祉センター内にありますデイサービスと老人福祉センターの温泉利用の状況についての御質疑にお答えいたします。

今般、温泉の入浴ができなくなったことに関しましては、ポンプの故障が判明した翌日に施設に貼り紙をするとともに、利用予定団体ですとか、地域の方々に直接または電話で御連絡し、事情を御説明したところであります。

現時点でも温泉は利用できないものの、水道水を利用しているシャワー等はボイラーで加熱し、温水として使用できる状態のため、施設内のデイサービスセンターにおきましては、このシャワー等のお湯を浴槽にためて御入浴いただいているところであります。

また、老人福祉センターの温泉につきましては現在、シャワー、カランのみ御利用いただいているところであります。

**○竹山美虎委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** やはり高齢者の方は特に温泉が好きで、ここの施設も温泉がメインだということで、このぐらいの反響があると思います。

それと、介護保険でデイサービスを利用している人たちは、シャワーで対応しているということなんですけれども、デイサービスでなければ、介護度が重い人は温泉に入れない人もおりますので、それだけ期待がかかっているということだと思います。

それで、最後は、貼り紙を貼ったり、電話しているということなんですけれども、高齢者の皆さんから1回、回覧板で回すべきでないかときているんですけれども、その点はどう思いますか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

**○館山公浪岡振興部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、まずは御利用されている団体、地域の方々にお知らせすべきとのことで、直接お電話したり、あとは福祉バスに職員が乗り込みまして、温泉を利用される方々へ周知を図ってきたところあります。

それで、今般、そのポンプを改修するための入札が終わりまして、事業者が決定いたしましたことから、現在、具体的な工期について、協議しているところあります。ですので、温泉の利用が再開できる日程の見込みが立った時点で、速やかに回覧等で周知してまいりたいと考えております。



**○竹山美虎委員長** 天内慎也委員に申し上げます。

日本共産党会派の持ち時間を経過しましたので、これをもって終了いたします。

〔天内慎也委員「はい」と呼ぶ〕

**○竹山美虎委員長** 次に、澁谷洋子委員。

**○澁谷洋子委員** 自民クラブ、澁谷洋子でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質疑は、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関連しまして、市街化調整区域についてお伺いしたいと思えます。

市街化調整区域については、自由に自宅が建てられないなど、最近では、2024年問題があつてからは、物流の拠点倉庫を探す会社が増えたように思うんですけども、そういった相談を受けているんですが、この地区に将来性が見いだせないから若者が戻ってこないとか、町会では様々な話があります。

その中で、令和4年2月に策定されました青森市都市計画マスタープランでは、「市街化調整区域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用に係る個別規制法に基づき、自然環境及び周辺環境との調和を図りながら、農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本とします」というふうに示されておりました。

そこで、質疑します。都市計画マスタープランにおける市街化調整区域のまちづくりについて、市の考えをお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 澁谷委員からの市街化調整区域の都市づくりについての御質疑にお答えいたします。

本市では、都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として、令和4年2月に青森市都市計画マスタープランを策定いたしました。本マスタープランは、長期的な都市政策の視点に立って、都市の将来像から土地利用、都市基盤施設等の整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものであります。

市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる区域区分は、都市計画に関する国の技術的助言である都市計画運用指針によりますと、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものであるとされております。このうち、市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、一方で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされております。

なお、区域区分を都市計画に定めるに当たっては、県が市町村の意見を聞き、国土交通大臣の同意を得て定めるものでありまして、本市では、昭和46年に県が都市計画決定をしております。

本市といたしましては、市街化調整区域につきまして、無秩序な市街地の拡大を

抑制するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用に係る個別規制法に基づき、自然環境及び周辺環境との調和を図りながら、農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本とするとともに、移住・定住の促進、地域コミュニティーの活性化による集落を中心とした居住地の維持、幹線道路沿線における地域振興に寄与する施設の維持や土地利用を図るなど、市内各地域の特色を生かした都市づくりを推進することとしております。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございました。

農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本としながら、地域コミュニティーの活性化による集落を中心とした居住地の維持、幹線道路沿線での地域振興に寄与する土地の利用を図っていききたいとの御答弁でしたが、なかなか、今、荒川地区で農業を継続していくのが難しく、機械、要はコンバインとか、機械を買うのも、もう大変なのだという理由で、どんどん今やめている方が多いという実情は御存じだと思っております。

人口減少が進む中で、この市街化調整区域の集落を維持していくためにも、地域コミュニティーの活性化は非常に重要であると思っております。

そこで、2つ目の質疑をします。本市における市街化調整区域の集落の状況についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 市街化調整区域の集落の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例におきまして、自然的条件または社会的条件に照らして、独立して一体的な日常生活圏を構成する相当数の建築物が連檐している集落を既存集落と定義し、野木和、岡町、白旗野、戸門などの33集落がこれに該当しております。

また、独立して一体的な日常生活圏を構成する大規模な既存集落で、市街化区域における建築物の連檐の状況と同程度のものを指定既存集落と定義し、奥内、荒川、高田、横内などの6集落がこれに該当しております。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 39の集落があるとのことでしたが、この集落をこれからも維持し、活性化していくためにもまちづくりは非常に重要であるというふうな御答弁だったと思うんですけども、移住・定住の促進、集落の地域コミュニティーの維持の観点から、市街化調整区域の土地利用に係る基準の見直しを行ったと思っております。このこれまでの内容と市の実績をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市都市計画マスタープランの策定に伴い、令和4年4月1日から、移住・定住者や新規営農者の受皿及び災害ハザード区域内居住者の移転先として、市街化調整区域内の土地が活用されることなどを念頭に、市街化調整区域における開発許可基準の見直しを行っており、具体的な内容と許可の実績につきましては、1つには、移住・定住の促進を目的として、集落内で自己用住宅の新築及び用途変更するために必要な要件であります居住歴につきまして、見直し前においては指定既存集落2年、既存集落15年を集落の種類を問わず、2年に統一したものでありまして、これまでの実績は2件であります。

2つには、災害対策を目的として、市内全域の災害ハザード区域から自己用住宅については集落内へ、また、店舗併用住宅については、集落内や幹線道路沿いへの移転を可能としたもので、実績はなしであります。

3つには、空き家対策及び移住・定住の促進を目的として、集落内にある自己用住宅を賃貸住宅への用途変更を可能としたもので、実績は1件であります。

4つには、農業振興を目的として、集落内において農業を主たる事業とする法人に対して、共同住宅等の新築及び用途変更を可能としたもので、実績はなしであります。

5つには、生活関連サービスの向上を目的として、幹線道路沿いでの日常生活に必要な物品の小売業の店舗をドライブインと同等の面積基準で新築及び用途変更を可能としたもので、実績は6件であります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

4つ目の、農業振興を目的として集落内において農業を主たる事業とする法人に対してのところ、これは、なかなか厳しいところではないかなというふうに思います。

3つ目の、移住・定住の促進の目的としてのところですが、2年間の居住歴を持った人が移住・定住してきたとしても、まず、居住歴が何十年もある私たちさえ自宅を建てるのがとても難しいというところが、一番人口減少の原因ではないかなというふうに思います。

隣に親の家がありました。でも、その隣に、同じ敷地の中に自分たちの家を建てたいという希望さえもかなわないで、これまで、いろいろ御相談させていただいた経緯があるんですけれども、やはり人口減少、この状態を青森市として今後どう捉えていくのか、どういうふうな方向性を持っていくのか、そこをお示しいただけますでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 今後の市街化調整区域の都市づくりの考え方についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年8月に県が策定いたしました「青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」におきましては、青森都市計画区域の人口、産業の見通しに基づくと、低未利用地の活用などにより、現況市街地における人口配分で将来的に発生する需要を満たすものと考えられることから、新たな市街地開発の必要は当面ないとされていることに加え、昨年度に県が実施した都市計画基礎調査における人口及び産業の動向を踏まえると、近年の人口減少や高齢社会が進展している状況においては、市街地を拡大することについて、当面必要ないものと考えており、現在のところ、市街化調整区域を市街化区域へ編入すること、いわゆる市街化区域を拡大する予定はありません。

本市といたしましては、市街化調整区域について、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の土地利用に係る個別規制法に基づき、自然環境及び周辺環境との調和を図りながら、農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本とするとともに、移住・定住の促進、地域コミュニティの活性化による集落を中心とした居住地の維持、幹線道路沿線における地域振興に寄与する施設の維持や土地利用を図るなど、今後においても市内各地域の特色を生かした都市づくりを推進してまいります。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

聞き取りで、この答弁内容を聞いたときに、何もするつもりはない、だけれども、人口減少をさせないために、この地域の特色を生かしたまちづくりを推進していく。どっちなんだろうなというふうに私は今でも、やっぱり聞いても迷っています。

できることなら、一気に拡大をしてほしいとか、何か規制を取ってほしいという望みを持っているわけではなくて、大きい道路を造ってほしいわけでもなく、聞き取りの際に職員も言っていましたけれども、除雪のことも何とかかんとかといういろいろ言っていたんですが、そういうことを望んでいるのではなく、ある程度もう少し緩和するような話をしていかないと、市民の皆さんというか、地域の皆さんに、もうここはこれ以上、何も発展しないよと私は答えられないです。

それで、この答弁を聞くと、ちょっとそういう答弁だと、どうなんだろうというふうに考えますので、青森市として、本当に、これから先もそれでいいのかどうなのかは、もう少し私も聞いていきたいなというふうに思います。これについての、質疑は終わります。

次に、浪岡病院についてお伺いします。

青森市病院事業会計に関連しまして、浪岡病院における令和4年度から令和6年7月までの診療科ごとの入院・外来患者数をお示しください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 澁谷委員からの浪岡病院の患者数についての御質疑にお答えいたします。

初めに、入院患者数につきましては、令和4年度は内科4580人、外科211人、合計4791人、令和5年度は内科5870人、外科623人、合計6493人、令和6年度は7月末時点で内科1390人、外科119人、合計1509人となっております。

次に、外来患者数につきましては、令和4年度は内科2万4379人、外科1367人、小児科448人、整形外科1947人、眼科1348人、耳鼻いんこう科1875人、精神神経科470人、合計3万1834人、令和5年度は内科2万2235人、外科1365人、小児科537人、整形外科1877人、眼科1557人、耳鼻いんこう科1879人、精神神経科189人、合計2万9639人、令和6年度は7月末時点で内科5959人、外科446人、小児科101人、整形外科679人、眼科589人、耳鼻いんこう科713人、合計で8487人となっております。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございました。

これまで浪岡病院については、地域に根差した病院を目指して、継続ができるような取組を行っていただきたいというふうに要望して、伺ってまいりました。

入院・外来ともに、内科の患者さんが中心であるように思います。多くの患者さんに御利用いただいているということは、少なからず皆さんの努力が実っている証拠ではないかなというふうに思いますが、先ほどお答えいただいた実績のうち、精神神経科の患者さんが、まずゼロなわけですよ。この部分を今後どのように取り組んでいくのかということで、伺っていきたいんですけども、浪岡病院における令和4年度から令和6年度の7月までの訪問診療実績及び現時点における今年度と昨年度の比較を示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 訪問診療についての再度の御質疑にお答えいたします。

訪問診療の実績につきましては、令和4年度が444件、令和5年度が631件となっており、令和6年度は7月末時点におきまして207件で、昨年と同期間と同数となっております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 令和4年度から5年度にかけて、大きく伸びていけたのはよかったかなと思うんですけども、訪問診療は在宅での生活を支援する取組として、一番これに力を入れて取り組んでいきたいんだというのが病院の目標であったかと思っています。精神神経科の患者さんがいなくなった分、どこで病院を維持していけるのかというところで、皆さんの頑張りの数字ではないかと思っています。

そこで、質疑します。

令和6年度におけるIoTを活用したみまもりサービス事業の取組の現状をお示しくください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** みまもりサービス事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院では、市民の健康寿命の延伸を目的に、浪岡地区をモデル地区としたヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトにおきまして、令和2年度からモビリティを活用した予防サービス事業及びI o Tを活用したみまもりサービス事業に取り組んでおります。

このI o Tを活用したみまもりサービス事業につきましては、在宅患者や見守りが必要な高齢者等を対象としまして、脈拍や血液中の酸素飽和度などを測定できる医療機器を通じて得られるデータにより、遠隔で見守りを行うものであり、令和6年度は、市内の訪問看護ステーション等に御協力を頂きながら、10名を対象に事業を実施しております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

訪問診療だけではなく、こういったサービスの提供も頑張っていかなきゃいけないんだというふうに、これまでも御答弁でいただいております。

つくった以上は存続していくことが必要だというふうなお話もこれまでいただいております。

ただ一方、浪岡病院は、いわゆる不採算病院であるということが、前回の決算特別委員会的时候も伺っておりますが、これからの病院運営のために、一般会計からの繰入れを受けている、その状況について確認したいと思います。

令和4年度及び令和5年度決算並びに令和6年度の当初予算における一般会計からの繰入金の額を示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 一般会計からの繰入金についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院における一般会計からの繰入金につきましては、令和4年度決算で6億2848万1000円、令和5年度決算で6億6457万2300円、令和6年度は当初予算で5億5394万3000円となっております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

令和6年度の当初予算では約5億5000万円、でも、これが最後、決算のときになると、もう少し足りなくなるかなというような、令和4年度、令和5年度、令和6年度を迎えていくのではないかなというふうに私は思っております。

一般会計からの繰入金は、現時点では少ない額で見込まれておりますが、将来的

な負担が必要になる病院ですので、企業債の残高の状況について確認したいと思います。

令和4年度及び令和5年度決算並びに令和6年度の当初予算における企業債残高をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 企業債残高についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院における企業債残高につきましては、令和4年度末で24億7998万1830円、令和5年度末で24億9528万4699円となっており、令和6年度末では23億4918万1830円を予定しております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 地域の方にとって、大切な病院として位置づけられること、それが存続していくための手段であると思っております。

経営改善の視点も重要ですが、やっぱり個々の病院に行くと、いいんだよというその口コミみたいなもので、病院の利用状況というのは変わってくるのではないかなど。そこには有名なお医者さん、優秀なお医者さんがいて、あの先生なら大丈夫というふうに、そういう口伝いに広がって、この病院を幅広く利用していただけたらいいですねというふうに、これまで私は答弁してまいりました。

それを踏まえながら、物価高騰の影響、人口減少などの環境変化に取り組みながら、病院として、この浪岡病院の役割をどのように取り組んでいくのか、今後の見通しとしてお示しいただけますでしょうか。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○奈良英文市民病院事務局長** 浪岡病院の役割と今後の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院は、地域で発生する救急搬送患者を受け入れる二次救急、日常の療養生活を支援する訪問診療・訪問看護のほか、地域住民の健康管理、疾病の治療、予防等を担う浪岡地区のかかりつけ医としての役割を担うとともに、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たすための医療提供に取り組んでまいりました。

今後におきましては、本年3月に策定しました青森市公立病院経営強化プランに基づき、経営改善に取り組むとともに、青森市立浪岡病院利用促進委員会の活動を通じ、認知度、イメージアップ、かかりつけ医機能の強化、浪岡地区の健康づくりへの貢献の取組を進め、より多くの皆様に浪岡病院を利用していただけるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** ありがとうございます。

この浪岡病院の今後の取組を聞くと、職員は右に左にといつも首をかしげて悩んでいるんだろうなというふうに見受けられます。

確かに病院の在り方は難しいですが、造った以上、できた以上、運営していく以上、借金が増えないように、一般会計の繰入れも少なくなるようにという努力をしなければなりません。そこには限界が来ると思っています。

今後、この取組がうまくいくようになればいいなと思っております。これについての質疑は終わります。

最後に、定期剪定・薬剤散布について質疑いたします。8款土木費4項都市計画費5目公園費に関連して、薬剤散布についてお伺いいたします。

薬剤散布の時期については、地元町会などと調整することが効果的であると思います。なぜかという、町会の総会で、今年はなかなか薬剤散布が来ないなど口々に皆さんが言っていたので、今回、それを聞いていきたいと思えます。

そこで、市の考えをお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 澁谷委員からの薬剤散布時期の調整に関する市の考えについての御質疑にお答えいたします。

青森地区における樹木薬剤散布業務につきましては、アメリカシロヒトリなどの病害虫対策を目的に、69か所の都市公園や緑地等の公園樹、61路線の街路樹に対し、作業効率を勘案して、東部、中部、西部の3つの工区に分割して業務を発注しております。

薬剤散布の時期につきましては、例年、アメリカシロヒトリの幼虫が発生し始めた時期に順次、作業を開始し、できるだけ短時間で作業を終えるよう受注者に指示しております。さらには薬剤散布という性質上、歩行者が少ない早朝時に作業することや、薬剤が枝葉に固着するよう、雨天時や強風時の作業を避けるなど、効果的かつ効率的に作業を行う必要があります。

そのため、地元町会等が希望する時期に合わせて適時に作業することは容易ではないものの、要望がありました際は、効率的な作業の支障とならない範囲で適切に対応してまいります。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございます。

次に、令和4年度から令和6年度における樹木薬剤散布業務委託の市の設計額をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 樹木薬剤散布業務委託の設計額についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森地区の樹木薬剤散布業務委託につきましては、作業効率を勘案して、東部、中部、西部の3つの工区に分割して業務を発注しており、それぞれの設計額の合計



としては、令和4年度が320万1000円、令和5年度は337万7000円、令和6年度が347万6000円となっております。

なお、各年度発注時点において、労務単価や資材単価を最新の単価に更新し、近年の労務費及び材料費の上昇を反映しているほか、伐採等による作業数量減少も反映した設計金額となっております。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 次に、薬剤散布業務については農薬の適正な保管や管理が必要であるということから、業務責任者は農薬管理指導士の資格を有するものでなければならぬと思っています。現在の状況についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 業務責任者の資格保有についての再度の御質疑にお答えいたします。

薬剤散布業務は、住宅地等に近接する公園樹や街路樹等の病虫害防除のための薬剤を散布する業務であることから、適正に薬剤を取り扱い、安全に作業する必要があります。

平成25年4月26日付農林水産省及び環境省通知の「住宅地等における農薬使用について」では、参考となる取組事例として、入札の資格要件において、病虫害防除業務の実施上の責任者が技術士や農薬管理指導士などの資格を有していることを規定することとされております。また、他者に委託する場合、業務委託契約等により、薬剤使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講したものを作業に従事させるよう努めることとされております。

本市が発注する樹木薬剤散布業務委託の特記仕様書におきましては、薬剤の使用安全基準や使用方法を遵守し、安全かつ円滑に業務を進めるため、青森県農薬管理指導士、または、これと同等の資格を有する者を責任者として充てることとしております。

そのため、当該業務の契約前に青森県農薬管理指導士認定書の写し等を確認してから契約締結を行っており、安全かつ適正に業務が行われているものと認識しております。

**○竹山美虎委員長** 澁谷委員。

**○澁谷洋子委員** 御答弁ありがとうございました。

最後に、要望をさせていただきます。

この農薬散布業務に農薬管理指導士の資格、責任者が必要だということを私も言われたんですけども、5年に1回の更新で、きちんと研修を受けに行かなければ、この資格というのを有することはできないんだというふうに言われました。

なぜ、この質疑をしたかというところ、やっぱり基本のことを身につけている人たちに管理をしていただくというところが、とてもこれから大事になるんじゃないかなというふうに思います。業務委託なので、木がある限り、ちゃんと管理を適正に行っ

ていただきながら、近隣の住民の植物に害を与えないようにしていただくためにも、やはり、この資格というのをきちんと確認していただいて、業務委託の入札を行っていただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 次に、柿崎孝治委員。

**○柿崎孝治委員** 自民クラブ、柿崎孝治です。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連して、市内では現在、稲刈りがゆっくり進んでいます。令和6年度の青森県米の品質は良と予想されています。

稲わらが大量に焼却されていた昭和40年代後半から平成になる前年まで、稲刈りが終わるといわゆるわら焼き、稲わらスモッグが発生し、列車が止まるなど、交通機関に大きな影響を与えることがありました。近年、わら焼きのことを忘れていたのですが、昨年、西北五・津軽方面に行ったとき、複数の箇所ではわら焼きが行われていたのには驚きました。

当市でも、いろいろな対策の実施、また農業者の協力もしたことで、わら焼きがなくなったと思われまます。市内では、稲を刈った田んぼに稲わらふりーでんという旗が立ちます。稲わらふりーでんとは何か。

稲わらふりーでんの周知方法についてお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 柿崎委員の稲わらふりーでんの周知方法についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市民の健康面や道路交通等への影響を及ぼすとされる稲わらの焼却を防止し、稲わらの有効活用を促進するため、稲わら活用対策事業を実施しているところであります。この事業では、稲わらパトロールによる巡回確認や水稻農家への指導を行いますとともに、農林水産部に稲わら活用相談窓口を開設するなどし、稲わらの有効活用に努めてきたところであります。

これらの取組の一つといたしまして、平成10年度から稲わらふりーでんを市内の圃場に開設しております。

この稲わらふりーでんにつきましては、稲わらの無償提供に御協力を頂ける農家の圃場に、水田で刈り取った稲わらを積み上げますとともに、目印といたしまして稲わらふりーでんの旗を掲げ、稲わらの活用を希望する方は、無料で稲わらを持ち帰ることができるものとなっております。令和5年度は、市内51か所の圃場、19.9ヘクタールで実施しており、家庭菜園等を行います市民等の方々から好評を得ているところであります。

この稲わらふりーでんの実施につきましては、「広報あおもり」やラジオ広報、市ホームページで市民に広く周知いたしますとともに、稲わらふりーでんの開設箇所が一目で分かるように稲わらふりーでんマップを作成し、希望する市民が自由に閲覧できますように市役所各庁舎や各支所、各市民センターの窓口等に配置している

ところであります。また、これに加えて本年度からは、稲わらふりーでんの設置場所を、スマートフォン等を活用し、いつでも、手軽に確認いただけるよう、グーグルマップを活用した稲わらふりーでんマップを作成し、市ホームページで公開しているところであります。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 今、農林水産部長の答弁にあった稲わらふりーでんの設置場所を、スマートフォン等を活用し、いつでも手軽に確認できるグーグルマップを活用した稲わらふりーでんマップを作成し、ホームページで公開することは画期的だと思います。

紙ベースだと分かりにくく、探せないこともあると思いますが、グーグルマップだと、迷わず目的の稲わらふりーでんに行けると思われます。また、ガーデニングにおいて、稲わらは多様な形で利用されています。畑のマルチング材として使うことで雑草の発生を制御し、土壌の湿度を保ちます。これは、水やりの回数を減らし、植物の成長をサポートする効果があります。また、稲わらは、肥料やコンポスト材料としての価値が高く、土壌に役立ちます。さらに、野菜や果実の収穫後の保護材としても適しているため、収穫物を自然な形で保存する際にも活用できると思われまます。ガーデニングと稲わらの相性は抜群であり、それぞれが持つ力を最大限に引き出すことができると思われます。

ちなみに、稲わらをホームセンターで買い求めると、切った2つで500円前後になるそうです。それで、刻んだ稲わら500グラムで税込み500円だそうなので、家庭菜園で使うとすると相当のお金がかかります。だから、もらっていったほうがいいのではないかと思います。

この項は、これで終わります。

続いて、2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費に関連して、選挙管理委員会事務局では常々、投票率向上に努められていると思われます。買物に訪れた人やそこに勤める人たちが投票しやすい環境が整っているショッピングセンターの期日前投票所、北西部地区では、マエダガーラモール店の閉店に伴い、西部市民センターに設置されていましたが、期日前投票所を今のガーラタウンに再度、設置することを検討しているかお尋ねします。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長** 柿崎委員のガーラタウンへの期日前投票所の再設置についての御質疑にお答えいたします。

常に多くの有権者が集まり、駐車場も広く、市民の認知度も高い場所への期日前投票所の設置につきましては、買物等の機会を通じて、投票をしようとする有権者にとって、投票日時・投票場所についての選択の幅が広がるものであり、有権者の利便性の向上、ひいては投票率の向上に寄与するとの考え方から、令和4年の参議院議員通常選挙から、それまでのアウガ、イオン青森店及び浪岡庁舎の3か所に加

え、東地区のユニバースラ・セラ東バイパスショッピングセンター、西地区のマエダガーラモール店に期日前投票所を増設したところであります。

その後、マエダガーラモール店が令和5年5月に閉店したことにより、同年の県知事選挙・市長選挙の際には、期日前投票所を減じては西地区の利便性の低下につながることから、暫定的な対応として、西部市民センターに期日前投票所を設置いたしました。

今年3月、ガーラタウンに新たなテナントがオープンしたことから、現在、施設所有者と期日前投票所の設置について、令和7年の参議院議員通常選挙からの設置に向け、協議を進めております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 市内の大学では、学生の投票率向上のため、いろいろ対策を行っていると同っています。

当市において、若年層への啓発の取組はどのようなことをやっているのかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○齋藤賢剛選挙管理委員会事務局長** 柿崎委員からの若年層への啓発の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

選挙管理委員会におきましては、常日頃から、あらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する有権者の意識の醸成・向上を図っていくことが重要であるとの認識の下、若年層への啓発事業を実施してきました。

具体的には、小・中学生を対象に、市教育委員会と連携しての模擬投票などの出前講座の実施、小・中学生を対象とした明るい選挙啓発ポスターコンクール事業への青森市明るい選挙推進協議会との連名による出展促進、満18歳となる新有権者へ同協議会と連名で啓発はがきを発送、成人式における選挙制度の概要を記載したPR冊子やその年の選挙予定をお知らせするチラシの配布、選挙権年齢の引下げに伴い、平成28年7月の参議院議員通常選挙から、市内4大学——現在は3大学ですけれども、期日前投票所の設置などに取り組んできたところであります。

啓発事業の一つであります出前講座について御説明いたしますと、小学校につきましては、市内の全校に対し、その年度における実施の希望を募り、中学校につきましては、青森市中学校教育研究会社会科部会長より実施校の推薦を受け、実施校を決めております。

出前講座の内容につきましては、選挙に関する講座後、学区の地域を仮想の市とし、教職員が立候補者とした実際の選挙と同じ流れによる模擬市長選挙を行っており、今年度は小学校5校、中学校2校を予定しております。また、児童・生徒に対し、選挙の際に、親御さん等と共に、実際に投票所を訪れ、どのように投票が行われているのか見学することを勧めることとしております。

さらに、今年度から、若年層である大学生に対する啓発として、青森大学の櫛引素夫教授の御協力の下、同大学との連携を始めました。7月3日に同教授の授業において、選挙管理委員会事務局職員による投票率の推移と投票率向上に向けた取組と題した講話、学生の代表者との選挙に関する車座トーク、代表者以外の学生との質疑応答を行ったところであります。

今後も、引き続き、選挙出前講座の開催や青森大学との連携における学生との交流等の若年層への啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** ありがとうございます。

続きまして、7款商工費1項商工費3目観光費に関連してお尋ねします。

青森空港における国際定期便の就航状況をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 柿崎委員からの青森空港における国際定期便の就航状況についてお答えをいたします。

本市では、陸海空の交通結節機能を生かした立体観光を推進しており、空の玄関口であります青森空港は、外国人観光客の誘客に重要な役割を担っております。

青森空港における国際定期便の就航状況につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして長らく全線運休となっておりましたが、本年1月20日に、青森ーソウル線が約3年10か月ぶりに週3往復で運航を再開いたしました。さらに、10月29日には、青森ー台北線が約4年8か月ぶりに週3往復で運航再開することとなっております。

青森ーソウル線は、1月の運航再開後、7月までの搭乗客数は約1万8000人となっております。今後、青森ー台北線の運航再開によりまして、外国人観光客のさらなる増加が見込まれるところであります。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 青森の冬や雪を楽しみに観光に来る観光客、青森ー台北線の運航再開に合わせ、台湾向けの誘客プロモーションを実施しているかお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○横内信満経済部長** 台湾向けの誘客プロモーションについての再度の質疑にお答えをいたします。

本市では、青森ー台北線の運航再開を控えまして、日本在住で台湾出身のマイクロインフルエンサーによるファムツアーを実施し、SNSによる情報発信を行う取組を予定しております。

マイクロインフルエンサーは、SNSで多くの方の意思決定に影響を与えるインフルエンサーの中でも、フォロワー数は多くはないものの、特定のコミュニティー

に強い影響力を持つ人とされておりまして、専門家の意見を踏まえ、連鎖的に多くの方へ周知が可能となるよう、様々なジャンルから複数人を活用することとしております。

ファムツアーは、5名程度のマイクロインフルエンサーが本市の観光名所、施設などをめぐり、アクティビティ、自然、食等に関するコンテンツについて、実際に体験し、情報発信することにより、今月から4回程度の実施を予定しております。

以上でございます。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 質疑は終わりました、要望です。

今年の4月から8月まで、ワ・ラッセ及び八甲田丸の入館者数はかなり増えていたと思われまます。冬の観光でも訪れる外国人観光客の多くは、ワ・ラッセや八甲田丸を訪れることが予想されますので、今後も、状況を把握し、アイデアを出して入館者数を増加させていただきたいと思ひます。

最後に、冬季間、八甲田丸は月曜日を休館日としています。昨年、観光客が休館日を知らずに訪れていたこともありまました。国際定期便の観光客も増加することから、動向を観察して、休館日の見直しも検討してさせていただきたいと思ひます。これで終わります。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費に関して、昨年に続き、今年の夏も暑く、猛暑、酷暑と天気予報では表現されていまました。青森の夏といえは、やませが吹いて、気温が上がらず、半袖は着れない、お年寄りにはストーブをつけて過ごしているなど、すごく昔のように感じられます。

青森市内の小・中学校は冷房が完備され、市内の施設にも冷房設備の設置が進んでいまます。まちを歩いていても、日傘を差して暑さをしのいだり、小型の扇風機を体に当てているなど、個々に対策をしているのも見られました。全国的に、熱中症予防で一時的に暑さをしのぐための場所、涼み処が設置されたと報道されていまました。青森市役所本庁舎1階は、冷房が効いた広い涼み処となつていまます。

お尋ねしまます。

本市の涼み処及びクーリングシェルターの設置の経緯と設置状況をお示しくたさい。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めまます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 柿崎委員からの涼み処及びクーリングシェルターの設置の経緯と設置状況についての御質疑にお答えいたしまます。

令和6年4月1日に施行されまました改正気候変動適応法第21条第5項におきままして、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放する指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターにつきままして、市町村長があらかじめ指定することができるとされたことから、本市におきまましては、本年4月より指定し、設置したところでありまます。また、涼み処につきまましては、本市における市民等の熱中症対策

として、熱中症特別警戒アラートが発表されずとも、外出時など、一時的に暑さをしのぐ場所として設置し、今年度から、毎年7月1日から9月30日までの間、常時開放しているところです。

本市における涼み処及びクーリングシェルターの設置状況であります。現在、涼み処につきましては、公共施設25か所、民間施設84か所の合計109か所を常時開放しております。また、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放するクーリングシェルターにつきましては、公共施設25か所を指定しております。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

**○柿崎孝治委員** 御答弁ありがとうございます。

来年度もまた暑くなることが予想されますので、涼み処も進化するというか、会派で金沢市に行ったとき、水を飲むコーナーとか、あめが置かれていたというのもありました。それは、金沢市がどこかから提供されていたのを置いていたと思うんですが、他都市のこともちょっと見ながら、さらに進化することを望みます。以上で終わります。

続いて、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費についてお尋ねします。

手軽なボランティア、環境・ごみ問題対策として、公園や道路沿いなどでごみを拾う活動を市民や企業が活発に行っています。市では、市民の協力の下、市民一掃きデー、おもてなしクリーンキャンペーンを実施していますが、その概要と実績をお示してください。

**○竹山美虎委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 市民一掃きデーとおもてなしクリーンキャンペーンについての御質疑にお答えいたします。

本市では、清掃意識の高揚と明るくきれいな住みよいまちづくりを目指し、青森市ごみ問題対策市民会議と連携しまして、道路や公園など、公共の場所における空き缶拾いなどの清掃活動を行う市民一掃きデーを昭和61年度から実施し、現在は、合浦公園など、計7か所で実施しております。また、本市を訪れるお客様を気持ちよくお迎えし、青森へ来てよかった、また来てみたいと感じていただけるような明るく住みよいまちづくりを目指すとともに、おもてなしの心の醸成を図ることを目的として、青森ねぶた祭開催前の7月に清掃活動を行うおもてなしクリーンキャンペーンを平成23年度から実施しております。

市民一掃きデーの実績につきましては、令和5年度は延べ720人の市民の皆様に参加いただき、今年度はこれまでに延べ800人の市民の皆様に参加いただいております。なお、おもてなしクリーンキャンペーンにつきましては、令和5年度はあおもり駅前ビーチ周辺で清掃活動を行い、90の方に参加していただきました。今年度は、7月27日にあおもり駅前ビーチで開催を予定していたものの、雨天により、やむなく中止したものであります。

**○竹山美虎委員長** 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

要望といたしまして、昭和 61 年度から実施され、毎年同じ時期、同じ場所で行われ、定着しているのが分かりました。今までチラシを作成したことがないということでしたので、紙での作成は不要です。市の SNS などでも告知することを考えていただければいいと思います。この項はこれで終わります。

最後の質疑になります。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費に関して、令和 6 年 3 月 13 日に青函ツインシティ提携 35 年を迎えています。35 年前は昭和 63 年——1988 年、青函トンネルが開業した年になります。

動き出した青函ツインシティ提携 35 周年記念事業の概要と進捗についてお示しください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 柿崎委員からの青函ツインシティ提携 35 周年記念事業の概要と進捗についての御質疑にお答えいたします。

令和 6 年度は、ツインシティの盟約の締結から 35 周年を迎えることから、両市のさらなる地域活性化を図るため、35 周年記念事業に関連事業を含めた 8 つの事業により展開しております。

これまで実施した事業につきまして、まず、8 月上旬には、イベントでの相互 PR 事業といたしまして、青森ねぶた祭と函館港まつりにおきまして、青函ツインシティのロゴマークを掲示し、PR いたしました。また、8 月 10 日・11 日には、本市で小学生を対象にロボットの操作を学ぶワークショップを開催し、ワークショップに参加した児童が 9 月 1 日に函館市で開催された津軽海峡ロボコン大会に参加いたしました。

今後予定されている事業についてであります。1 つ目に、世界文化遺産に登録された両市の縄文遺跡群を相互に訪問するツアーとして、10 月 19 日・20 日には函館市へのツアーを、11 月上旬には青森市へのツアーを実施、2 つ目に、青函圏の料理人が食を通じた地域振興や食資源について意見を交わす津軽海峡エリア料理人フォーラム in 青森を 10 月 28 日に開催、3 つ目に、交流団体による記念演奏などを披露する青函ツインシティ提携 35 周年記念式典を 11 月 17 日に函館市で開催、4 つ目に、両市の高校生と株式会社セブン・イレブン・ジャパンが連携し、高校生のアイデアを基に新商品を開発の上、11 月中旬に店舗で販売実習を行う青函産学連携商品開発の実施、5 つ目に、両市の大学生チーム等がビジネスアイデアを競う学生ビジネスアイデアコンテストを 12 月に開催、6 つ目に、函館駅構内において、両市の産品を販売するほか、本市の観光プロモーションを行う青函ツインシティフェスタを令和 7 年 2 月に開催することを予定しているところであります。

○竹山美虎委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございました。



いろいろな事業があることが分かりました。参加できる事業があったら、進んで参加したいと思います。

これで全て終わります。どうもありがとうございました。

**○竹山美虎委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第 110 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 117 号「令和 6 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」までの計 8 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第 110 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 117 号「令和 6 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算」までの計 8 件についてお諮りいたします。

議案第 110 号から議案第 117 号までの計 8 件については、原案のおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○竹山美虎委員長** 万徳なお子委員、何号に御異議ありますか。

**○万徳なお子委員** 議案第 111 号に異議があります。

**○竹山美虎委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○竹山美虎委員長** それでは、議案第 111 号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 111 号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○竹山美虎委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 111 号については、原案のおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 111 号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 111 号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと

決しました。

以上をもって本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり、終始熱心に審査していただき誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

**午後0時2分閉会**